

【公開版】

提出年月日	令和元年 11 月 6 日	R6
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処理施設における  
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（火山）



## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 規則への適合性

##### 1. 1 要求事項の整理

##### 1. 2 要求事項に対する適合性

##### 1. 3 規則への適合性

#### 2. 基本方針

##### 2. 1 概要

##### 2. 2 火山影響評価の流れ

#### 3. 立地評価

##### 3. 1 原子力施設に影響を及ぼし得る火山の抽出

##### 3. 2 抽出された火山の火山活動に関する個別評価

##### 3. 3 影響を及ぼし得る火山事象

#### 4. 火山事象に関する設計方針

#### 5. 降下火砕物防護施設の選定

#### 6. 設計条件

##### 6. 1 降下火砕物の設計条件及び特徴

##### 6. 2 降下火砕物で考慮する影響

#### 7. 降下火砕物防護施設に影響を与える可能性のある影響因子

##### 7. 1 直接的影響因子

##### 7. 2 間接的影響因子

#### 8. 降下火砕物防護施設の設計

##### 8. 1 直接的影響に対する設計方針

##### 8. 2 間接的影響に対する設計方針

#### 9. 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制

の整備の方針

10. 実施する主な手順

11. 火山の状態に応じた対処方針

2章 補足説明資料



## 1 章 基準適合性



## 1. 基本方針

### 1.1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について，事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえた，これまでの許認可実績により，事業指定基準規則第九条において追加された又は明確化された要求事項を整理する。(第1-1表)

【補足説明資料1-1】

第1-1表 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (1/5)

<p>事業指定基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p>	<p>再処理施設安全審査指針</p>	<p>備考</p>
<p>1 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等をいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p>	<p>指針1. 基本的立地条件 事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、再処理施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。</p> <p>1. 自然環境 (1)地震、津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等の自然現象 (2)地盤、地耐力、断層等の地質及び地形等 (3)風向、風速、降雨量等の気象 (4)河川、地下水等の水象及び水理</p> <p>(解説)</p> <p>1 自然環境及び社会環境について、申請者が行った文献調査及び現地調査の結果を、建物・構築物の配置を含む設計の妥当性の判断及び各種の評価に用いることが適切であることを確認するほか、必要に応じ現地調査等を行い、申請者の行った各種の調査結果の確認を行うものとする。</p>	<p>明確化された要求事項</p> <p>①重大事故等対処設備への措置を含むこと。</p> <p>②想定される自然現象が明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻</li> <li>・落雷</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> </ul>

第1-1表 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (2/5)

<p>事業指定基準規則                      第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p>	<p>再処理施設安全審査指針</p>	<p>備考</p>
	<p>指針14 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <p>1 再処理施設における安全上重要な施設は、再処理施設の立地地点及びその周辺における自然環境をもとに津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等のうち予想されるものを設計基礎とすること。</p> <p>2 これらの設計基礎となる事象は、過去の記録の信頼性を十分考慮のうえ、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、妥当とみなされるものを選定すること。</p> <p>3 過去の記録、現地調査の結果等を参考にして必要のある場合には、異種の自然現象を重畳して設計基礎とすること。</p>	

第1-1表 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (3/5)

<p>事業指定基準規則                      第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p>	<p>再処理施設安全審査指針</p>	<p>備考</p>
<p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>4 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果、最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	<p>指針14 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <p>1 再処理施設における安全上重要な施設は、再処理施設の立地地点及びその周辺における自然環境をもとに津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等のうち予想されるものを設計基礎とすること。</p> <p>2 これらの設計基礎となる事象は、過去の記録の信頼性を十分考慮のうえ、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、妥当とみなされるものを選定すること。</p> <p>3 過去の記録、現地調査の結果等を参考にして必要のある場合には、異種の自然現象を重畳して設計基礎とすること。</p>	<p>明確化された要求事項                      ①設計基準事故時の応力の考慮</p>

第1-1表 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表（4/5）

事業指定基準規則 第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）	再処理施設安全審査指針	備考
<p>3 <u>安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</u></p> <p>（解釈）</p> <p>1 <u>第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</u></p> <p>6 <u>第3項は、設計基準において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</u></p>	<p>指針1 基本的立地条件 事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、再処理施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。</p> <p>2 社会環境 (1) 近接工場における火災、爆発等 (2) 航空機事故等による飛来物等 (3) 水の利用状況、飲食物の生産・流通状況、人口分布状況等</p> <p>（解説）</p> <p>2 社会環境に関する事象として注目すべき点は、近接工場における事故及び航空機に係る事故である。</p> <p>近接工場における事故については、事故の種類と施設までの離隔距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、安全上重要な施設が適切に保護されていることを確認すること。</p> <p>航空機に係る事故については、航空機に係る施設の事故防止対策として、航空機の施設上空の飛行制限等を勘案の上、その発生の可能性について評価した上で、必要な場合は、安全上重要な施設のうち特に重要と判断される施設が、適切に保護されていることを確認すること。</p>	<p>明確化された要求事項</p> <p>① <u>重大事故等対処設備への措置を含むこと</u></p> <p>② 次の事象が明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ダムの崩壊</u></li> <li>・ <u>有毒ガス</u></li> <li>・ <u>船舶の衝突</u></li> <li>・ <u>電磁的障害</u></li> </ul>

第1-1表 事業指定基準規則第九条と再処理施設安全審査指針 比較表 (5/5)

<p>事業指定基準規則                      第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p>	<p>再処理施設安全審査指針</p>	<p>備考</p>
<p>7 <u>第3項に規定する「再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等をいう。なお、上記の「航空機落下」については、「<u>「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」</u>（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基つき、<u>防護設計の要否について確認する。</u></u></p> <p>8 <u>第3項に規定する「安全機能を損なわないもの」とは、想定される偶発的な外部人為事象に対し、冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないことをいう。</u></p>		



## 1.2 要求事項に対する適合性

### (1) 外部からの衝撃による損傷の防止

安全機能を有する施設は、再処理施設敷地の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。

なお、再処理施設敷地で想定される自然現象のうち、洪水、地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせる。

また、安全機能を有する施設は、再処理施設敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。

なお、再処理施設敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

自然現象及び再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為による

もの（故意によるものを除く。）の組み合わせについては、地震、津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象及び再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等（重大事故等対処設備を含む。）への措置を含める。

## (2) 火山の影響

安全上重要な施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して安全機能を損なわない設計とする。

- ・ 構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること
- ・ 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること
- ・ 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）に対して摩耗しにくい設計とすること
- ・ 構造物の化学的影響（腐食）及び換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）に対して短期での腐食が発生しない設計とすること
- ・ 敷地周辺の大気汚染に対して中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入

しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること

・電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して設置場所の換気設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること

・降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること

その他の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能を維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に補修を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。

十和田及び八甲田山の現在の活動状況は、巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。

対処にあたっては、火山現象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。

### 1.3 規則への適合性

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

#### 適合のための設計方針

##### 第1項及び第2項について

安全機能を有する施設は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して再処理施設の安全性を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する。

##### (1) 火山の影響

安全機能を有する施設は、火山の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼす

おそれがあると想定される火山の影響により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮した設計とする。

【補足説明資料1-2】

## 2. 基本方針

### 2.1 概要

原子力規制委員会の定める「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年12月6日原子力規制委員会規則第二十七号）」第九条において、外部からの衝撃による損傷防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。

火山の影響により再処理施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価するため、火山影響評価を行い、再処理施設へ影響を与えないことを評価する。

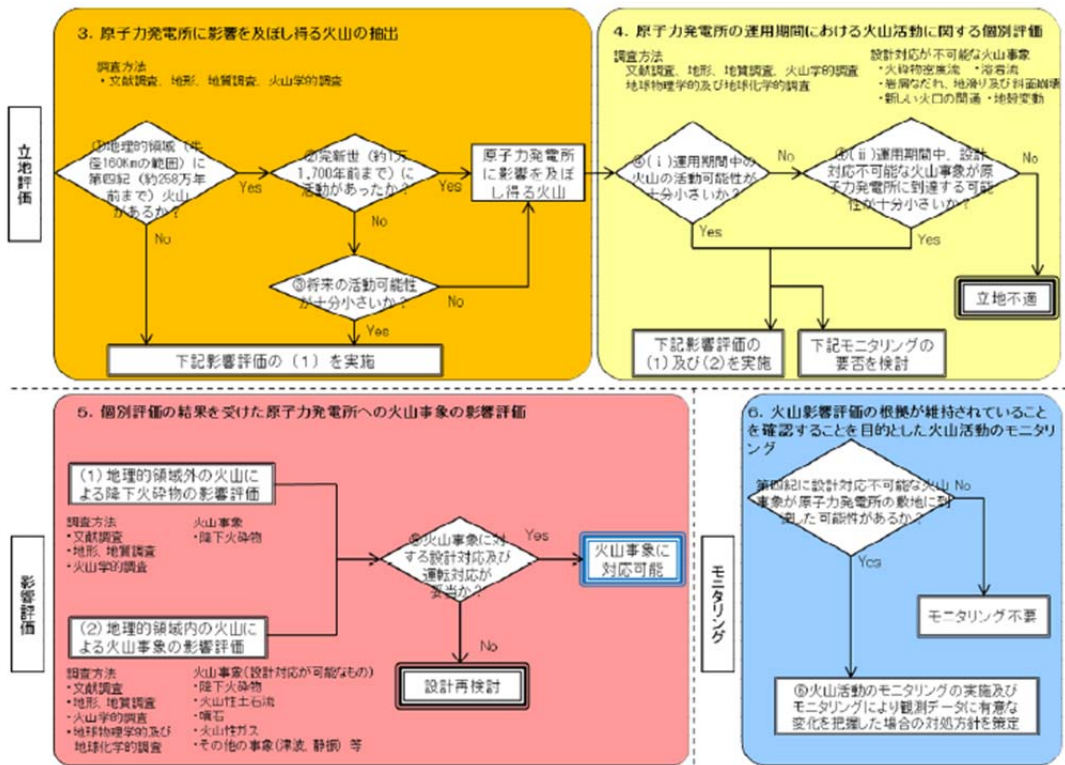
## 2.2 火山影響評価の流れ

火山影響評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、第2-1図のフローに従い立地評価と影響評価の2段階で行う。

立地評価では、再処理施設に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行う。具体的には設計対応不可能な火山事象が再処理施設の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う。

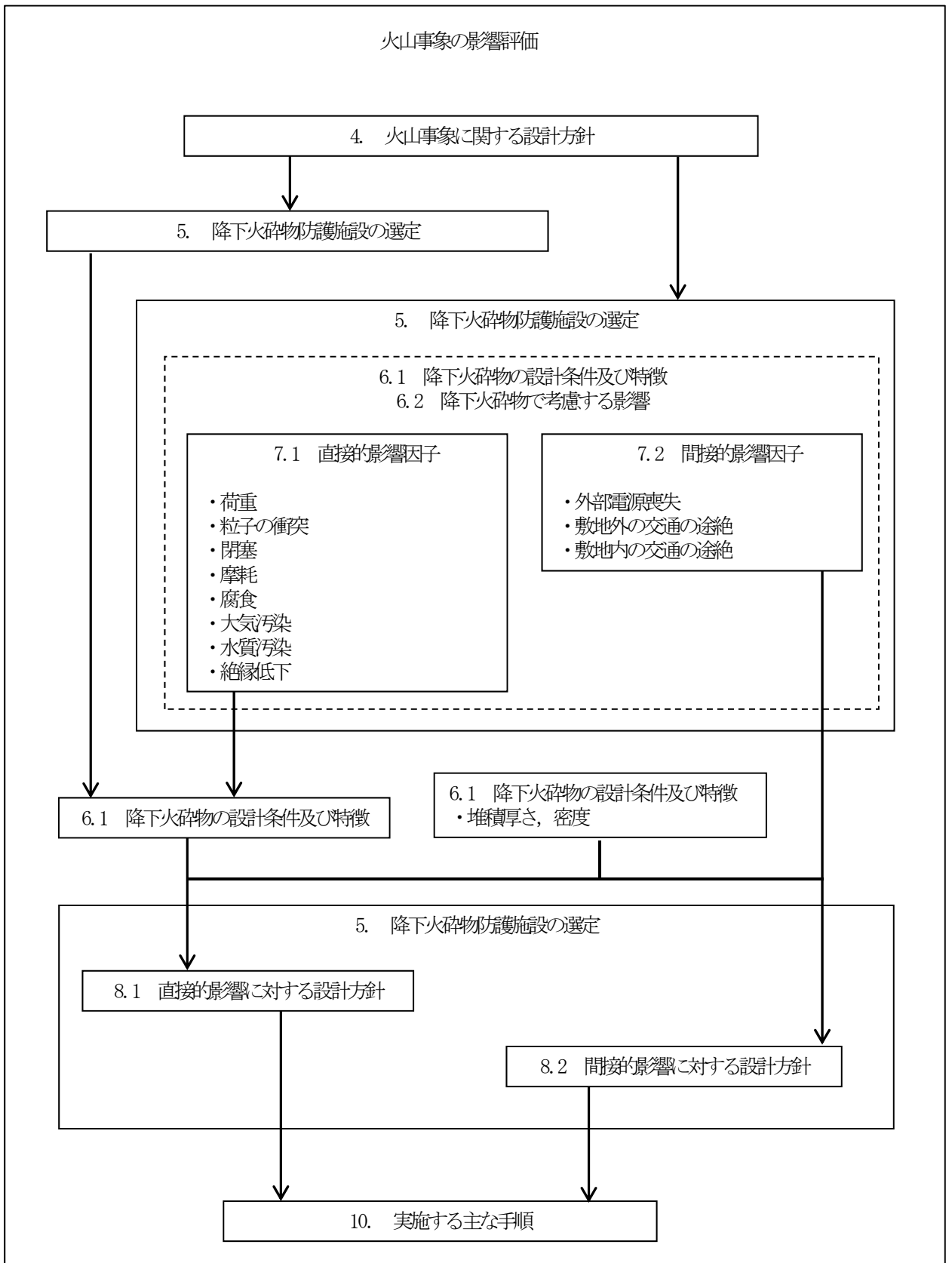
再処理施設に影響を及ぼし得る火山のうち、設計対応不可能な火山事象の到達可能性範囲に敷地若しくは敷地近傍が含まれ、過去に巨大噴火が発生した火山については、「巨大噴火の可能性評価」を行った上で、「最後の巨大噴火以降の火山活動の評価」を行う。巨大噴火の可能性が十分に小さいと評価した場合でも、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。

影響評価では、再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある火山事象について第2-2図のフローに従い評価を行う。



第2-1図 火山影響評価の基本フロー





第 2 - 2 図 影響評価のフロー

### 3. 立地評価

#### 3.1 原子力施設に影響を及ぼし得る火山の抽出

地理的領域（160km）に位置する第四紀火山（48火山）について、完新世の活動の有無，将来の活動性を検討した結果，再処理施設に影響を及ぼし得る火山として，北海道駒ヶ岳，恵山，恐山，岩木山，北八甲田火山群，十和田，秋田焼山，八幡平火山群，岩手山，秋田駒ヶ岳，横津岳，陸奥燧岳，田代岳，藤沢森，南八甲田火山群，八甲田カルデラ，先十和田，玉川カルデラ，網張火山群，乳頭・高倉及び荷葉岳の21火山を抽出した。

#### 3.2 抽出された火山の火山活動に関する個別評価

再処理施設に影響を及ぼし得る火山として抽出した21火山について，設計対応不可能な火山事象（火砕物密度流，溶岩流，岩屑なだれ，地滑り及び斜面崩壊，新しい火口の開口，地殻変動）が影響を及ぼす可能性について個別評価を行った。

火砕物密度流については，十和田及び八甲田カルデラ以外の原子力施設に影響を及ぼし得る火山については，発生実績や敷地からの離隔等より，火砕物密度流が敷地に到達する可能性は十分に小さいと評価した。

溶岩流，岩屑なだれ，地滑り及び斜面崩壊については，敷地から50 km以内に分布する恐山及び八甲田カルデラが評価対象火山となるが，恐山については，これらの堆積物は敷地周辺には分布しない。一方，八甲田カルデラについては，これらの発生実績が認められない。その他の19火山については，敷地から半径50km以内に分布しないことから，評価対象外である。したがって，これらの火山事象が敷地に到達する可能性は十分に小さいと評価した。

新しい火口の開口，地殻変動については，敷地が再処理施設に影響を及

ぼし得る火山の過去の火口及びその近傍に位置しないこと、並びに火山フロントより前弧側（東方）に位置することから、これらの火山事象が敷地において発生する可能性は十分に小さいと評価した。

以上のことから、再処理施設に影響を及ぼし得る火山（21火山）の火砕物密度流以外の設計対応不可能な火山事象については、発生実績や敷地からの離隔等から、過去最大規模の噴火を想定しても、再処理施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいと判断した。

火砕物密度流については、文献調査の結果、十和田及び八甲田カルデラの巨大噴火において、火砕流の到達可能性範囲に敷地若しくは敷地近傍が含まれるが、少なくとも施設運用期間中は、巨大噴火の可能性は十分小さいと判断した。また、最後の巨大噴火以降の火山活動の評価の結果、活動履歴、地質調査及び火山学的調査から、施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいと評価した。

ただし、十和田及び八甲田山を対象に、科学的知見を収集し、更なる安全性の向上に資するため、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。

### 3.3 影響を及ぼし得る火山事象

将来の活動可能性のある火山若しくは将来の活動可能性を否定できない火山について、再処理施設の運用期間中の噴火規模を考慮し、再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、降下火砕物のみが再処理施設に影響を及ぼし得る火山事象となった。よって、降下火砕物による安全機能を有する施設への影響評価を行う。

#### 4. 火山事象に関する設計方針

安全機能を有する施設は、想定される火山事象が発生した場合においても、冷却、水素掃気、火災及び爆発の防止、臨界防止、遮蔽並びに閉じ込めの機能を維持するために、火山事象に対する防護設計を講ずる。

安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設は、地震、溢水、火災等の共通要因によってその機能が損なわれないことを要求されていること並びにその機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ、安全機能の重要度に応じて機能を確保する観点から、降下火砕物防護対象設備とし、火山事象に対して防護設計を講じ、安全機能を損なわない設計とする。

その他の安全機能を有する施設については、火山の影響に対して機能を維持すること若しくは火山の影響による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障がない期間に補修を行うこと又はそれらを組み合わせることにより安全機能を損なわない設計とする。

なお、使用済燃料輸送容器（以下、「キャスク」という。）に使用済燃料が収納された使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、火山事象による使用済燃料収納キャスクへの波及的破損を防止する設計とする。

火山事象の評価においては、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061910号 原子力規制委員会決定）（以下「火山影響評価ガイド」という。）を参考に実施するとともに、今後も継続的に新たな知見等の収集に取り組み、必要な事項については適切に反映を行う。

想定される火山事象としては、再処理施設に影響を及ぼし得る火山事象として抽出された降下火砕物を対象とし、降下火砕物の特性による直接的

影響及び間接的影響を評価し、降下火砕物により防護対象設備の安全機能を損なわない設計とする。

また、十和田及び八甲田山の現在の活動状況は、巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。  
火山活動のモニタリングの結果、上記の火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処にあたっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等の払い出し等の可能な限りの対処を行う方針とする。

## 5. 降下火砕物防護施設の選定

安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設は、地震、溢水、火災等の共通要因によってその機能が損なわれないことを要求されていること並びにその機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ、安全機能の重要度に応じて機能を確保する観点から、降下火砕物防護対象設備とする。

降下火砕物防護対象設備は、建屋内に収納され防護される設備、建屋内に収納されるが外気を直接取り込む設備及び屋外に設置される設備に分類される。そのため、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋、建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備を降下火砕物防護施設とする。

降下火砕物防護施設のうち、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋として、以下の建屋を選定する。

- (1) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋
- (2) 前処理建屋
- (3) 分離建屋
- (4) 精製建屋
- (5) ウラン脱硝建屋
- (6) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
- (7) ウラン酸化物貯蔵建屋
- (8) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
- (9) 高レベル廃液ガラス固化建屋
- (10) 第1ガラス固化体貯蔵建屋
- (11) チャンネル ボックス・バーナブル ポイズン処理建屋
- (12) ハル・エンド ピース貯蔵建屋

- (13) 制御建屋
- (14) 分析建屋
- (15) 非常用電源建屋
- (16) 主排気筒管理建屋

降下火砕物防護施設のうち、建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備として、以下の設備を選定する。

- (1) 制御建屋中央制御室換気設備
- (2) ガラス固化体貯蔵設備のうち収納管及び通風管
- (3) 第1非常用ディーゼル発電機
- (4) 第2非常用ディーゼル発電機
- (5) 安全圧縮空気系空気圧縮機

降下火砕物防護施設のうち、屋外に設置する降下火砕物防護対象設備として、以下の設備を選定する。

- (1) 主排気筒
- (2) 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A, B
- (3) 再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B
- (4) 第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A, B
- (5) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の屋外配管並びに前処理建屋換気設備, 分離建屋換気設備, 精製建屋換気設備, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の屋外ダクト

なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、火山事象による使用済燃料収納キャスクへの波及的破損を防止する設計とする。

【補足説明資料5-1】



## 6. 設計条件

### 6.1 降下火砕物の設計条件及び特徴

#### (1) 降下火砕物の設計条件

再処理施設における降下火砕物の諸元については、給源を特定できる降下火砕物のうち、敷地に最も影響を与える甲地軽石の降下火砕物シミュレーション結果を踏まえ、敷地での層厚は55 cmとする。

また、甲地軽石を対象とした密度試験の結果を踏まえ、湿潤状態の密度を1.3 g / c m<sup>3</sup>とする。

降下火砕物に対する防護設計を行うために、降下火砕物を湿潤状態とした場合における荷重、個々の降下火砕物防護施設に常時作用する荷重及び火山と同時に発生し得る自然現象による荷重を組み合わせた荷重（以下「設計荷重（火山）」という。）を設定する。

また、火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風（台風）及び積雪による荷重を考慮する。

降下火砕物防護施設に作用させる設計荷重（火山）には、設計基準事故時に生ずる応力の組み合わせを適切に考慮する設計とする。

設計基準事故は、設備又は系統における内部事象を起因とするものであり、外部からの荷重である火山の影響との因果関係はない。また、火山の影響に対して安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とすることから、火山の影響及び時間的变化による設計基準事故への進展も考えられない。したがって、火山の影響と設計基準事故は独立事象となる。独立事象である火山の影響と設計基準事故が同時に発生する頻度は十分小さいと考えられる。以上のことから、設計荷重（火山）と設計基準事故時荷重の組合せは考慮しない。

仮に、設計基準事故発生時に降下火砕物が到達したとしても、設計基準事故時に期待する影響緩和機能は、降下火砕物による影響を受けない設計とすることから、設計基準事故発生時の火山の影響を考慮する必要はない。

【補足説明資料6-1】

(2) 降下火砕物の特徴

各種文献の調査結果により、一般的な降下火砕物の特徴は以下のとおりである。

- (i) 火山ガラス片及び鉱物結晶片から成る。ただし、砂よりもろく硬度は小さい。
- (ii) 亜硫酸ガス，硫化水素及びふっ化水素の火山ガス成分（以下「腐食性ガス」という。）が付着している。ただし、直ちに金属腐食を生じさせることはない。
- (iii) 水に濡れると導電性を生じる。
- (iv) 湿った降下火砕物は、乾燥すると固結する。
- (v) 降下火砕物の粒子の融点は、一般的な砂と比べ約1,000℃と低い。

6.2 降下火砕物で考慮する影響

「火山影響評価ガイド」を参考に、降下火砕物の特性による影響は、直接的影響として構築物への荷重，粒子の衝突，閉塞，磨耗，腐食，大気汚染，水質汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶を想定し，これらに対する影響評価を行う。

【補足説明資料6-2】

## 7. 降下火砕物防護施設に影響を与える可能性のある影響因子

### 7.1 直接的影響因子

#### (1) 荷 重

「荷重」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設のうち、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備の上に堆積し静的な負荷を与える「構造物への静的負荷」である。

降下火砕物の荷重は、堆積厚さ55 c m, 密度1.3 g / c m<sup>3</sup>（湿潤状態）に基づくとともに、火山以外の自然現象として積雪及び風（台風）による荷重との組合せを考慮する。

#### (2) 粒子の衝突

「粒子の衝突」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設のうち、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備に対して、降下火砕物の降灰時に衝撃荷重を与える「構造物への粒子の衝突」である。

#### (3) 閉 塞

「閉塞」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設に対して、降下火砕物の堆積による閉塞、降下火砕物を含む空気による換気系及び機器の吸気系並びに冷却空気の流路を閉塞させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）」である。

#### (4) 磨 耗

「摩耗」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設に対して、大気に含まれる降下火砕物により、動的機器を磨耗させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）」である。

#### (5) 腐 食

「腐食」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設のうち降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備に対して、腐食性ガスが付着した降下火砕物に接することにより接触面を腐食させる「構造物への化学的影響（腐食）」、換気系、電気系及び計測制御系において降下火砕物を含む空気の流路等を腐食させる「換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」である。

(6) 大気汚染

「大気汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設のうち、制御建屋の中央制御室において、腐食性ガスが付着した降下火砕物の侵入及び降下火砕物自体の侵入により居住性を劣化させる「中央制御室の大気汚染」である。

(7) 水質汚染

「水質汚染」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設のうち、水を必要とする降下火砕物防護対象設備に対して、取水に使用する二又川への降下火砕物の混入による「取水源の水質汚染」である。

(8) 絶縁低下

「絶縁低下」について考慮すべき影響因子は、降下火砕物防護施設に対して、湿った降下火砕物が電気系及び計測制御系絶縁部に導電性を生じさせることによる「盤の絶縁低下」である。

## 7.2 間接的影響因子

(1) 外部電源喪失

降下火砕物によって再処理施設に間接的な影響を及ぼす因子は、送電網への降下火砕物の影響により発生する長期間（7日間）の「外部電

源喪失」である。

(2) アクセス制限

降下火砕物によって再処理施設に間接的な影響を及ぼす因子は、敷地内外に降下火砕物が堆積し、交通の途絶が発生することによる「アクセス制限」である。

【補足説明資料7-1】

## 8. 降下火砕物防護施設的设计

降下火砕物については、「7. 降下火砕物防護施設に影響を与える可能性のある影響因子」にて記載した因子に基づき、その影響を適切に考慮し、降下火砕物防護施設の安全機能を損なわない設計とする。

### 8.1 直接的影響に対する設計方針

#### (1) 構造物の静的負荷

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、設計荷重（火山）の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備の許容荷重が、設計荷重（火山）に対して安全余裕を有することにより、構造健全性を失わない設計とする。

降下火砕物の堆積荷重と組み合わせる自然現象として積雪及び風（台風）を考慮する。

【補足説明資料8-1】

#### (2) 構造物への粒子の衝突

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物の粒子の衝突の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、コンクリート又は鋼構造物であるため、微小な鉱物結晶であり、砂よりも硬度が低い特性を持つ降下火砕物の衝突による影響は小さい。そのため、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備の構造健全性を損なうことはない。

なお、粒子の衝撃荷重による影響については、竜巻の影響に包含される。

【補足説明資料8-2】

(3) 換気系，電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）

屋外に設置する降下火砕物防護対象設備のうち主排気筒は，降下火砕物の堆積による閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備は，降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により，安全機能を損なわない設計とする。

主排気筒は，排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも，主排気筒下部に異物の除去が可能なマンホール及び異物の溜まる空間を設けることにより，堆積による閉塞がし難い構造とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し，中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備についても，プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。さらに，降下火砕物がフィルタに付着した場合でも交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。

ガラス固化体貯蔵設備の収納管，通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路については，冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フ

ードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が侵入した場合でも、貯蔵ピットの下部には空間があり、冷却空気流路が直ちに閉塞することはない。また、必要に応じ点検用の開口部より、吸引による除灰を行う。

第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の進入を防止するため、中性能フィルタ又はステンレス製ワイヤネットを設置する。さらに、降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタの交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。

#### 【補足説明資料8-3】

#### (4) 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、制御建屋中央制御室換気設備、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機並びに屋外に設置される降下火砕物防護対象設備のうち安全冷却水系の冷却塔は、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止する。降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備についても、プレフィルタ及び粒子フィルタ



又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。

第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、中性能フィルタ又はステンレス製ワイヤネットを設置する。

安全冷却水系の冷却塔において降下火砕物の影響を受けると想定される駆動部として、冷却ファンの回転軸部がある。これに対しては、冷却空気を上方に流し降下火砕物が侵入し難い構造とすることで、安全機能を損なわない設計とする。

#### 【補足説明資料8-4】

- (5) 構造物への化学的影響（腐食）、換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋、建屋に収納される降下火砕物防護対象設備、建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物による腐食の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物の特性として、金属腐食研究の結果より、直ちに金属腐食を生じさせることはないが、建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、塗装、腐食し難い金属の使用又は防食処理（アルミニウム溶射）を施した炭素鋼を用いることにより、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋は、外気取入口に防雪フード

を設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備については、プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。制御建屋中央制御室換気設備についてはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止する。

また、長期的な影響については、保守及び修理により安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋は外壁塗装及び屋上防水がなされていることから、降下火砕物による化学的腐食により短期的に影響を及ぼすことはない。

また、降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については、堆積した降下火砕物を除去し、除去後の点検等において、必要に応じて補修作業を実施することにより、安全機能を損なうことはない。

#### 【補足説明資料8-5】

#### (6) 中央制御室の大気汚染

降下火砕物防護施設のうち、制御建屋の中央制御室は、降下火砕物による大気汚染により、運転員の居住性を損なわない設計とする。

制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより、中央制御室の大気汚染を防止する。降下火砕物が取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止することで、運転員の居住性を確保する設計とする。

さらに、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制

御建屋の中央制御室内空気を再循環することで、腐食性ガスの侵入を防止し、運転員の作業環境を確保する設計とする。

【補足説明資料8-6】

(7) 取水源の水質汚染

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び安全冷却水系の冷却塔は、降下火砕物による水質汚染の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

二又川の河川水を除濁ろ過したろ過水から製造した純水は、純水貯槽に貯留し、純水を使用する降下火砕物防護対象設備は純水貯槽から供給を受ける設計とすることで、水質汚染により安全機能を損なわない設計とする。

常設重大事故等対処設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、水質汚染の影響を受ける可能性のない貯水槽であり、対処時に必要となる水の供給に影響を与えることはない。

【補足説明資料8-7】

(8) 盤の絶縁低下

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備については、プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。制御建屋中央制御室換気設備についてはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内部への降下火砕物の侵入

を防止する。

【補足説明資料8-8】

## 8.2 間接的影響に対する設計方針

### (1) 外部電源喪失

送電網への降下火砕物の影響により、長期的に外部電源が喪失した場合に対し、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を各々2系統設置する設計とし、外部電源喪失により安全機能を損なわない設計とする。

また、外部からの支援を期待できない場合においても、電力の供給を可能とするため、再処理施設内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料を貯蔵する設計とし、安全機能を損なわない設計とする。

### (2) アクセス制限

敷地外で交通の途絶が発生した場合、安全上重要な施設に電力を供給する第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料の供給が外部から受けられないが、敷地内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料を貯蔵する設計とし、安全機能を損なわない設計とする。

敷地内において交通の途絶が発生した場合でも、安全上重要な施設の安全機能は再処理施設内で系統が接続されることにより、交通の途絶の影響を受けない設計とし、安全機能を損なわない設計とする。

また、敷地内の道路において降下火砕物が堆積した場合には、降灰後に除灰作業を実施し復旧することを手順等に定める。

【補足説明資料8-9】

## 9. 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備の方針

火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）において、再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の措置を講ずる。

### (1) 計画の策定

火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行うための計画を策定する。

### (2) 要員の確保

火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を実施するために必要な要員を確保する。

### (3) 教育及び訓練

火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を確実に実施するための教育及び訓練を年1回以上実施する。

### (4) 資機材の配備

火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動に必要な資機材を配備する。

### (5) 体制の整備

火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動に必要な体制を整備する。

### (6) 定期的な評価

降下火砕物による火山影響評価に変更がないか定期的に確認し、変更が生じている場合は火山影響評価を行う。火山影響評価の結果、変更がある場合はそれぞれの措置の評価を行い、対策の見直しを実施する。

## 10. 実施する主な手順

- (1) 大規模な火山の噴火があり降灰予報が発表され、再処理施設の処理運転に影響を及ぼすと予見される場合には、再処理施設の運転を停止する。
- (2) 降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により建屋換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みの停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。
- (3) 降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。
- (4) 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換を実施する。
- (5) 降灰後は降下火砕物防護施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。

【補足説明資料10-1～10-2】

## 11. 火山の状態に応じた対処方針

十和田及び八甲田山の現在の活動状況は、巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。火山活動のモニタリングの結果、上記の火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。

対処にあたっては、火山事象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。

主な対処例を以下に示す。

- (1) 換気設備の風量の低減措置、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置、外気の取り込みの停止
- (2) 降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備に堆積した降下火砕物等の除去
- (3) 使用済燃料の受入れ停止及び新たなせん断処理の停止
- (4) 工程内の核燃料物質及び高レベル放射性液体廃棄物の払い出し





## 2 章 補足説明資料



## 第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(火山)

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	事業指定基準規則第9条と許認可実績等との比較表	11/6	0	
補足説明資料1-2	火山影響評価ガイドとの整合性について	11/6	1	参考資料8 火山影響評価ガイドとの整合性について
補足説明資料5-1	降下火砕物防護対象設備及び降下火砕物防護施設の選定	11/6	1	参考資料1 降下火砕物防護対象設備の選定について 4章 5. 評価対象施設の選定
補足説明資料6-1	降下火砕物と積雪の重ね合わせの考え方について	11/6	1	参考資料3 降下火砕物と積雪の重ね合わせの考え方について
参考資料6-1-1	建築基準法における自然現象の組み合わせによる荷重の考え方	11/6	1	添付資料3.1 建築基準法における自然現象の組み合わせによる荷重の考え方
補足説明資料6-2	降下火砕物による影響モード	11/6	0	4章 6. 降下火砕物による影響モード
参考資料6-2-1	降水による降下火砕物の固結の影響について	11/6	1	参考資料7 降水による降下火砕物の固結の影響について
補足説明資料7-1	影響モードによる再処理施設への影響因子	11/6	0	4章 7. 影響モードによる再処理施設への影響因子
補足説明資料8-1	降下火砕物防護施設の設計方針(構造物の静的負荷)	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<荷重>
参考資料8-1-1	建屋に係る影響評価	11/6	1	資料1 建屋に係る影響評価
参考資料8-1-2	降下火砕物堆積荷重評価への材料強度×1.1の適用について	11/6	1	参考資料2 降下火砕物堆積荷重評価への材料強度×1.1の適用について
参考資料8-1-3	降下火砕物の偏りによる影響評価について	11/6	1	参考資料9 降下火砕物の偏りによる影響評価について
補足説明資料8-2	降下火砕物防護施設の設計方針(構造物への粒子の衝突)	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<粒子の衝突>
補足説明資料8-3	降下火砕物防護施設の設計方針(換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響(閉塞))	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<閉塞>
参考資料8-3-1	気中降下火砕物濃度の算定について	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<閉塞> V. 気中降下火砕物濃度の算出
参考資料8-3-2	電源切替時の電源供給状況について	11/6	0	4章 参考1: 電源切替時の電源共有状況説明
参考資料8-3-3	非常用ディーゼル発電機等の外気取入口に設置する降下火砕物用フィルタの閉塞について	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<閉塞>
参考資料8-3-4	降下火砕物用フィルタの取替手順について	11/6	1	添付資料1 降下火砕物用フィルタの取替手順について

## 第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(火山)

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)
資料No.	名称	提出日	Rev	
参考資料8-3-5	制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転時の居住性について	11/6	0	4章 9. 降下火砕物防護施設の設計方針<閉塞>
参考資料8-3-6	気中降下火砕物対策に係る検討について	11/6	0	4章 9. 降下火砕物防護施設の設計方針<閉塞>
参考資料8-3-7	噴火速報及び降灰予報について	11/6	0	4章 参考2:降灰予報について
補足説明資料8-4	降下火砕物防護施設の設計方針(換気系、電気系及び計測制御系の機械的影響(摩擦))	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<摩擦>
補足説明資料8-5	降下火砕物防護施設の設計方針(構造物への化学的影響(腐食)) (換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食))	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<腐食>
参考資料8-5-1	再処理施設で使用する塗料について	11/6	1	参考資料4 再処理施設で使用する塗料について
参考資料8-5-2	降下火砕物の金属腐食研究について	11/6	1	参考資料5 降下火砕物の金属腐食研究について
補足説明資料8-6	降下火砕物防護施設の設計方針(中央制御室の大気汚染)	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<大気汚染>
補足説明資料8-7	降下火砕物防護施設の設計方針(取水源の水質汚染)	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<水質汚染>
補足説明資料8-8	降下火砕物防護施設の設計方針(盤の絶縁低下)	11/6	0	4章 8. 降下火砕物防護施設の設計方針<絶縁低下>
補足説明資料8-9	降下火砕物防護施設の設計方針(外部電源喪失、アクセス制限)	11/6	0	4章 9. 降下火砕物防護施設の設計方針<外部電源喪失、他>
補足説明資料10-1	再処理施設 運用, 手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)	11/6	1	別添資料1 再処理施設 運用, 手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止(火山)
補足説明資料10-2	降下火砕物の除去に要する時間及び灰置場について	11/6	1	参考資料6 降下火砕物の除去に要する時間及び灰置場について
参考資料10-2-1	除灰時の人員荷重の考え方について	11/6	1	参考資料10 除灰時の人員荷重の考え方について

令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 1 - 1 (9 条 火山)



事業指定基準規則第9条と許認可実績等との比較表(1/4)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p><b>再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則</b></p> <p>1 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><b>再処理の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</b></p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安</p>	<p>ロ．再処理施設の一般構造 （6）その他の主要な構造</p> <p>（iv）再処理施設は、敷地で予想される台風，異常寒波，豪雪等の自然現象によってもその安全機能が損なわれることのない構造及び配置とする。</p>	<p>ロ．再処理施設の一般構造 （7）その他の主要な構造</p> <p>（a）外部からの衝撃による損傷の防止 安全機能を有する施設は、再処理施設敷地の自然環境を基に想定される洪水，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，落雷，地滑り，火山の影響，生物学的事象，森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。 なお、再処理施設敷地で想定される自然現象のうち、洪水，地滑りについては、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせる。 また、安全機能を有する施設は、再処理施設敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下），ダムの崩壊，爆発，近隣工場等の火災，有毒ガス，船舶の衝突，電磁的障害等のうち再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわない設計とする。 なお、再処理施設敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊，船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。 自然現象及び再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）の組み合わせについては、地震，津波，風（台風），竜巻，凍結，降水，積雪，火山の影響，生物学的事象，森林火災等を考慮する。事象が</p>	

事業指定基準規則第9条と許認可実績等との比較表(2/4)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等をいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)」が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p>4 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果、最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自</p>		<p>単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象及び再処理施設敷地又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な安全機能を有する施設以外の施設又は設備等(重大事故等対処設備を含む。)への措置を含める。</p> <p>(ホ) 火山の影響</p> <p>安全上重要な施設は、再処理施設の運用期間中において再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した層厚55cm、密度1.3g/cm<sup>3</sup>(湿潤状態)の降下火砕物に対し、以下のような設計とすることにより降下火砕物による直接的影響に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計とすること</li> <li>・ 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(閉塞)に対して降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・ 換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響(摩耗)に対して摩耗しにくい設計とすること</li> <li>・ 構造物の化学的影響(腐食)及び換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響(腐食)に対して短期での腐食が発生しない設計とすること</li> <li>・ 敷地周辺の大気汚染に対して中央制御室換気設備は降下火砕物が侵入しにくく、さらに外気を遮断できる設計とすること</li> <li>・ 電気系及び計測制御系の盤の絶縁低下に対して設置場所の換気設備は降下火砕物が侵入しにくい設計とすること</li> <li>・ 降下火砕物による静的負荷や腐食等の影響に対して降下火砕物の除去や換気設備外気取入口のフィ</li> </ul>	



事業指定基準規則第9条と許認可実績等との比較表(3/4)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>然現象を重畳させるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p> <p>6 第3項は、設計基準において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>7 第3項に規定する「再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、</p>		<p>ルタの交換又は清掃並びに換気設備の停止又は循環運転の実施により安全機能を損なわない設計とすること</p> <p>その他の安全機能を有する施設については、降下火砕物に対して機能維持すること若しくは降下火砕物による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間に補修を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、再処理施設の安全性を維持するために必要となる電源の供給が継続できることにより安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>十和田及び八甲田山の現在の活動状況は、巨大噴火の可能性が十分小さいと評価しているが、火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があった場合は、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。</p> <p>対処にあたっては、火山現象による影響が発生し又は発生するおそれがある場合において、保全のための活動を行うため、必要な資機材の準備、体制の整備等を実施するとともに、その時点の最新の科学的知見に基づき可能な限りの対処を行う。</p>	

事業指定基準規則第9条と許認可実績等との比較表(4/4)

事業指定基準規則	許認可実績等	新規制要求を踏まえた適合方針	比較結果
<p>船舶の衝突、電磁的障害等をいう。なお、上記の「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p> <p>8 第3項に規定する「安全機能を損なわないもの」とは、想定される偶発的な外部人為事象に対し、冷却、水素掃気、火災・爆発の防止、臨界防止等の安全機能を損なわないことをいう。</p>			

令和元年 11 月 6 日 R1

補足説明資料 1 - 2 (9 条 火山)



火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>1. 総則</p> <p>本評価ガイドは、原子力発電所への火山影響を適切に評価するため、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出、抽出された火山の火山活動に関する個別評価、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山事象の抽出及びその影響評価のための方法と確認事項をとりまとめたものである。</p> <p>1. 1 一般</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地周辺の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響評価としては、最近では使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査において評価実績があり、2009年に日本電気協会が「原子力発電所火山影響評価技術指針」（JEAG4625-2009）を制定し、2012年にIAEAがSafety Standards “Volcanic Hazardsin Site Evaluation for Nuclear Installations” (No. SSG-21)を策定した。近年、火山学は基本的記述科学から、以前は不可能であった火山システムの観察と複雑な火山プロセスの数値モデルの使用に依存する定量的科学へと発展しており、これらの知見を基に、原子力発電所への火山影響を適切に評価する一例を示すため、本評価ガイドを作成した。</p> <p>本評価ガイドは、新規制基準が求める火山の影響により原子炉施設の安全性を損なうことのない設計であることの評価方法の一例である。また、本評価ガイドは、火山影響評価の妥当性を審査官が判断する際に、参考とするものである。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>原子力規制委員会の定める「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年12月6日原子力規制委員会規則第二十七号）」第九条において、外部からの衝撃による損傷防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、火山の影響を挙げている。</p> <p>火山の影響により再処理施設の安全性を損なうことのない設計であることを評価するため、火山影響評価を行い、再処理施設へ影響を与えないことを評価した。</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>1. 2 適用範囲</p> <p>本評価ガイドは、実用発電用原子炉及びその附属施設に適用する。</p> <p>1. 3 関連法規等</p> <p>本評価ガイドは、以下を参考としている。</p> <p>(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号)</p> <p>(2) 使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査における「自然環境」の考え方について (平成 20 年 10 月 27 日 原子力安全委員会了承)</p> <p>(3) 日本電気協会 「原子力発電所火山影響評価技術指針」(JEAG4625-2009)</p> <p>(4) IAEA Safety Standards “Volcanic Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations” (No. SSG-21, 2012)</p>	

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>2. 原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の流れ</p> <p>火山影響評価は、図1に従い、立地評価と影響評価の2段階で行う。</p> <p>立地評価では、まず原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、影響を及ぼし得る火山が抽出された場合には、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行う。即ち、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行う。(解説-1)</p> <p>影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された場合は、火山活動のモニタリングと火山活動の兆候把握時の対応を適切に行うことを条件として、個々の火山事象に対する影響評価を行う。一方、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所運用期間中に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価されない場合は、原子力発電所の立地は不適と考えられる。</p> <p>影響評価では、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行う。</p> <p>解説-1. IAEA SSG-21 では、火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ・地滑り及び斜面崩壊、新しい火道の開通及び地殻変動を設計対応が不可能な火山事象としており、本評価ガイドでも、これを適用する。</p>	<p>2. 再処理施設に影響を及ぼす火山影響評価の流れ</p> <p>火山影響評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参照し、第2-1図のフローに従い立地評価と影響評価の2段階で行った。</p> <p>立地評価では、再処理施設に影響を及ぼし得る火山の抽出を行い、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行う。具体的には設計対応不可能な火山事象が再処理施設の運用期間中に影響を及ぼす可能性の評価を行った。</p> <p>再処理施設に影響を及ぼし得る火山のうち、設計対応不可能な火山事象の到達可能性範囲に敷地若しくは敷地近傍が含まれ、過去に巨大噴火が発生した火山については、「巨大噴火の可能性評価」を行った上で、「最後の巨大噴火以降の火山活動の評価」を行う。巨大噴火の可能性が十分に小さいと評価した場合でも、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認することとした。</p> <p>影響評価では、再処理施設の安全性に影響を与える可能性のある火山事象についてフローに従い評価を行った。</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

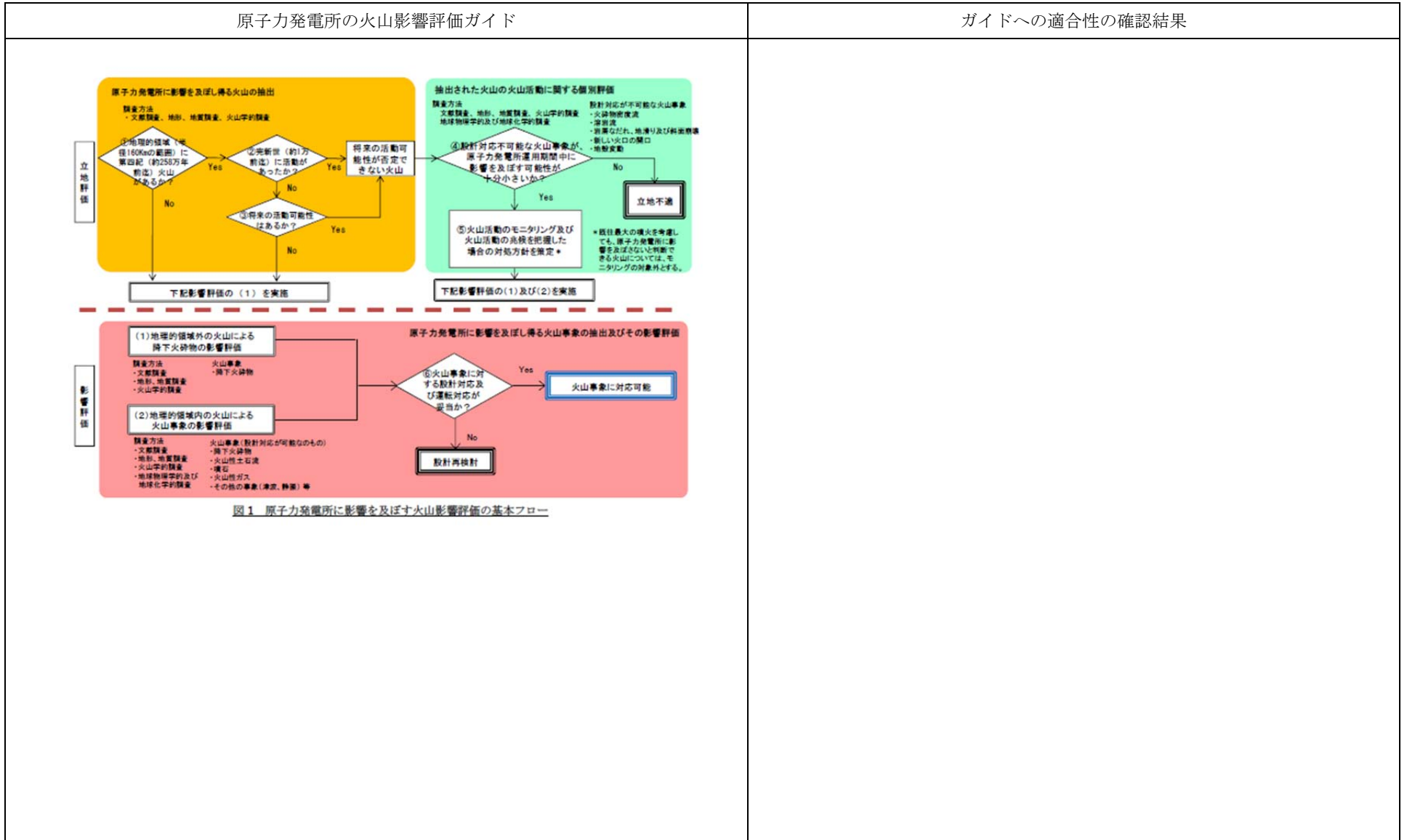


図1 原子力発電所に影響を及ぼす火山影響評価の基本フロー



火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>【立地評価】（項目名のみ記載）</p> <p>3. 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>3. 1 文献調査</p> <p>3. 2 地形・地質調査及び火山学的調査</p> <p>3. 3 将来の火山活動可能性</p>	<p>【立地評価】</p> <p>3. 原子力施設に影響を及ぼし得る火山の抽出</p> <p>地理的領域（160km）に位置する第四紀火山（48火山）について、完新世の活動の有無，将来の活動性を検討した結果，再処理施設に影響を及ぼし得る火山として，北海道駒ヶ岳，恵山，恐山，岩木山，北八甲田火山群，十和田，秋田焼山，八幡平火山群，岩手山，秋田駒ヶ岳，横津岳，陸奥燧岳，田代岳，藤沢森，南八甲田火山群，八甲田カルデラ，先十和田，玉川カルデラ，網張火山群，乳頭・高倉及び荷葉岳の21火山を抽出した。</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>4. 原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価</p> <p>4. 1 設計対応不可能な火山事象を伴う火山活動の評価</p> <p>4. 2 地球物理学的及び地球化学的調査</p>	<p>4. 抽出された火山の火山活動に関する個別評価</p> <p>再処理施設に影響を及ぼし得る火山として抽出した 21 火山について、設計対応不可能な火山事象（火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口、地殻変動）が影響を及ぼす可能性について個別評価を行った。</p> <p>火砕物密度流については、十和田及び八甲田カルデラ以外の原子力施設に影響を及ぼし得る火山については、発生実績や敷地からの離隔等より、火砕物密度流が敷地に到達する可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊については、敷地から 50 km 以内に分布する恐山及び八甲田カルデラが評価対象火山となるが、恐山については、これらの堆積物は敷地周辺には分布しない。一方、八甲田カルデラについては、これらの発生実績が認められない、その他の 19 火山については、敷地から半径 50km 以内に分布しないことから、評価対象外である。したがって、これらの火山事象が敷地に到達する可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>新しい火口の開口、地殻変動については、敷地が、再処理施設に影響を及ぼし得る火山の過去の火口及びその近傍に位置しないこと、並びに火山フロントより前弧側（東方）に位置することから、これらの火山事象が敷地において発生する可能性は十分に小さいと評価した。</p> <p>以上のことから、再処理施設に影響を及ぼし得る火山（19 火山）の火砕物密度流以外の設計対応不可能な火山事象については、発生実績や敷地からの離隔等から、過去最大規模の噴火を想定しても、再処理施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいと判断した。</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>5. 火山活動のモニタリング</p> <p>5. 1 監視対象火山</p> <p>5. 2 監視項目</p> <p>5. 3 定期的評価</p> <p>5. 4 火山活動の兆候を把握した場合の対処</p>	<p>5. 火山モニタリング</p> <p>火砕物密度流については、文献調査の結果、十和田及び八甲田カルデラの巨大噴火において、火砕流の到達可能性範囲に敷地若しくは敷地近傍が含まれるが、少なくとも施設運用期間中は、巨大噴火の可能性は十分小さいと判断した。また、最後の巨大噴火以降の火山活動の評価の結果、活動履歴、地質調査及び火山学的調査から、施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいと評価した。</p> <p>ただし、十和田及び八甲田山を対象に、科学的知見を収集し、更なる安全性の向上に資するため、火山活動のモニタリングを行い、評価時からの状態の変化の検知により評価の根拠が維持されていることを確認する。</p> <p>火山活動のモニタリングの結果、上記の火山の状態に応じた判断基準に基づき、観測データに有意な変化があったか判断し、火山専門家の助言を踏まえ、当社が総合判断を行い対処内容を決定する。対処にあたっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等の払い出し等の可能な限りの対処を行う方針とする。</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>6. 原子力発電所への火山事象の影響評価</p> <p>原子力発電所の運用期間中において設計対応不可能な火山事象によって原子力発電所の安全性に影響を及ぼす可能性が十分小さいと評価された火山について、それが噴火した場合、原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山事象を表1に従い抽出し、その影響評価を行う。</p> <p>ただし、降下火砕物に関しては、火山抽出の結果にかかわらず、原子力発電所の敷地及びその周辺調査から求められる単位面積あたりの質量と同等の火砕物が降下するものとする。なお、敷地及び敷地周辺で確認された降下火砕物で、噴出源が同定でき、その噴出源が将来噴火する可能性が否定できる場合は考慮対象から除外する。</p> <p>また、降下火砕物は浸食等で厚さが低く見積もられるケースがあるので、文献等も参考にして、第四紀火山の噴火による降下火砕物の堆積量を評価すること。(解説-14)</p> <p>抽出された火山事象に対して、4章及び5章の調査結果等を踏まえて、原子力発電所への影響評価を行うための、各事象の特性と規模を設定する。(解説-15)</p> <p>以下に、各火山事象の影響評価の方法を示す。</p> <p>解説-14. 文献等には日本第四紀学会の「日本第四紀地図」を含む。</p> <p>解説-15. 原子力発電所との位置関係について</p> <p>表1に記載の距離は、原子力発電所火山影響評価技術指針(JEAG4625)から引用した。JEAG4625では、調査対象火山事象と原子力発電所との距離は、わが国における第四紀火山の火山噴出物の既往最大到達距離を参考に設定している。また、噴出中心又は発生源の位置が不明な場合には、第四紀火山の火山噴出物等の既往最大到達距離と噴出物の分布を参考にしてその位置を想定する。</p> <p>例えば、噴出中心と原子力発電所との距離が、表中の位置関係に記載の距離よ</p>	<p>【影響評価】</p> <p>6. 再処理施設への火山事象の影響評価</p> <p>将来の活動可能性のある火山若しくは将来の活動可能性を否定できない火山について、再処理施設の運用期間中の噴火規模を考慮し、再処理施設の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象を抽出した結果、降下火砕物のみが再処理施設に影響を及ぼし得る火山事象となった。よって、降下火砕物による安全施設への影響評価を行った。</p> <p>再処理施設における降下火砕物の諸元については、給源を特定できる降下火砕物のうち、敷地に最も影響を与える甲地軽石の降下火砕物シミュレーション結果を踏まえ、敷地での層厚は55cmとする。</p> <p>また、甲地軽石を対象とした密度試験の結果を踏まえ、湿潤状態の密度を1.3g/cm<sup>3</sup>とする。</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>り短ければ、火山事象により原子力発電所が影響を受ける可能性があると考えられる。</p> <p>6. 1 降下火砕物</p> <p>(1) 降下火砕物の影響</p> <p>(a) 直接的影響</p> <p>降下火砕物は、最も広範囲に及ぶ火山事象で、ごくわずかな火山灰の堆積でも、原子力発電所の通常運転を妨げる可能性がある。降下火砕物により、原子力発電所の構造物への静的負荷、粒子の衝突、水循環系の閉塞及びその内部における磨耗、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的及び化学的影響、並びに原子力発電所周辺の大気汚染等の影響が挙げられる。</p> <p>降雨・降雪などの自然現象は、火山灰等の堆積物の静的負荷を著しく増大させる可能性がある。火山灰粒子には、化学的腐食や給水の汚染を引き起こす成分（塩素イオン、フッ素イオン、硫化物イオン等）が含まれている。</p> <p>(b) 間接的影響</p> <p>前述のように、降下火砕物は広範囲に及ぶことから、原子力発電所周辺の社会インフラに影響を及ぼす。この中には、広範囲な送電網の損傷による長期の外部電源喪失や原子力発電所へのアクセス制限事象が発生しうることも考慮する必要がある。</p> <p>(2) 降下火砕物による原子力発電所への影響評価</p> <p>降下火砕物の影響評価では、降下火砕物の降灰量、堆積速度、堆積期間及び火山灰等の特性などの設定、並びに降雨等の同時期に想定される気象条件が火山灰等特性に及ぼす影</p>	<p>ガイドへの適合性の確認結果</p> <p>6. 1 降下火砕物</p> <p>(1) 降下火砕物の影響</p> <p>降下火砕物の特性による影響は、直接的影響として構築物への荷重、粒子の衝突、閉塞、磨耗、腐食、大気汚染、水質汚染及び絶縁低下並びに間接的影響として外部電源喪失及び敷地内外での交通の途絶を想定し、これらに対する影響評価を行う。</p> <p>(2) 降下火砕物による再処理施設への影響評価</p> <p>再処理施設における降下火砕物の諸元については、給源を特定できる降下火砕物のうち、敷地に最も影響を与える甲地軽石の降下火砕物シミュレーション結果</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>響を考慮し、それらの原子炉施設又はその附属設備への影響を評価し、必要な場合には対策がとられ、求められている安全機能が担保されることを評価する。(解説-16、18)</p> <p>(3) 確認事項</p> <p>(a) 直接的影響の確認事項</p> <p>① 降下火砕物堆積荷重に対して、安全機能を有する構築物、系統及び機器の健全性が維持されること。</p> <p>② 降下火砕物により、取水設備、原子炉補機冷却海水系統、格納容器ベント設備等の安全上重要な設備が閉塞等によりその機能を喪失しないこと。</p> <p>③ 外気取入口からの火山灰の侵入により、換気空調系統のフィルタの目詰まり、非常</p>	<p>を踏まえ、敷地での層厚は 55 c m とする。</p> <p>また、甲地軽石を対象とした密度試験の結果を踏まえ、湿潤状態の密度を 1.3 g / c m<sup>3</sup> とする。</p> <p>また、火山と同時に発生し得る自然現象による荷重については、火山と同時に発生し得る自然現象が与える影響を踏まえた検討により、風（台風）及び積雪による荷重を考慮する。</p> <p>各種文献の調査結果による、以下の一般的な降下火砕物の特徴を考慮した。</p> <p>(i) 火山ガラス片及び鉱物結晶片から成る。ただし、砂よりもろく硬度は小さい。</p> <p>(ii) 亜硫酸ガス、硫化水素及びふっ化水素の火山ガス成分（以下「腐食性ガス」という。）が付着している。ただし、直ちに金属腐食を生じさせることはない。</p> <p>(iii) 水に濡れると導電性を生じる。</p> <p>(iv) 湿った降下火砕物は、乾燥すると固結する。</p> <p>(v) 降下火砕物の粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000℃ と低い。</p> <p>(3) 確認事項</p> <p>(a) 直接的影響の確認事項</p> <p>① 構造物の静的負荷</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、設計荷重（火山）の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>用ディーゼル発電機の損傷等による系統・機器の機能喪失がなく、加えて中央制御室における居住環境を維持すること。(解説-17)</p>	<p>防護対象設備の許容荷重が、設計荷重（火山）に対して安全余裕を有することにより、構造健全性を失わない設計とする。</p> <p>降下火砕物の堆積荷重と組み合わせる自然現象として積雪及び風（台風）を考慮する。</p> <p>②構造物への粒子の衝突</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物の粒子の衝突の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、コンクリート又は鋼構造物であるため、微小な鉱物結晶であり、砂よりも硬度が低い特性を持つ降下火砕物の衝突による影響は小さい。そのため、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備の構造健全性を損なうことはない。</p> <p>なお、粒子の衝撃荷重による影響については、竜巻の影響に包含される。</p> <p>③換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）</p> <p>屋外に設置する降下火砕物防護対象設備のうち主排気筒は、降下火砕物の堆積による閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>主排気筒は、排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が主排気筒内に侵入した場合でも、主排気筒下部に異物の除去が可能なマンホール及び異物の溜まる空間を設けることにより、堆積による閉</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
	<p>塞がし難い構造とする。</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備についても、プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。さらに、降下火砕物がフィルタに付着した場合でも交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>ガラス固化体貯蔵設備の収納管、通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路については、冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が侵入した場合でも、貯蔵ピットの下部には空間があり、冷却空気流路が直ちに閉塞することはない。また、必要に応じ点検用の開口部より、吸引による除灰を行う。</p> <p>第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、中性能フィルタ又はステンレス製ワイヤネットを設置する。さらに、降下火砕物がフィルタに付着した場合でもフィルタ交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>④換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）</p>



火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
	<p>建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、制御建屋中央制御室換気設備、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機並びに屋外に設置される降下火砕物防護対象設備のうち安全冷却水系の冷却塔は、降下火砕物による磨耗の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止する。降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備についても、プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が取り込まれたとしても、設備内部への降下火砕物の侵入を防止するため、中性能フィルタ又はステンレス製ワイヤネットを設置する。</p> <p>安全冷却水系の冷却塔において降下火砕物の影響を受けると想定される駆動部として、冷却ファンの回転軸部がある。これに対しては、冷却空気を上方に流し降下火砕物が侵入し難い構造とすることで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>⑤構造物への化学的影響（腐食）、換気系、電気系及び計測制御系に対する化学</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
	<p>的影響（腐食）</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋，建屋に収納される降下火砕物防護対象設備，建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は，降下火砕物による腐食の影響により，安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物の特性として，金属腐食研究の結果より，直ちに金属腐食を生じさせることはないが，建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は，塗装，腐食し難い金属の使用又は防食処理（アルミニウム溶射）を施した炭素鋼を用いることにより，安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋は，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が取り込まれたとしても，降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備については，プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。制御建屋中央制御室換気設備についてはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し，中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>また，長期的な影響については，保守及び修理により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋は外壁塗装及び屋上防水がなされていることから，降下火砕物による化学的腐食により短期的に影響を及ぼすことはない。</p> <p>また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
	<p>火砕物を除去し、除去後の点検等において、必要に応じて補修作業を実施することにより、安全機能を損なうことはない。</p> <p>⑥中央制御室の大気汚染</p> <p>降下火砕物防護施設のうち、制御建屋の中央制御室は、降下火砕物による大気汚染により、運転員の居住性を損なわない設計とする。</p> <p>制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口には防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とすることにより、中央制御室の大気汚染を防止する。降下火砕物を取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することで、運転員の居住性を確保する設計とする。</p> <p>さらに、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することで、腐食性ガスの侵入を防止し、運転員の作業環境を確保する設計とする。</p> <p>⑦取水源の水質汚染</p> <p>建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び安全冷却水系の冷却塔は、降下火砕物による水質汚染の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>二又川の河川水を除濁ろ過したろ過水から製造した純水は、純水貯槽に貯留し、純水を使用する降下火砕物防護対象設備は純水貯槽から供給を受ける設計とすること、水質汚染により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、水質汚染の影響を受ける可能性のない貯水槽であり、対処時に必要となる水の供給に影響を与えることはない。</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>④ 必要に応じて、原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が取れること。</p> <p>(b) 間接的影響の確認事項</p> <p>原子力発電所外での影響（長期間の外部電源の喪失及び交通の途絶）を考慮し、燃料油等の備蓄又は外部からの支援等により、原子炉及び使用済燃料プールの安全性を損なわないように対応が取れること。</p>	<p>⑧盤の絶縁低下</p> <p>建屋に収納される降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備については、プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。制御建屋中央制御室換気設備についてはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止する。</p> <p>⑨手順等</p> <p>降灰後は降下火砕物防護施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所については降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p> <p>火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行うための計画の策定、必要な要員の確保、手順を確実に実施するための教育及び訓練、資機材の配備及び体制を整備する。</p> <p>(b)間接的影響</p> <p>①外部電源喪失</p> <p>送電網への降下火砕物の影響により、長期的に外部電源が喪失した場合に対し、第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を各々</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>解説-16. 原子力発電所内及びその周辺敷地において降下火砕物の堆積が観測されない場合は、次の方法により降灰量を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 類似する火山の降下火砕物堆積物の情報を基に求める。</li> <li>✓ 対象となる火山の総噴出量、噴煙柱高度、全粒度分布、及びその領域における風速分布の変動を高度及び関連パラメータの関数として、原子力発電所における降下火砕物の数値シミュレーションを行うことより求める。</li> </ul> <p>数値シミュレーションに際しては、過去の噴火履歴等の関連パラメータ、及び類似の火山降下火砕物堆積物等の情報を参考とすることができる。</p> <p>解説-17. 堆積速度、堆積期間については、類似火山の事象やシミュレーション等に基づいて評価する。また、外気取入口から侵入する火山灰の想定に当たっては、添付1の「気中降下火砕物濃度の推定方法について」を参照して推定した気中降下火砕物濃度を用いる。堆積速度、堆積期間及び気中降下火砕物濃度は、原子力発電所への間接的な影響の評価にも用いる。</p> <p>解説-18. 火山灰の特性としては粒度分布、化学的特性等がある。</p> <p>【立地評価の結果を考慮し評価する項目】（項目名のみ記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6. 2 火砕物密度流</li> <li>6. 3 溶岩流</li> <li>6. 4 岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊</li> <li>6. 5 火山性土石流、火山泥流及び洪水</li> </ul>	<p>2系統設置する設計とし、外部電源喪失により安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、外部からの支援を期待できない場合においても、電力の供給を可能とするため、再処理施設内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料を貯蔵する設計とし、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>②アクセス制限</p> <p>敷地外で交通の途絶が発生した場合、安全上重要な施設に電力を供給する第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料の供給が外部から受けられないが、敷地内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料を貯蔵する設計とし、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>敷地内において交通の途絶が発生した場合でも、安全上重要な施設の安全機能は再処理施設内で系統が接続されることにより、交通の途絶の影響を受けない設計とし、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、敷地内の道路において降下火砕物が堆積した場合には、降灰後に除灰作業を実施し復旧することを手順等に定める。</p> <p>【立地評価の結果を考慮し評価する項目】</p> <p>再処理施設に影響を及ぼし得る火山として抽出した21火山について、設計対応不可能な火山事象（火砕物密度流、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口、地殻変動）が影響を及ぼす可能性について個別評価を行った結果、発生実績や敷地からの離隔等から、過去最大規模の噴火を想定しても、再</p>

火山影響評価ガイドとの整合性について

原子力発電所の火山影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>6. 6 火山から発生する飛来物（噴石）</p> <p>6. 7 火山ガス</p> <p>6. 8 新しい火口の開口</p> <p>6. 9 津波及び静振</p> <p>6. 10 大気現象</p> <p>6. 11 地殻変動</p> <p>6. 12 火山性地震とこれに関連する事象</p> <p>6. 13 熱水系及び地下水の異常</p> <p>7. 附則</p> <p>この規定は、平成25年7月8日より施行する。</p> <p>評価方法は、本評価ガイドに掲げるもの以外であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その方法を用いることを妨げない。</p> <p>また、本評価ガイドは、今後の新たな知見と経験の蓄積に応じて、それらを適切に反映するように見直して行くものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>処理施設に影響を及ぼす可能性は十分小さいと判断した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和元年 11 月 6 日 R1

補足説明資料 5 - 1 (9 条 火山)





## 降下火砕物防護対象設備及び

### 降下火砕物防護施設の選定について

安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設は、地震、溢水、火災等の共通要因によってその機能が損なわれないことを要求されていること並びにその機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれがあることを踏まえ、安全機能の重要度に応じて機能を確保する観点から、降下火砕物防護対象設備とする。

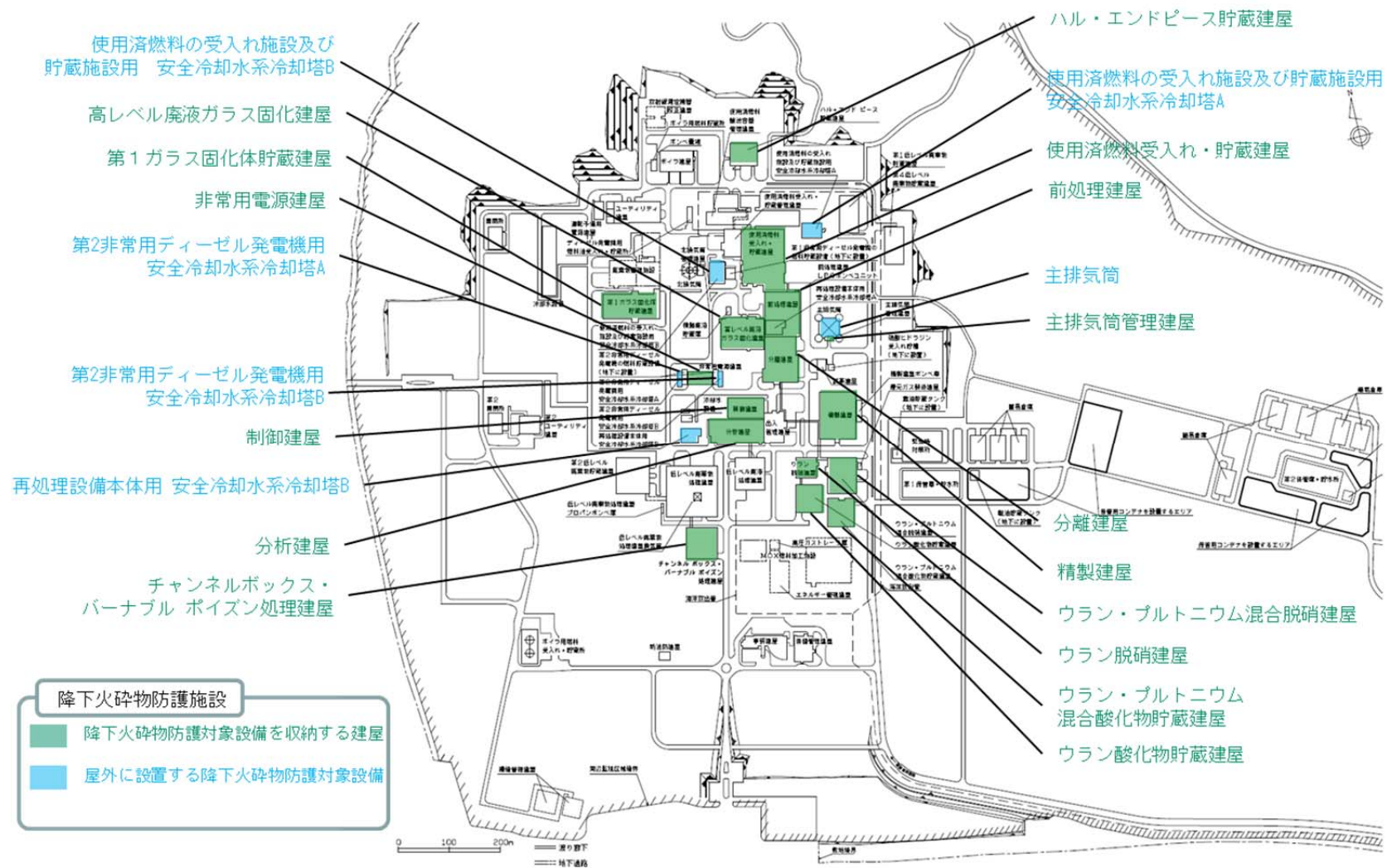
降下火砕物防護対象設備は、建屋内に収納され防護される設備、建屋内に収納されるが外気を直接取り込む設備及び屋外に設置される設備に分類される。そのため、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋、建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備を降下火砕物防護施設とする。降下火砕物防護施設は第1表及び第1図のとおり。

降下火砕物防護対象設備に対する降下火砕物による直接的影響の影響モードである、荷重、粒子の衝突、閉塞、摩耗、腐食、大気汚染、水質汚染、絶縁低下への対応について、第2表にまとめた。

第 1 表 降下火砕物防護施設の選定結果

降下火砕物防護施設	
① 降下火砕物防護対象設備を 収納する建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ハル・エンドピース 貯蔵建屋，制御建屋，分析建屋，主排気筒管理建屋，ウラン脱硝建屋，ウラン酸化物貯 蔵建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建 屋，チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋，非常用電源建屋，高レベル廃 液ガラス固化建屋，第 1 ガラス固化体貯蔵建屋
② 建屋内に収納されるが外気 を直接取り込む降下火砕物防 護対象設備	制御建屋中央制御室換気設備 <sup>※</sup> ，安全圧縮空気系空気圧縮機，ガラス固化体貯蔵設備のう ち収納管及び通風管，第 1 非常用ディーゼル発電機，第 2 非常用ディーゼル発電機
③ 屋外に設置する降下火砕物 防護対象設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A，B，再処理設備本体 用 安全冷却水系冷却塔 B，第 2 非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔 A， B，主排気筒，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル 廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の屋外配管並びに前処理建屋換気設備，分離 建屋換気設備，精製建屋換気設備，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備及び高 レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の屋外ダクト

※：制御建屋中央制御室換気設備は安全上重要な設備であるため，換気設備単独で抽出される。



第2図 降下火砕物防護施設の配置図

第2表 降下火砕物防護対象設備の設計項目

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	—	○	○	○	—	—	—
	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	臨界安全管理表に寸法が記載されている機器								
		燃焼度計測前燃料仮置きラック	×	—	—	—	—	—	—	—
		燃焼度計測後燃料仮置きラック	×	—	—	—	—	—	—	—
		低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック	×	—	—	—	—	—	—	—
		低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	×	—	—	—	—	—	—	—
		高残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラック	×	—	—	—	—	—	—	—
		高残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	×	—	—	—	—	—	—	—
		BWR 燃料用バスケット	×	—	—	—	—	—	—	—
		PWR 燃料用バスケット	×	—	—	—	—	—	—	—
		隣接する低残留濃縮度 BWR 燃料貯蔵ラックと低残留濃縮度 PWR 燃料貯蔵ラック	×	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外の異なる種類のラック及びバスケット	×	—	—	—	—	—	—	—	
○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	燃焼度計測装置	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象  
 ×：評価対象外(ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象)  
 —：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	10 使用済燃料を貯蔵するための施設	燃料取出しピット	×	—	—	—	—	—	—	—
		燃料仮置きピット	×	—	—	—	—	—	—	—
		燃料貯蔵プール	×	—	—	—	—	—	—	—
		チャンネルボックス・バーナブルポイズン取扱ピット	×	—	—	—	—	—	—	—
		燃料移送水路	×	—	—	—	—	—	—	—
		燃料送出しピット	×	—	—	—	—	—	—	—
		バスケット仮置き架台	×	—	—	—	—	—	—	—
		使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	×	—	—	—	—	—	—	—
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 冷却設備	プール水冷却系	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全冷却水系	○	—	—	○	○	—	○	—
補給水設備		×	—	—	—	—	—	—	—	
前処理建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	溶解槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1よう素追出し槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2よう素追出し槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		中間ポット	×	—	—	—	—	—	—	—
		中継槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		清澄機	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量前中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量・調整槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量後中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		リサイクル槽	×	—	—	—	—	—	—	—
	計量補助槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	不溶解残渣回収槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
	清澄機	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
前処理建屋	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	—	—	—	—	—	—	—
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ								
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備のよう素フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機								
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
		前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		5 上記4の換気系統	前処理建屋換気設備	×	—	—	—	—	—	—
	中継槽セル等からの排気系		×	—	—	—	—	—	—	—
	溶解槽セル等からのA排気系		×	—	—	—	—	—	—	—
	溶解槽セル等からのB排気系		×	—	—	—	—	—	—	—
	7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ									
前処理建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×		—	—	—	—	—	—	—	
上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機										
前処理建屋換気設備の建屋排風機、セル排風機、溶解槽セルA排風機、溶解槽セルB排風機	×		—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象  
 ×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）  
 —：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
前処理建屋	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	前処理建屋	○	—	—	—	—	—	—	—
		前処理建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	—	—	○	—	—	—
		前処理建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全蒸気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全圧縮空気系	×	—	—	—	—	—	—	—
	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器	溶解設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器								
		溶解槽	×	—	—	—	—	—	—	—
	○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	燃料せん断長位置異常によるせん断停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		エンドヒースせん断位置異常によるせん断停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		溶解槽溶解液密度高によるせん断停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		エンドヒース酸洗浄槽洗浄液密度高によるせん断停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1よう素追出し槽及び第2よう素追出し槽の溶解液密度による高警報	×	—	—	—	—	—	—	—
12 安全保護回路	可溶性中性子吸収材緊急供給回路及びせん断停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外(ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
前処理建屋	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下の信号によるせん断停止回路								
		・せん断刃位置異常	×	—	—	—	—	—	—	—
		・溶解槽溶解液温度低	×	—	—	—	—	—	—	—
		・硝酸供給槽硝酸密度低	×	—	—	—	—	—	—	—
		・溶解槽供給硝酸流量低	×	—	—	—	—	—	—	—
		・可溶性中性子吸収材緊急供給槽液位低	×	—	—	—	—	—	—	—
		・エンドピース酸洗浄槽洗浄液温度低	×	—	—	—	—	—	—	—
		・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸密度低	×	—	—	—	—	—	—	—
		・エンドピース酸洗浄槽供給硝酸流量低	×	—	—	—	—	—	—	—
		以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報								
		・溶解槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・中継槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・清澄機セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・計量・調整槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・計量後中間貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・放射性配管分岐第1セル	×	—	—	—	—	—	—	—
・放射性配管分岐第4セル	×	—	—	—	—	—	—	—		
せん断処理・溶解廃ガス処理設備の系統の圧力警報	×	—	—	—	—	—	—	—		
前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統の圧力警報	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外



建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
前処理建屋	○ 冷却設備	安全冷却水系(外部ループ)	○	—	—	○	○	—	○	—
		安全冷却水系(内部ループ)から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管								
	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用配管	中間ポット	×	—	—	—	—	—	—	—
		中継槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣回収槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		リサイクル槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量前中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量・調整槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量補助槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量後中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用配管								
		ハル洗浄槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		中間ポット	×	—	—	—	—	—	—	—
		水バッファ槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		中継槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣回収槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		リサイクル槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量前中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量・調整槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		計量補助槽	×	—	—	—	—	—	—	—
計量後中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
前処理建屋	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等(続き) ○ 漏えい液回収系統 ○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統 ○ 安全圧縮空気系から上記9、12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管 ○ 上記3、5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	溶解槽セル、中継槽セル、清澄機セル、計量・調整槽セル、計量後中間貯槽セル、放射性配管分岐第1セル及び放射性配管分岐第4セルの漏えい液受皿から漏えい液を回収する系統	×	—	—	—	—	—	—	—
		可溶性中性子吸収材緊急供給系	×	—	—	—	—	—	—	—
		計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	—	—	—	—	—	—	—
		せん断処理・溶解廃ガス処理設備の加熱器	×	—	—	—	—	—	—	—

○：評価対象  
 ×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）  
 —：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	溶解液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		溶解液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム分配塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液TBP洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第3一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第7一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
	第8一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		TBP洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第3一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第4一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
第6一時貯留処理槽		×	—	—	—	—	—	—	—	
第7一時貯留処理槽		×	—	—	—	—	—	—	—	
高レベル廃液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
高レベル廃液濃縮缶	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系	×	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器	×	—	—	—	—	—	—	—
		減衰器	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体 廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ								
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃 ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ 廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機								
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃 ガス処理系の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ 廃ガス処理系の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル 及びグローブ ボックス並びにせん断セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、 上記1及び2の配管を収納する配管収納容 器								
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接 続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	5 上記4の換気系統	分離建屋換気設備 プルトニウム溶液中間貯槽セル等からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ								
		分離建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機								
		分離建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	分離建屋	○	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	—	—	○	—	—	—
		分離建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
		下記の洞道のうち、上記1及び2の配管を収納する洞道								
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	—	—	—	—	—	—	—

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	分離設備、分配設備、分離建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器								
		抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		TBP洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム分配塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液TBP洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第7一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第8一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第5一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		補助抽出器	×	—	—	—	—	—	—	—
	TBP洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—	
○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御設備及び動作機器)	プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外(ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	12 安全保護回路	高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液濃縮缶凝縮器排気出口温度高による加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(分離建屋)	×	—	—	—	—	—	—	—
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報								
		・溶解液中間貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・溶解液供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・抽出塔セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・プルトニウム洗浄器セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・抽出廃液受槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・抽出廃液供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・分離建屋一時貯留処理槽第1セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・分離建屋一時貯留処理槽第2セル	×	—	—	—	—	—	—	—
・放射性配管分岐第2セル	×	—	—	—	—	—	—	—		
・高レベル廃液供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—		
分離建屋塔槽類廃ガス処理設備塔槽類廃ガス処理系の系統の圧力警報	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外(ただし, 当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	○ 冷却設備	高レベル廃液濃縮缶の加熱蒸気と冷却水の切替弁	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全冷却水系から第9.5-2表に記載の崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管								
		溶解液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		溶解液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第3一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第4一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第6一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第7一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第8一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
高レベル廃液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
高レベル廃液濃縮缶	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外



建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から第9.3-2表に記載の水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管	水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管								
		溶解液中間貯槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		溶解液供給槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		抽出塔	×	-	-	-	-	-	-	-
		第1洗浄塔	×	-	-	-	-	-	-	-
		第2洗浄塔	×	-	-	-	-	-	-	-
		TBP洗浄塔	×	-	-	-	-	-	-	-
		抽出廃液受槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		抽出廃液中間貯槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		抽出廃液供給槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		プルトニウム分配塔	×	-	-	-	-	-	-	-
		ウラン洗浄塔	×	-	-	-	-	-	-	-
		プルトニウム洗浄器	×	-	-	-	-	-	-	-
		プルトニウム溶液受槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		プルトニウム溶液中間貯槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第1一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第2一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第3一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第4一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第5一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第6一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第7一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第8一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第9一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		第10一時貯留処理槽	×	-	-	-	-	-	-	-
		溶媒再生系 分離・分配系 第1洗浄器	×	-	-	-	-	-	-	-
高レベル廃液供給槽	×	-	-	-	-	-	-	-		
高レベル廃液濃縮缶	×	-	-	-	-	-	-	-		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

-：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
分離建屋	<p>15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統, 冷却水系統等</p> <p>○ 漏えい液回収系統</p> <p>○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統</p> <p>○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9、12及び15項記載の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管</p> <p>○ 上記3、5及び6項記載の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設</p>	溶解液中間貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		溶解液供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出塔セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム洗浄器セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液受槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出廃液供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		放射性配管分岐第2セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋一時貯留処理槽第1セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		分離建屋一時貯留処理槽第2セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
		分離施設のウラン濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム洗浄器中性子検出器の計数率高による工程停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
		建屋給気閉止ダンパ(分離建屋換気設備)	×	—	—	—	—	—	—	—
		計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	—	—	—	—	—	—	—
建屋給気閉止ダンパ	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外 (ただし, 当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
精製建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	プルトニウム溶液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1酸化塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1脱ガス塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		核分裂生成物洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		逆抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		補助油水分離槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		TBP洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2酸化塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2脱ガス塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		油水分離槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		リサイクル槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		希釈槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
第3一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
第7一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
		プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流れを構成する配管	×	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
精製建屋	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)	×	—	—	—	—	—	—	—
		塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ								
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機								
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス プルトニウム精製設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	×	—	—	—	—	—	—	—
			×	—	—	—	—	—	—	—
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1及び2の配管を収納する配管収納容器								
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
精製建屋	5 上記 4 の換気系統	精製建屋換気設備 プルトニウム濃縮缶セル等からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		グローブボックス等からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ								
		精製建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機								
		精製建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
	6 上記 4 のセル等を収納する構築物及びその換気系統	精製建屋	○	—	—	—	—	—	—	—
		精製建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	—	—	○	—	—	—
		精製建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2 節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
		下記の洞道のうち、上記 1 及び 2 の配管を収納する洞道								
		分離建屋と精製建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
精製建屋	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	—	—	—	—	—	—	×
	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	プルトニウム精製設備、精製建屋一時貯留処理設備の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器								
		抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		核分裂生成物洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		逆抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		補助油水分離槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		TBP 洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2酸化塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2脱ガスタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		油水分離槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
リサイクル槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
希釈槽	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外(ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目								
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下	
精製建屋	○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	プルトニウム溶液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		第2一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		第3一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		第4一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		プルトニウム溶液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		第1酸化塔	×	—	—	—	—	—	—	—	
		第1脱ガスタ	×	—	—	—	—	—	—	—	
		TBP洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—	
		プルトニウム洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—	
		抽出廃液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		抽出廃液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
		凝縮液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
	○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御及び動作機器)	プルトニウム洗浄器アルファ線検出器の計数率高による警報	×	—	—	—	—	—	—	—	
		12 安全保護回路									
		12 安全保護回路	プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
			第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路			×	—	—	—	—	—	—	—	
外部電源喪失による建屋給気閉止ダンパの閉止回路(精製建屋)			×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外(ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
精製建屋	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報								
		・プルトニウム濃縮液受槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・プルトニウム濃縮液一時貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・プルトニウム濃縮液計量槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報(臨界)								
		・プルトニウム精製塔セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・プルトニウム濃縮缶供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・油水分離槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・放射性配管分岐第1セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		精製建屋塔槽類廃ガス処理設備 塔槽類廃ガス処理系(Pu系)の圧力警報	×	—	—	—	—	—	—	—
	○ 冷却設備	安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管								
		プルトニウム溶液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		油水分離槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		リサイクル槽	×	—	—	—	—	—	—	—
希釈槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
第2一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
第3一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外



建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
精製建屋	○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気が必要とする機器までの水素掃気用の配管	水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管								
		プルトニウム溶液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		核分裂生成物洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		逆抽出塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン洗浄塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		補助油水分離槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		TBP洗浄器	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		油水分離槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム溶液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液計量槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液中間貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		リサイクル槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		希釈槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—
	第2一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
	第3一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
	第4一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—	
第7一時貯留処理槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
○ 漏えい液回収系統	精製建屋のプルトニウム濃縮液受槽セル、プルトニウム濃縮液一時貯槽セル、プルトニウム濃縮液計量槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
精製建屋	○ 上記 12 の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	逆抽出塔溶液温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
		建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備)	×	—	—	—	—	—	—	—
		プルトニウム濃縮缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
		第2酸回収系の蒸発缶加熱蒸気温度高による加熱停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
	○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記 9、12 及び 15 の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	—	—	—	—	—	—	—
○ 上記 3、5 及び 6 の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	建屋給気閉止ダンパ(精製建屋換気設備)	×	—	—	—	—	—	—	—	
ウラン脱硝建屋及びウラン酸化物貯蔵建屋	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 形状寸法管理の機器	臨界安全管理表に寸法が記載されている機器								
		脱硝塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		シール槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		UO <sub>3</sub> 受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		規格外製品受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		規格外製品容器	×	—	—	—	—	—	—	—
		UO <sub>3</sub> 溶解槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		貯蔵バスケット	×	—	—	—	—	—	—	—
ウラン酸化物貯蔵容器	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
ウラン脱硝建屋及びウラン酸化物貯蔵建屋	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備 ○ 計測制御設備に係る動作機器	脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン酸化物貯蔵容器充てん定位置の検知によるUO <sub>3</sub> 粉末の充てん起動回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		脱硝塔内部の温度低による硝酸ウラニル濃縮液の供給停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	1 プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器	硝酸プルトニウム貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		混合槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		定量ポット	×	—	—	—	—	—	—	—
		中間ポット	×	—	—	—	—	—	—	—
		脱硝装置	×	—	—	—	—	—	—	—
		焙焼炉	×	—	—	—	—	—	—	—
		還元炉	×	—	—	—	—	—	—	—
		固気分離器	×	—	—	—	—	—	—	—
		粉末ホツパ	×	—	—	—	—	—	—	—
		粉砕機	×	—	—	—	—	—	—	—
		混合機	×	—	—	—	—	—	—	—
		粉末充てん機	×	—	—	—	—	—	—	—
		保管容器	×	—	—	—	—	—	—	—
		粉末缶	×	—	—	—	—	—	—	—
混合酸化物貯蔵容器	×	—	—	—	—	—	—	—		
プルトニウムを含む溶液又は粉末の主要な流れを構成する配管	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	3 上記1及び2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備(屋外ダクト)	○	-	-	-	○	-	-	-
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	×	-	-	-	-	-	-	-
		安全上重要な施設の固気分離器からウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備のグローブボックス・セル排気系統への接続部までの系統	×	-	-	-	-	-	-	-
		高性能粒子フィルタ(空気輸送)	×	-	-	-	-	-	-	-
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ								
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	-	-	-	-	-	-	-
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機								
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の排風機	×	-	-	-	-	-	-	-
	4 上記1及び2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記1及び2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス	×	-	-	-	-	-	-	-
		ウラン・プルトニウム混合脱硝設備の安全上重要な施設の配管を収納する二重配管の外管	×	-	-	-	-	-	-	-
		下記の洞道のうち、上記1及び2の配管を収納する洞道								
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	-	-	-	-	-	-	-	-

○：評価対象  
 ×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）  
 -：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	5 上記4の換気系統	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 硝酸プルトニウム貯槽セル等及びグローブボックス等からの排気系	×	-	-	-	-	-	-	-
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ								
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	-	-	-	-	-	-	-
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機								
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の建屋排風機、グローブボックス・セル排風機	×	-	-	-	-	-	-	-
	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○	-	-	-	-	-	-	-
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備(屋外ダクト)	○	-	-	-	○	-	-	-
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備汚染のおそれのある区域からの排気系	×	-	-	-	-	-	-	-
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	-	-	-	-	-	-	-
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	-	-	-	-	-	-	-
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1及び2の配管を収納する配管収納容器								
		精製建屋とウラン・プルトニウム混合脱硝建屋を接続する洞道	-	-	-	-	-	-	-	-
	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	-	-	-	-	-	-	-
		安全圧縮空気系	×	-	-	-	-	-	-	-

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

-：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 ○ 核的制限値(形状寸法管理の機器)	臨界安全管理表に寸法が記載されている機器								
		硝酸プルトニウム貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		混合槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		定量ポット	×	—	—	—	—	—	—	—
		中間ポット	×	—	—	—	—	—	—	—
		脱硝装置(脱硝皿)	×	—	—	—	—	—	—	—
		凝縮廃液ろ過器	×	—	—	—	—	—	—	—
		凝縮廃液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		焙焼炉	×	—	—	—	—	—	—	—
		還元炉	×	—	—	—	—	—	—	—
		固気分離器	×	—	—	—	—	—	—	—
		粉末ホツパ	×	—	—	—	—	—	—	—
		粉碎機	×	—	—	—	—	—	—	—
		混合機	×	—	—	—	—	—	—	—
		粉末充てん機	×	—	—	—	—	—	—	—
		保管容器	×	—	—	—	—	—	—	—
		保管ピット	×	—	—	—	—	—	—	—
	混合酸化物貯蔵容器	×	—	—	—	—	—	—	—	
貯蔵ホール	×	—	—	—	—	—	—	—		
○ 核的制限値(核的制限値を維持する計測制御及び動作機器)	粉末缶 MOX 粉末重量確認による粉末缶払出装置の起動回路	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外(ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	12 安全保護回路	還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		還元炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		焙焼炉ヒータ部温度高による加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備に係る計測制御設備								
		・脱硝装置の温度計による脱硝皿取扱装置の起動回路及び照度計によるシャッタの起動回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		・空気輸送終了検知及び脱硝皿の重量確認による脱硝皿取扱装置の起動回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		・保管容器充てん定位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		・粉末缶充てん定位置の検知によるMOX粉末の充てん起動回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		・硝酸プルトニウム貯槽セル、混合槽セル及び一次貯槽セルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備の圧力警報	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管								
		硝酸プルトニウム貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		混合槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備 貯蔵室からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
○ 冷却設備										

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及びウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	<p>○ 水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気を必要とする機器までの水素掃気用の配管</p> <p>○ 漏えい液を回収するための系統</p> <p>○ 上記 12 の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統</p> <p>○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記 9, 12 及び 15 の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管</p>	水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気用の圧縮空気を供給する以下の機器までの水素掃気用の配管								
		硝酸プルトニウム貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		混合槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		下記のセルの漏えい液受け皿から漏えい液を回収するための系統								
		・硝酸プルトニウム貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・混合槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・一時貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		還元ガス受槽水素濃度高による還元ガス供給停止回路に係る遮断弁	×	—	—	—	—	—	—	—
		計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	—	—	—	—	—	—	—
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第 1 ガラス固化体貯蔵建屋	2 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器	高レベル濃縮廃液貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣廃液貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液共用貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣廃液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液混合槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		供給液槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		ガラス溶融炉	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液の主要な流れを構成する配管	×	—	—	—	—	—	—	—

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外



建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋	3 上記2の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備(屋外ダクト)	○	-	-	-	○	-	-	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	×	-	-	-	-	-	-	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系	×	-	-	-	-	-	-	-
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	×	-	-	-	-	-	-	-
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の高性能粒子フィルタ								
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	-	-	-	-	-	-	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系の高性能粒子フィルタ	×	-	-	-	-	-	-	-
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の高性能粒子フィルタ	×	-	-	-	-	-	-	-
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の廃ガス洗浄器、吸収塔及びルテニウム吸着塔	×	-	-	-	-	-	-	-
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の排風機								
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル濃縮廃液廃ガス処理系の排風機	×	-	-	-	-	-	-	-
		高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 不溶解残渣廃液廃ガス処理系の排風機	×	-	-	-	-	-	-	-
高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の排風機	×	-	-	-	-	-	-	-		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

-：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋	4 上記2の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等	上記2の系統及び機器を収納するセル及びグローブボックス並びにせん断セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		下記の洞道に設置する配管収納容器のうち、上記1及び2の配管を収納する配管収納容器								
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 上記4の換気系統	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備								
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル等からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		・固化セル圧力放出系	×	—	—	—	—	—	—	—
		・固化セル換気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		・固化セル換気系の洗浄塔及びルテニウム吸着塔	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ								
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機										
高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の建屋排風機、セル排風機、固化セル換気系排風機	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象  
 ×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）  
 —：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋	6 上記4のセル等を収納する構築物及びその換気系統	高レベル廃液ガラス固化建屋	○	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備(屋外ダクト)	○	—	—	—	○	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 汚染のおそれのある区域からの排気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		7.2節に粒子除去効率を記載した上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の高性能粒子フィルタ	×	—	—	—	—	—	—	—
		上記の気体廃棄物の廃棄施設の換気設備の排風機	×	—	—	—	—	—	—	—
		下記の洞道のうち、上記1及び2の配管を収納する洞道								
		分離建屋と高レベル廃液ガラス固化建屋を接続する洞道	—	—	—	—	—	—	—	—
	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全圧縮空気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全蒸気系	×	—	—	—	—	—	—	—
	11 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設	高レベル廃液ガラス固化建屋・第1ガラス固化体貯蔵建屋の収納管	×	—	×	—	○	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋・第1ガラス固化体貯蔵建屋の通風管	×	—	×	—	○	—	—	—
		以下の室等の遮蔽設備								
		・ガラス固化体除染室	×	—	—	—	—	—	—	—
		・ガラス固化体検査室	×	—	—	—	—	—	—	—
		・貯蔵区域	×	—	—	—	—	—	—	—
		・受入れ室	×	—	—	—	—	—	—	—
		第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮蔽設備	×	—	—	—	—	—	—	—
	第1ガラス固化体貯蔵建屋トレンチ移送台車の遮蔽設備	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋	12 安全保護回路	固化セル移送台車上の質量高によるガラス流下停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		固化セル圧力高による固化セル隔離ダンパの閉止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等 ○ 計測制御設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の系統の圧力警報	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備の系統の圧力警報	×	—	—	—	—	—	—	—
		以下のセルの漏えい液受皿の集液溝の液位警報								
		・高レベル廃液供給槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・不溶解残渣廃液貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・高レベル廃液共用貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・高レベル濃縮廃液一時貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・不溶解残渣廃液一時貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・高レベル廃液混合槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・固化セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		結合装置圧力信号による流下ノズル加熱停止回路	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全冷却水系から崩壊熱除去用冷却水を必要とする機器までの配管								
		高レベル濃縮廃液貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣廃液貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液共用貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣廃液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
高レベル廃液混合槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
供給液槽	×	—	—	—	—	—	—	—		
供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—		

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋	○ 冷却空気用配管	安全圧縮空気系から高レベル廃液ガラス固化設備のガラス溶融炉の流下停止系までの冷却用空気を供給する配管	×	—	—	—	—	—	—	—
		水素掃気用空気を供給する安全圧縮空気系から水素掃気用の圧縮空気を供給する機器までの水素掃気用の配管	×	—	—	—	—	—	—	—
	○ 漏えい液回収系統	高レベル濃縮廃液貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣廃液貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液共用貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル濃縮廃液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		不溶解残渣廃液一時貯槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液混合槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		供給液槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		下記のセルの漏えい液受け皿から漏えい液を回収するための系統								
		・高レベル濃縮廃液貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・高レベル濃縮廃液一時貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
		・高レベル廃液共用貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—
	・高レベル廃液混合槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—	
	・不溶解残渣廃液貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—	
	・不溶解残渣廃液一時貯槽セル	×	—	—	—	—	—	—	—	
	・固化セル	×	—	—	—	—	—	—	—	
○ 上記12の安全保護回路により保護動作を行う機器及び系統	ガラス溶融炉の流下停止系	×	—	—	—	—	—	—	—	
	固化セル隔離ダンパ	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
高レベル廃液ガラス固化建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋	○ 計装用空気を供給する安全圧縮空気系から上記9, 12及び15の計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管 ○ 上記3,5及び6の放射性物質の閉じ込め機能を支援する施設	計装用空気を必要とする計測制御設備までの配管	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 吸収塔の純水系	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備 廃ガス洗浄器, 吸収塔及び凝縮器の冷水系	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 セル内クーラ	×	—	—	—	—	—	—	—
		高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 固化セル隔離ダンパ	×	—	—	—	—	—	—	—
	○ 高レベル廃液ガラス固化設備	固化セル移送台車	×	—	—	—	—	—	—	—

○：評価対象

×：評価対象外（ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象）

—：評価対象外

建屋	分類	安全上重要な施設	(火山) 設計項目							
			荷重	粒子の衝突	閉塞	摩耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
その他の主要な施設	8 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源	非常用所内電源系統	×	—	○	○	○	—	—	×
		安全蒸気系	×	—	—	—	—	—	—	—
		安全圧縮空気系(かくはん等のための圧縮空気を供給する系統は除く)	×	—	○	○	○	—	—	—
	9 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器	分析済溶液処理系の主要設備の臨界安全管理表に寸法が記載されている機器								
		分析済溶液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		分析済溶液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		濃縮液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		濃縮液供給槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		抽出残液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		分析残液受槽	×	—	—	—	—	—	—	—
		分析残液希釈槽	×	—	—	—	—	—	—	—
	13 排気筒	主排気筒	○	—	○	—	○	—	—	—
	14 制御室等及びその換気空調系統	中央制御室	×	—	—	—	—	—	—	—
		制御建屋中央制御室換気設備	×	—	×	○	○	○	—	○
	15 その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統、冷却水系統等	安全冷却水系	○	—	—	○	○	—	○	—
		チャンネルボックス・ハーフ・ナフルホイスン処理建屋の貯蔵室の遮蔽設備	×	—	—	—	—	—	—	—
		ハル・イント・ヒース貯蔵建屋の貯蔵プールの遮蔽設備	×	—	—	—	—	—	—	—
		主排気筒の排気筒モニタ	×	—	—	—	—	—	—	—
○ 上記記載の緊急遮断弁に係る計測制御設備	加速度大による緊急遮断弁作動回路	×	—	—	—	—	—	—	—	

○：評価対象

×：評価対象外(ただし、当該建屋を設置する建屋が評価対象)

—：評価対象外





令和元年 11 月 6 日 R1

補足説明資料 6 - 1 (9 条 火山)



## 降下火砕物と積雪の重ね合わせの考え方について

建築基準法では参考資料 6-1-1 のとおり多雪区域<sup>※1</sup>においては暴風時あるいは地震時の荷重評価を実施する際、積雪を重ね合わせた評価を求めており、「風」や「地震」を主荷重、重ね合わせる「積雪」を従荷重とし、従たる荷重は稀に起こる積雪荷重ではなく平均的な積雪荷重としており、平均的な積雪荷重は短期積雪荷重の 0.35 倍としている。

同法の主従の考え方を参考として、降下火砕物と積雪の重ね合わせにおいて、降下火砕物の荷重条件は積雪の荷重条件より厳しく、発生した際の荷重が比較的大きいことから、降下火砕物を主荷重、積雪を従荷重として評価を実施する。

なお、従荷重となる六ヶ所村における平均的な積雪量は、青森県建築基準法施行細則（昭和 36 年 2 月 9 日青森県規則第 29 号）による六ヶ所村の垂直積雪量 150cm に 0.35 を乗じることとも考えられるが、再処理施設が多雪区域にあることを踏まえ、降下火砕物と積雪の重ね合わせに用いる積雪条件においては、六ヶ所村の垂直積雪量 150cm をそのまま用いることとした。

※1 垂直積雪量が 1 m を超える場合又は 1 年ごとの積雪の継続期間が 30 日を超える場合で、管轄の特定行政庁が規則で指定した区域（建築基準法）



令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 6 - 1 - 1 ( 9 条 火山 )



## 建築基準法における自然現象の組み合わせによる荷重の考え方

「建築物荷重指針・同解説(2015)」によると、建築基準法における組み合わせは、基本的にはタークストラの経験則<sup>\*1</sup>と同様の考え方であり、同経験則に従えば、考慮すべきは主荷重が最大を取る時点の荷重の組み合わせであり、従荷重の値としては、その確率過程的な意味での平均的な値を採用することができるとしている。

建築基準法施行令に示された荷重の組合せは、第1表に示す通りであり、多雪区域の場合、固定荷重と積載荷重に組み合わせる自然現象による荷重は単独の「積雪」、「風」及び「地震」を主荷重とした場合、「積雪」を従荷重としている。

第1表 建築基準法施行令からの抜粋

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第86条第2項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合
長期に生ずる力	常時	G + P	G + P
	積雪時		G + P + 0.7S
短期に生ずる力	積雪時	G + P + S	G + P + S
	暴風時	G + P + W	G + P + 0.35S + W
	地震時	G + P + K	G + P + 0.35S + K

ここで、G：第84条に規定する固定荷重によって生ずる力  
P：第85条に規定する積載荷重によって生ずる力  
S：第86条に規定する積雪荷重によって生ずる力  
W：第87条に規定する風圧力によって生ずる力  
K：第88条に規定する地震力によって生ずる力

建築基準法では、その地方における垂直積雪量が1 mを超える場合又は1年ごとの積雪の継続時間が30日を超える場合は、管轄の特定行政庁が規定でその地方を多雪区域に指定するとともに、その地方における積雪荷重を規定している。

構築物の構造計算に当たって考慮すべき積雪荷重として、次の4つの状態が設定されている。<sup>※2</sup>

#### ①短期に発生する積雪状態

この状態に対する積雪荷重は、短期積雪荷重と呼ばれており、冬季の最大積雪としておおむね3日程度の継続期間を想定した50年再現期待値として設定される値である。

$$S = d \cdot \rho$$

ここで、

S：短期積雪荷重 (N/m<sup>2</sup>)

d：垂直積雪量<sup>※3</sup> (cm)

ρ：積雪の単位荷重<sup>※4</sup> (N/cm/m<sup>2</sup>)

#### ②長期に発生する積雪状態

この状態に対する積雪荷重は、長期積雪荷重と呼ばれ、おおむね3か月程度の継続期間を想定したものである。この荷重は多雪区域における建築物の構造計算を行うときにのみ用いられる荷重であり、その値は短期積雪荷重の0.7倍である。



### ③ 冬季の平均的な積雪状態

この状態は、多雪区域において積雪時に強い季節風等の暴風又は地震に襲われたときに想定するものである。この場合の荷重・外力を「主荷重」と「従荷重」に区分すると、風圧力又は地震力を「主荷重」、積雪荷重を「従荷重」とみなすことができる。「従荷重」として想定する積雪はその地方における冬季の平均的な積雪で、①項の短期積雪荷重の 0.35 倍である。

### ④ 極めて稀に発生する積雪状態

この状態に対する積雪荷重は、構造物が想定すべき最大級の荷重として、①項の短期積雪荷重の 1.4 倍である。

- ※ 1 基準期間中の最大値はある荷重（主荷重）の最大値とその他の荷重（従荷重）の任意時刻における値との和によって近似的に評価できるとするもの
- ※ 2 「2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書」
- ※ 3 六ヶ所村における垂直積雪量は 150cm(青森県築基準法施行細則（昭和 36 年 2 月 9 日青森県規則第 20 号）より)
- ※ 4 積雪量 1cm 当たり  $30\text{N/m}^2$ (青森県築基準法施行細則より)



令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 6 - 2 ( 9 条 火山 )



## 降下火砕物による影響モード

降下火砕物による影響モードは、降下火砕物の特性による直接的影響と施設外部で発生する降下火砕物の影響を間接的に受ける間接的影響がある。

### 1. 直接的影響モード

降下火砕物の特性を踏まえ、想定される直接的影響モードを第1表にまとめる。

第1表 降下火砕物の特性から想定される直接的影響モード

降下火砕物の特性	影響モード
火山ガラス片及び鉱物結晶片から成り、粒径2mm以下	粒子の衝突、閉塞、磨耗、大気汚染、水質汚染
堆積厚さ55cm、密度（湿潤状態）1.3g/cm <sup>3</sup>	荷重
腐食性ガスの付着による腐食 （金属腐食研究結果 <sup>※1</sup> より急激な腐食が生じることはない）	腐食、大気汚染、水質汚染
水に濡れると電導性を生じる	絶縁低下
湿った降下火砕物は、乾燥すると固結する	— （流水等で除去可能のため影響モードなし）
降下火砕物粒子の融点は、一般的な砂に比べ約1000℃と低い	— （施設内において1000℃を超えるのは、ガラス熔融炉内等のごく一部であり、降下火砕物の侵入が考えられないため影響モードなし）

※1：出雲茂人，末吉秀和他，火山環境における金属材料の腐食，1990，防食技術VOL. 39，pp. 247-253

## 2. 間接的影響モード

降下火砕物における間接的影響モードとしては、敷地外で発生する送電網への影響を踏まえ、長期間（7日間）に亘る外部電源喪失を想定する。また、敷地内外で発生する交通の途絶も想定する。

令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 6 - 2 - 1 ( 9 条 火山 )





## 降水による降下火砕物の固結の影響について

降下火砕物は、湿ったのちに乾燥すると固結する特徴を持っており、影響モードとして閉塞が考えられるが、一般的に流水等で除去可能である。

降下火砕物が固結した場合の降下火砕物防護施設等に対する影響モードとしては、換気系に対する閉塞が考えられる。

換気系に対する閉塞としては、換気空調系のフィルタの閉塞が考えられるが、換気系の外気取入口は防雪フードが設置されており下方向から吸い込む構造となっていることから、平時に比べ降水の際は降下火砕物の侵入は減少すると考えられる。なお、侵入した降下火砕物は外気取入口のフィルタによって除去されるが、湿った降下火砕物がフィルタに付着し固結した場合においても、フィルタ部の取替が可能なことから、固結による影響はない。

一方、降下火砕物防護施設等に対して間接的な影響を与え得る事象としては、降下火砕物による排水路の閉塞時の降水事象が考えられるが、降下火砕物防護施設等に有意な影響を及ぼし得る大雨に対しては、雨水が排水路に流れ込むことで、降下火砕物は除去されるため影響はない。なお、少量の降水に対しては有意な影響を及ぼさないと考えられる。



令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 7 - 1 (9 条 火山)



## 影響モードによる再処理施設への影響因子

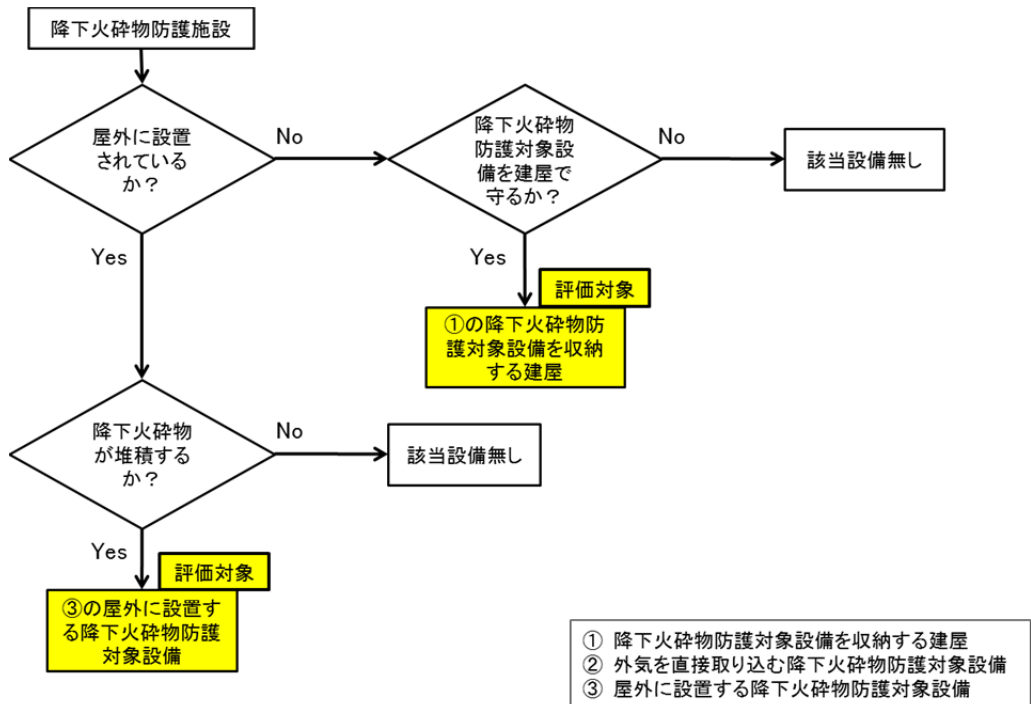
補足説明資料 6-2 で示す「想定される影響モード」によって発生する再処理施設への影響因子を第 1 表に示す。

各影響モードにおける評価対象となる降下火砕物防護施設の選定フローを第 2-1 図～第 2-8 図に示す。

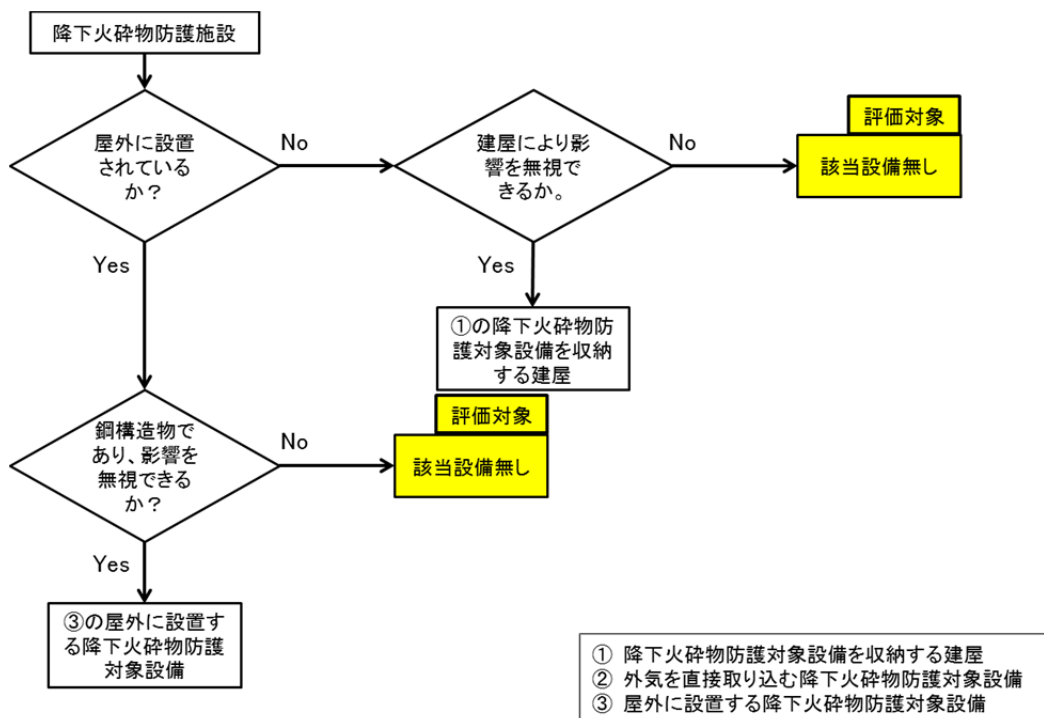
各降下火砕物防護施設に対する評価すべき影響モードについての整理表を第 2 表に示す

第1表 再処理施設への影響因子

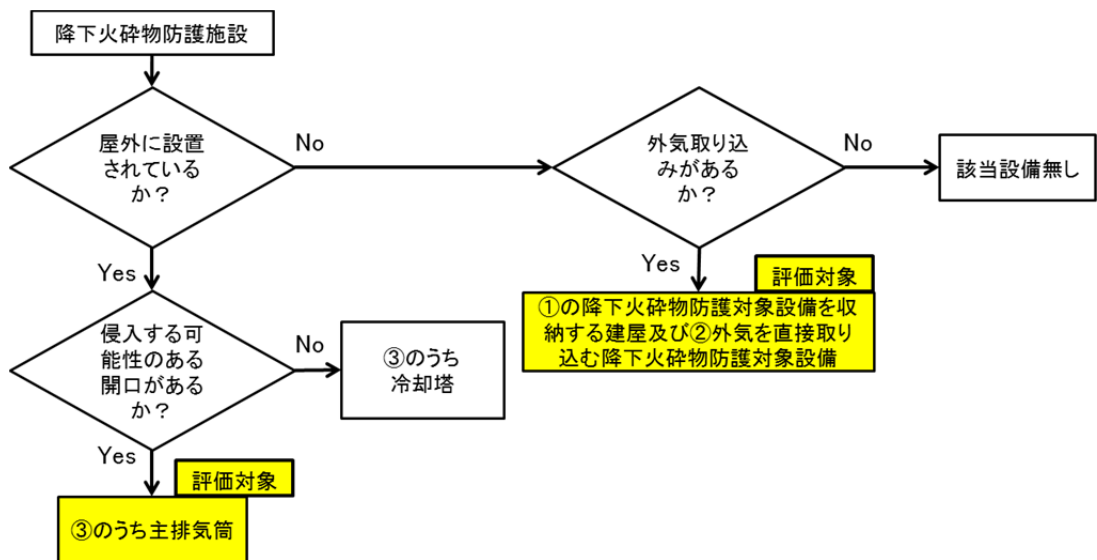
影響モード	影響因子
荷重	<p>&lt;構造物への静的負荷&gt;  降下火砕物防護施設のうち、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備に対して、降下火砕物が堆積し静的な荷重負荷を与えることを考慮する。</p> <p>降下火砕物の荷重は、堆積厚さ 55cm、密度 1.3g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）に基づくとともに、火山以外の自然現象として積雪及び風（台風）による荷重の組合せを考慮する。</p>
粒子の衝突	<p>&lt;構造物への粒子の衝突&gt;  降下火砕物防護施設のうち、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備に対して、降下火砕物が降灰時に衝撃荷重を与えることを考慮する。</p>
閉塞	<p>&lt;換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）&gt;  降下火砕物防護施設に対して、降下火砕物の堆積による閉塞、降下火砕物を含む空気による換気系及び機器の吸気系並びに冷却空気の流路の閉塞を考慮する。</p>
磨耗	<p>&lt;換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）&gt;  降下火砕物防護施設に対して、大気に含まれる降下火砕物により、動的機器を磨耗させることを考慮する。</p>
腐食	<p>&lt;構造物への化学的影響（腐食）&gt;  &lt;換気系、電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）&gt;  降下火砕物防護施設に対して、腐食性ガスが付着した降下火砕物に接することにより接触面を腐食させることを考慮する。</p>
大気汚染	<p>&lt;中央制御室の大気汚染&gt;  降下火砕物防護施設のうち、制御建屋の中央制御室において、再処理施設を継続監視する運転員に対する環境劣化を防止することを目的として、運転員の作業環境に対する大気汚染を考慮する。</p>
水質汚染	<p>&lt;取水源の水質汚染&gt;  降下火砕物防護施設のうち、水を必要とする降下火砕物防護対象設備に対して、取水に使用する二又川への降下火砕物の混入による水質汚染の影響を考慮する。</p>
絶縁低下	<p>&lt;盤の絶縁低下&gt;  降下火砕物防護施設に対して、降下火砕物による絶縁低下の影響を考慮する。</p>
外部電源喪失	<p>&lt;外部電源喪失&gt;  送電網への降下火砕物の影響により発生する長期間（7日間）の外部電源喪失を考慮する。</p>
敷地外の交通の途絶	<p>&lt;アクセス制限&gt;  敷地内外に降下火砕物が堆積し、交通の途絶が発生すること考慮する。</p>
敷地内の交通の途絶	



第 2 - 1 図 「構造物への静的負荷」に対し評価対象となる降下火砕物防護施設

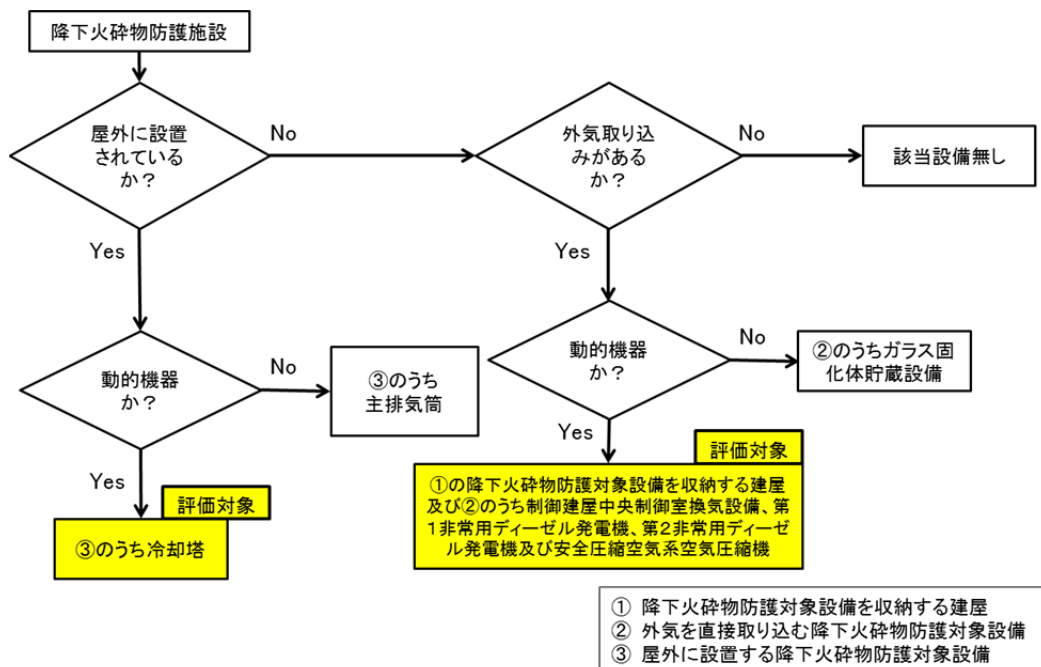


第 2 - 2 図 「構造物への粒子の衝突」に対し評価対象となる降下火砕物防護施設



- ① 降下火碎物防護対象設備を収納する建屋
- ② 外気を直接取り込む降下火碎物防護対象設備
- ③ 屋外に設置する降下火碎物防護対象設備

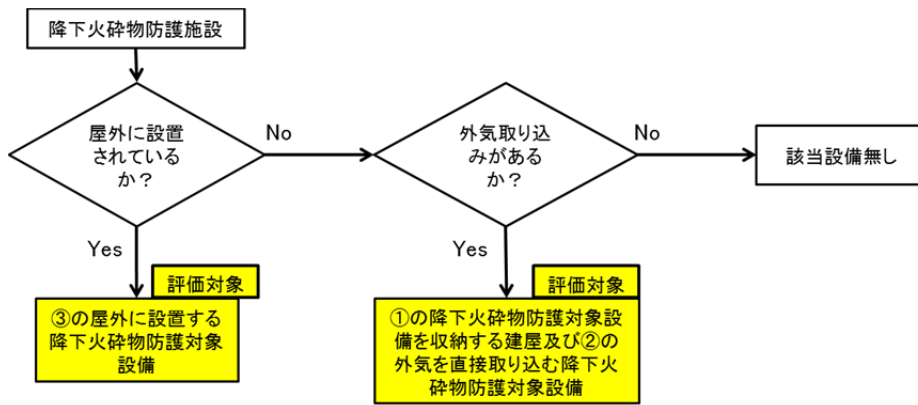
第 2 - 3 図 「換気系，電気系及び計測制御系に対する機械的影響（閉塞）」  
 に対し評価対象となる降下火碎物防護施設



- ① 降下火碎物防護対象設備を収納する建屋
- ② 外気を直接取り込む降下火碎物防護対象設備
- ③ 屋外に設置する降下火碎物防護対象設備

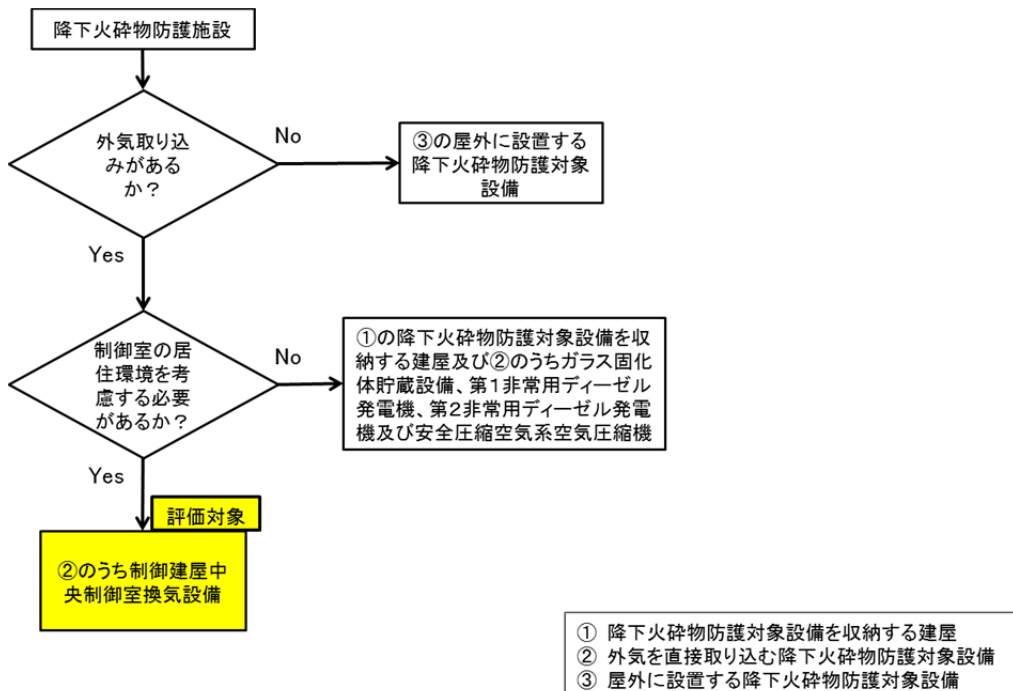
第 2 - 4 図 「換気系，電気系及び計測制御系に対する機械的影響（摩耗）」  
 に対し評価対象となる降下火碎物防護施設





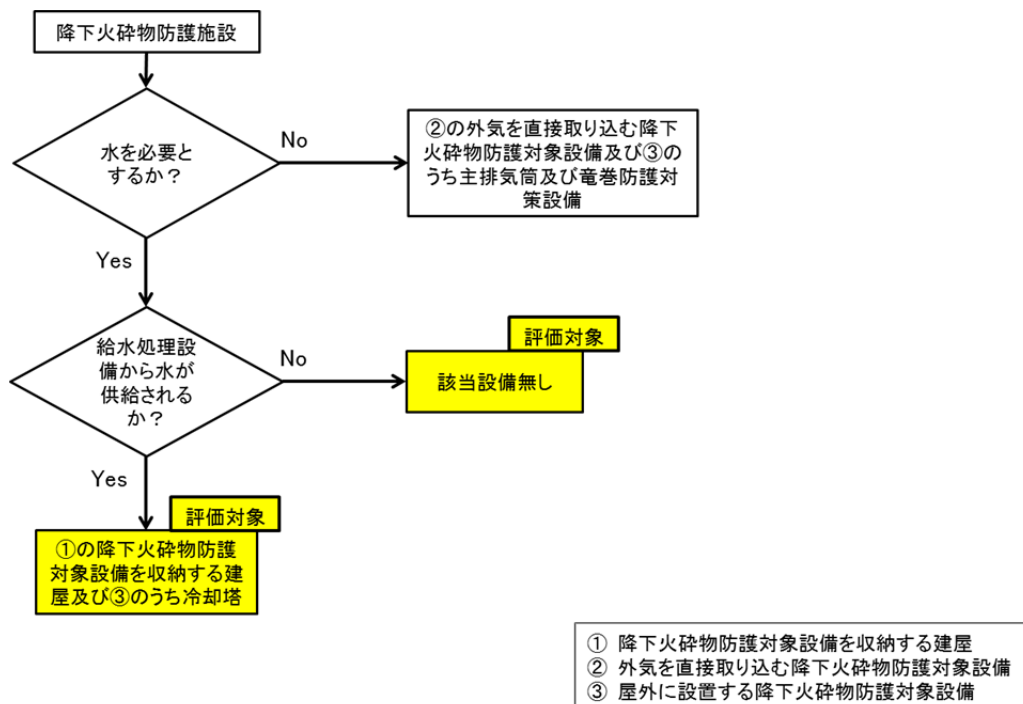
- ① 降下火砕物防護対象設備を収納する建屋
- ② 外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備
- ③ 屋外に設置する降下火砕物防護対象設備

第 2 - 5 図 「構造物への化学的影響（腐食）」及び「換気系，電気系及び計測制御系に対する化学的影響（腐食）」に対し評価対象となる降下火砕物防護施設

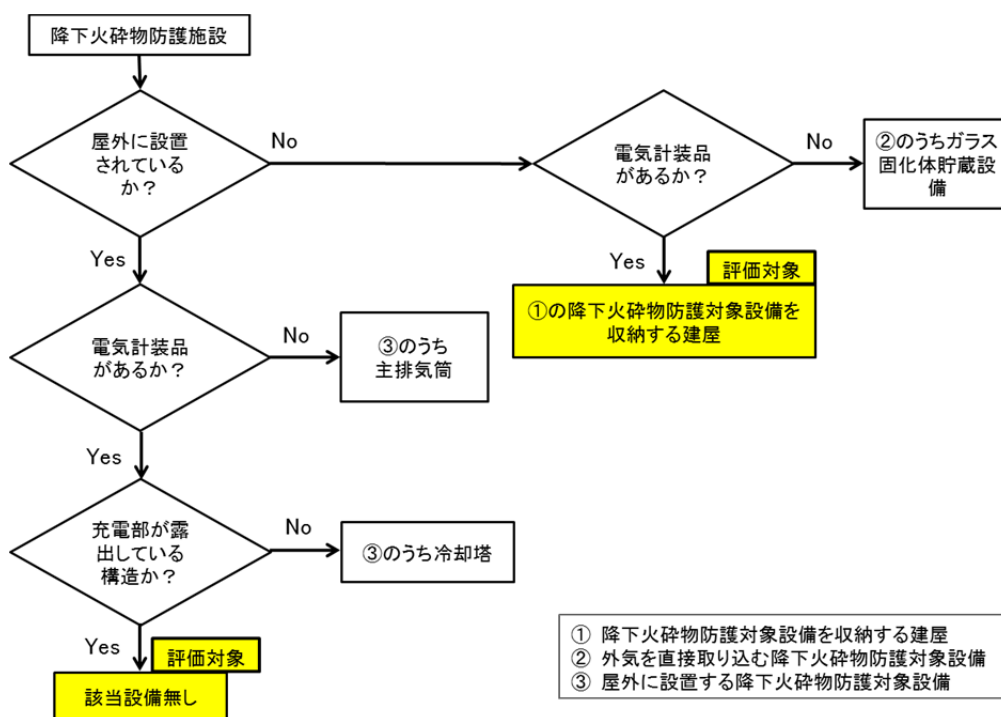


- ① 降下火砕物防護対象設備を収納する建屋
- ② 外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備
- ③ 屋外に設置する降下火砕物防護対象設備

第 2 - 6 図 「中央制御室の大気汚染」に対し評価対象となる降下火砕物防護施設



第 2 - 7 図 「取水源の水質汚染」 に対し評価対象となる降下火砕物防護施設



第 2 - 8 図 「盤の絶縁低下」 に対し評価対象となる降下火砕物防護施設

第2表 降下火砕物防護施設に対する評価すべき影響モード

降下火砕物防護施設の選定結果		評価すべき影響モード							
		荷重	粒子の衝突	閉塞	磨耗	腐食	大気汚染	水質汚染	絶縁低下
①降下火砕物防護対象設備を収納する建屋	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○	*2	○	○	○	*6	○	○
	前処理建屋								
	分離建屋								
	精製建屋								
	ハル・エンドピース貯蔵建屋								
	制御建屋								
	分析建屋								
	主排気筒管理建屋								
	ウラン脱硝建屋								
	ウラン酸化物貯蔵建屋								
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋								
	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋								
	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋								
	非常用電源建屋								
	高レベル廃液ガラス固化建屋								
第1ガラス固化体貯蔵建屋									
②建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備	制御建屋中央制御室換気設備	*1	*1	○	○	○	*6	*8	*9
	安全圧縮空気系の空気圧縮機								
	第1非常用ディーゼル発電機								
	第2非常用ディーゼル発電機								
	ガラス固化体貯蔵設備のうち収納管及び通風管								
③屋外に設置する降下火砕物防護対象設備	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔A, B	○	*3	*4	○	○	*7	○	*10
	再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B								
	第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水系冷却塔A, B								
	主排気筒(屋外ダクト含む)	○	*3	○	*5	○	*7	*8	*9
	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備の屋外配管並びに前処理建屋換気設備, 分離建屋換気設備, 精製建屋換気設備, ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備及び高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備の屋外ダクト								

- \*1: 建屋内に設置されているため考慮不要
- \*2: 建屋により影響を無視できるため考慮不要
- \*3: 鋼構造物のため考慮不要
- \*4: 降下火砕物が侵入する開口がないため考慮不要
- \*5: 動的機器ではないため考慮不要
- \*6: 居住環境を維持する必要がないため考慮不要
- \*7: 外気取り込みをしない機器のため考慮不要
- \*8: 水を使用していないため考慮不要
- \*9: 電気計装品がないため考慮不要
- \*10: 充電部が露出していないため考慮不要



令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 1 (9 条 火山)



降下火砕物防護施設的设计方針  
(構造物の静的負荷)

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、設計荷重（火山）の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備の許容荷重が、設計荷重（火山）に対して安全余裕を有することにより、構造健全性を失わない設計とする。

降下火砕物の堆積荷重と組み合わせる自然現象として積雪及び風（台風）を考慮する。

設工認申請書において、降下火砕物の堆積荷重及び降下火砕物と火山以外の自然現象を組み合わせた堆積荷重に対して構造健全性が維持され安全機能を損なわないことの評価結果を示す。

(1) 降下火砕物の堆積荷重

- ・密度（湿潤状態）：1.3g/cm<sup>3</sup>（降下火砕物の層厚1cm当たり130N/m<sup>2</sup>）
- ・堆積厚さ：55cm

$$\underline{\text{降下火砕物荷重} = 130 \text{ (N/m}^2 \cdot \text{cm)} \times 55 \text{ (cm)} = 7,150 \text{ (N/m}^2)}$$

(2) 降下火砕物と火山以外の自然現象を組み合わせる場合

① 降下火砕物

- ・密度（湿潤状態）：1.3g/cm<sup>3</sup>（降下火砕物の層厚1cm当たり130N/m<sup>2</sup>）
- ・堆積厚さ：55cm

$$\underline{\text{降下火砕物荷重} = 130 \text{ (N/m}^2 \cdot \text{cm)} \times 55 \text{ (cm)} = 7,150 \text{ (N/m}^2)}$$

② 積雪

・密度：0.3g/cm<sup>3</sup>（積雪の単位荷重は1cm当たり30N/m<sup>2</sup>）※<sup>1</sup>

・堆積量：150cm※<sup>2</sup>

$$\text{積雪荷重} = 30 \text{ (N/m}^2 \cdot \text{cm)} \times 150 \text{ (cm)} = 4,500 \text{ (N/m}^2)$$

※<sup>1</sup>：青森県 建築基準法施行細則に基づく積雪の単位荷重を用いた。

※<sup>2</sup>：青森県 建築基準法施行細則に基づく六ヶ所地域の積雪深さを用いた。

③ 風

・基準風速：34m/s※<sup>3</sup>

・水平力として考慮

※<sup>3</sup>：平成12年5月31日建設省告示第1454号に示される青森県の基準風速を用いた。



令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 8 - 1 - 1 ( 9 条 火山 )



## 建屋に係る影響評価

### 1. 概要

本資料は、降下火砕物等の堆積時における、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋（以下、「対象建屋」という。）の構造健全性の評価方針及び構成を示すものである。

#### 1.1 対象建屋

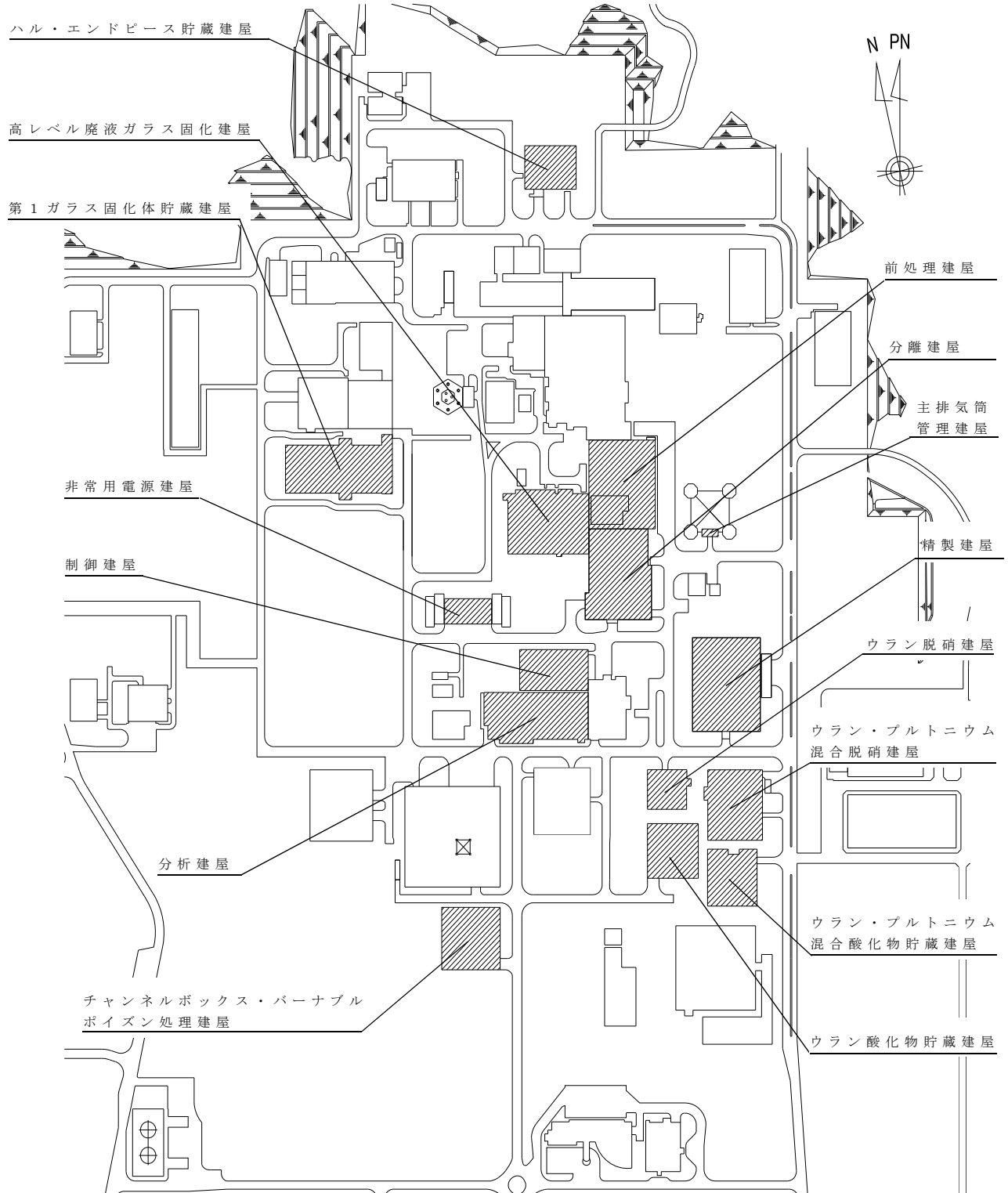
再処理施設のうち、対象建屋は以下のとおりである。

- (1) 前処理建屋
- (2) 分離建屋
- (3) 精製建屋
- (4) ウラン脱硝建屋
- (5) ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋
- (6) ウラン酸化物貯蔵建屋
- (7) ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋
- (8) 高レベル廃液ガラス固化建屋
- (9) 第1ガラス固化体貯蔵建屋
- (10) チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋
- (11) ハル・エンドピース貯蔵建屋
- (12) 制御建屋
- (13) 分析建屋
- (14) 非常用電源建屋
- (15) 主排気筒管理建屋

## 2. 基本方針

### 2.1 位置

対象建屋の配置を第2.1図に示す。

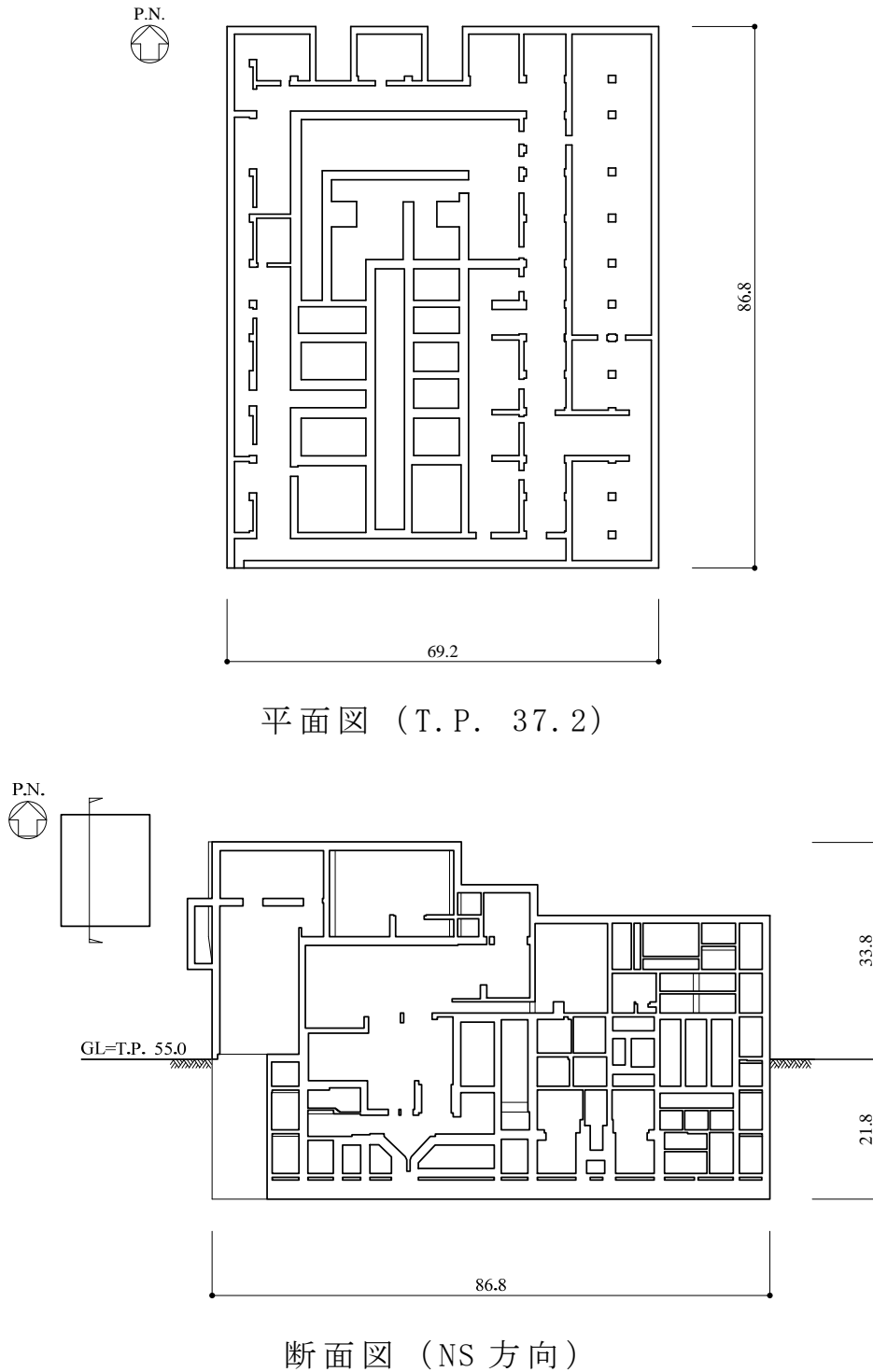


第 2.1 図 配置図

## 2.2 構造概要

対象建屋は鉄筋コンクリート造の耐震壁及び屋根で構築された施設であり，一部が鉄骨架構で構築された施設である。

対象建屋の平面図及び断面図を第2.2図に示す。



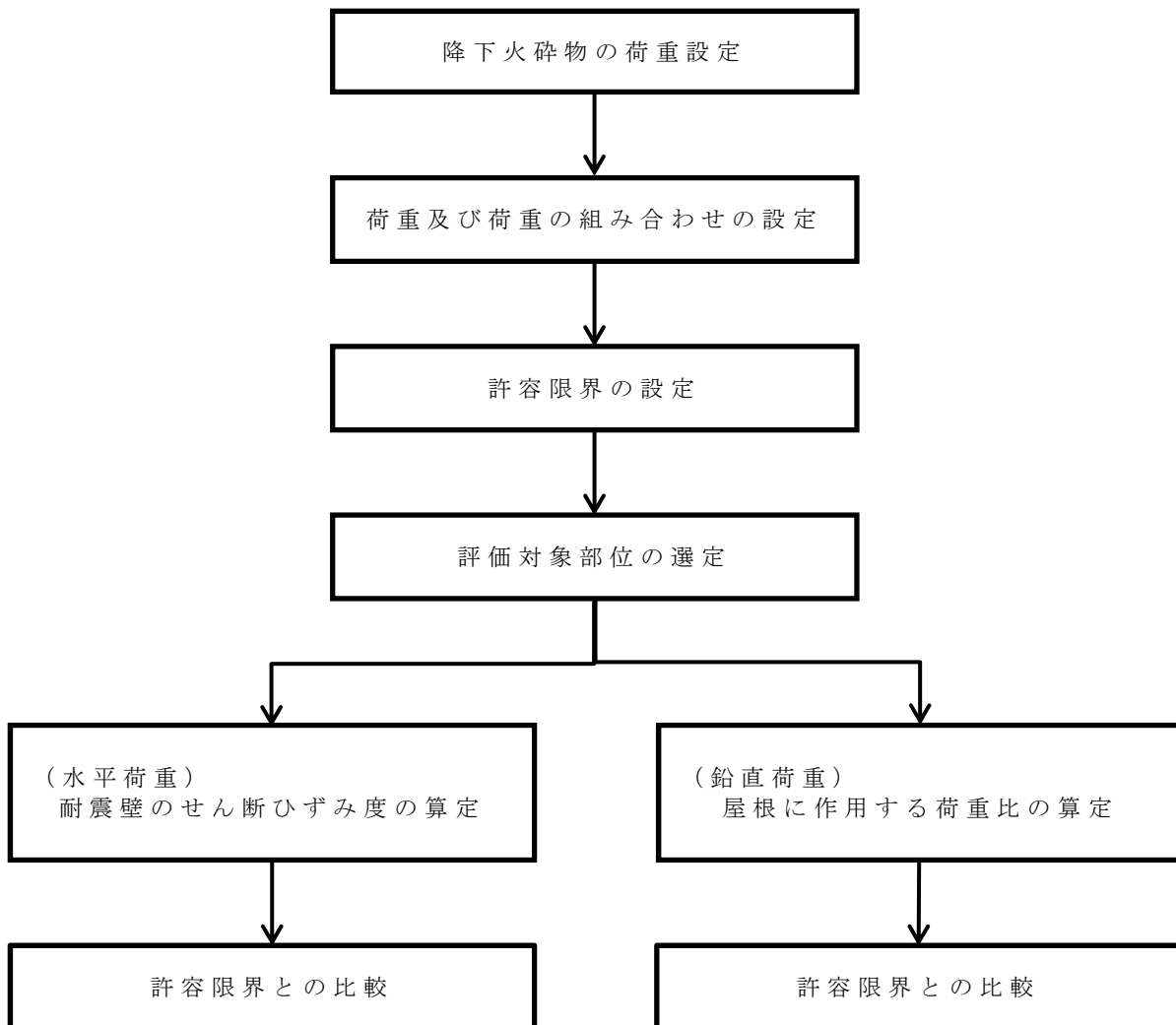
第 2.2 図 建屋の平面図及び断面図（単位：m）

## 2.3 強度評価方針

対象建屋の強度評価は、「3.3 荷重及び荷重の組み合わせ」に示す荷重及びその組み合わせに対し、建屋の評価対象部位ごとに設定した許容限界を満足することを確認する。

対象建屋の設計荷重に対する強度評価のフローを第2.3図に示す。

対象建屋の強度評価対象部位及び許容限界は、考慮する荷重が作用する部位ごとに設定し、対象建屋の構造健全性を確認する。



第2.3図 建屋の設計荷重に対する強度評価のフロー図

## 2.4 準拠基準・規格等

準拠する規格・基準等を以下に示す。

- ・ 建築基準法及び同施行令
- ・ 青森県建築基準法施行細則
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編  
JEAG4601-補 1984 ((社)日本電気協会)
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 ((社)日本  
電気協会)
- ・ 原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版  
( (社)日本電気協会)
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学  
会, 2018)
- ・ 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－((社)日本建築学会,  
2005)

### 3. 強度評価方法

#### 3.1 記号の定義

対象建屋の強度評価に用いる記号を第3.1表に示す。

第3.1表 建屋の強度評価に用いる記号

記号	定義
A	風の受圧面積（風向に垂直な面に投影した面積）
C	風力係数
E'	建築基準法施行令第87条第2項に規定する数値
E <sub>r</sub>	建設省告示第1454号第2項の規定によって算出した平均風速の高さ方向の分布を表す係数
F <sub>d</sub>	常時作用する荷重 （自重及び雪荷重※ <sup>1</sup> を含む長期荷重）
F <sub>v</sub>	降下火砕物等堆積による鉛直荷重
G	ガスト影響係数
H	全高
P <sub>A</sub>	設計時長期荷重 （自重及び雪荷重※ <sup>2</sup> を含む長期荷重）
P <sub>B</sub>	常時作用する荷重及び降下火砕物等堆積による鉛直荷重の和 $P_B = F_d + F_v$
P <sub>C</sub>	P <sub>A</sub> に対するP <sub>B</sub> の比 $P_C = P_B/P_A$
q	設計用速度圧
V <sub>D</sub>	基準風速
W	風荷重
Z <sub>G</sub>	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字
Z <sub>b</sub>	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字
α	地表面粗度区分に応じて建設省告示第1454号に掲げる数字

※<sup>1</sup> 建築基準法上の積雪深による雪荷重

※<sup>2</sup> 六ヶ所村の最大積雪深による雪荷重



### 3.2 評価対象部位

降下火砕物等の堆積による鉛直荷重は、降下火砕物が堆積する屋根に作用し、屋根部がこれを負担する。また、風荷重等の水平荷重は、屋根及び外壁に作用し、耐震壁がこれを負担する。

このことから、降下火砕物等の堆積による鉛直荷重については屋根部を、風荷重等の水平荷重については耐震壁を評価対象部位とする。

### 3.3 荷重及び荷重の組合せ

強度評価に用いる荷重及び荷重の組合せを以下に示す。

#### 3.3.1 荷重の設定

各荷重の設定の考え方は以下のとおりである。

##### a. 常時作用する荷重 ( $F_d$ )

常時作用する荷重は、自重、積載荷重及び建築基準法上の積雪深による雪荷重を考慮する。

##### b. 降下火砕物等堆積による鉛直荷重 ( $F_v$ )

降下火砕物等堆積による単位面積当たりの鉛直荷重は、設計層厚に密度を乗じて算定する。

c. 風荷重 (W)

風荷重は，建屋の形状を考慮して算出した風力係数及び受圧面積に基づき下式により算定する。風荷重算定に用いる諸元を第3.3.1-1表及び第3.3.1-2表に，屋根部の降下火砕物等による鉛直荷重を第3.3.1-3表に示す。なお，風荷重の算定に用いる受圧面積算定において，隣接する建屋の遮断効果は考慮しない。

$$W = q \cdot C \cdot A$$

ここで，

$$q = 0.6 \cdot E' \cdot V_D^2$$

$$E' = E_r^{2.1} \cdot G$$

$$E_r = 1.7 \cdot (H/Z_G)^\alpha$$

$$V_D = 34\text{m/s}$$

第3.3.1-1表 設計風荷重の算出条件

施設名称	基準風速 $V_D$ (m/s)	全高 H (m)	$Z_G$ (m)	$\alpha$	ガスト 影響係数 G	設計用速度圧 q (N/m <sup>2</sup> )
建屋	34	-	350	0.15	-	-

第3.3.1-2表 建屋の風力係数及び受圧面積

標高 T.P. (m)	風力係数 C		受圧面積 (m <sup>2</sup> )	
	風上	風下	風上	風下
-	-	-	-	-

第3.3.1-3表 屋根部の降下火砕物等による鉛直荷重の入力条件

施設 名称	設計時長期荷重 $P_A$ (N/m <sup>2</sup> )	常時作用する荷重及び 降下火砕物等堆積による 鉛直荷重の和 $P_B$ (N/m <sup>2</sup> )
-	-	-

### 3.3.2 荷重の組合せ

対象建屋の評価に用いる荷重の組合せを第3.3.2表に示す。

第3.3.2表 荷重の組み合わせ

荷重の種類	対象部位	荷重の組み合わせ
水平荷重	耐震壁	$P_B+W$
鉛直荷重	屋根部	$P_B$

※鉛直上向きの風荷重は考慮しない。

### 3.4 許容限界

対象建屋の許容限界は、建屋の対象部ごとに第3.4表に示すように設定する。

耐震壁の許容限界は、日本電気協会 原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG-4601-1987）に示される方法で算定した鉄筋コンクリート造耐震壁のせん断応力度～せん断ひずみ度関係の第一折れ点に相当するせん断ひずみ度とする。

屋根部の許容限界は、降下火砕物等堆積による鉛直荷重は一時的な荷重であり短期許容応力度を適用することを考慮して、設計時長期荷重に対する常時作用する荷重及び降下火砕物等堆積による鉛直荷重の和の比が、鉄筋及び鉄骨の長期許容応力度と短期許容応力度の比（1.5）以下であることとする。

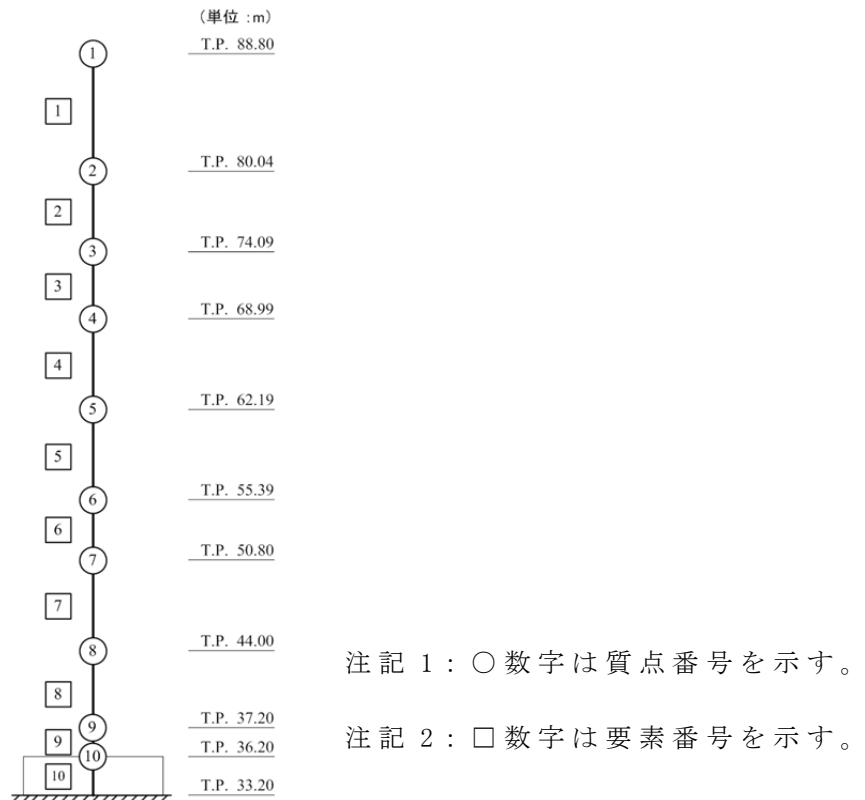
第3.4表 各評価対象部位の許容限界

評価対象部位	許容限界
耐震壁	耐震壁のせん断応力度～せん断ひずみ度関係の第一折れ点に相当するせん断ひずみ度
屋根部	設計時長期荷重に対する常時作用する荷重及び降下火砕物等堆積による鉛直荷重の和の比 1.5

### 3.5 評価方法

#### 3.5.1 耐震壁に対する評価

対象建屋について、第3.5図に示す建屋の解析モデルを用いて、「3.3.2 荷重の組合せ」に示す荷重により耐震壁に発生するせん断ひずみ度が許容限界以下であることを確認する。



第3.5図 建屋の解析モデル図

※ 解析モデルにおける各質点の重量及び要素の剛性は、「建屋の地震応答計算書」に示す値に同じ。

#### 3.5.2 屋根部に対する評価

屋根部の評価は、設計時長期荷重に対する常時作用する荷重及び降下火砕物等堆積による鉛直荷重の和の比 $P_c$ が、許容限界以下であることを確認する。

#### 4. 強度評価結果

##### 4.1 耐震壁に対する評価

鉄筋コンクリート造建屋の耐震壁に対する降下火砕物等堆積時の強度評価結果を第4.1表に示す。耐震壁に発生するせん断ひずみ度は，許容限界以下である。

第 4.1 表 耐震壁のせん断ひずみ度の評価結果（建屋）

要素 番号	せん断ひずみ度 ( $\times 10^{-3}$ )	許容限界 ( $\times 10^{-3}$ )	判定
-	-	-	-

##### 4.2 屋根部に対する評価

屋根部に対する降下火砕物等堆積時の強度評価結果を第4.2表に示す。

設計時長期荷重に対する常時作用する荷重及び降下火砕物等堆積による鉛直荷重の和の比 $P_c$ は，許容限界以下である。

第 4.2 表 屋根部に対する評価結果

施設名称	$P_c$ ( $P_B / P_A$ )	許容限界	判定
-	-	-	-

令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 8 - 1 - 2 ( 9 条 火山 )





## 降下火砕物堆積荷重評価への材料強度×1.1の適用について

降下火砕物の堆積荷重に対する評価に，材料強度（以下，「F値」という。）×1.1を適用することが可能であると判断した理由について以下に示す。

### 1. F値×1.1を適用可能な理由

降下火砕物の堆積荷重と同種の荷重である，極めて稀な積雪荷重に対して，F値×1.1を適用可能なことが，建築基準法等に定められていることから，降下火砕物の堆積荷重の評価においてもこれを準用する。

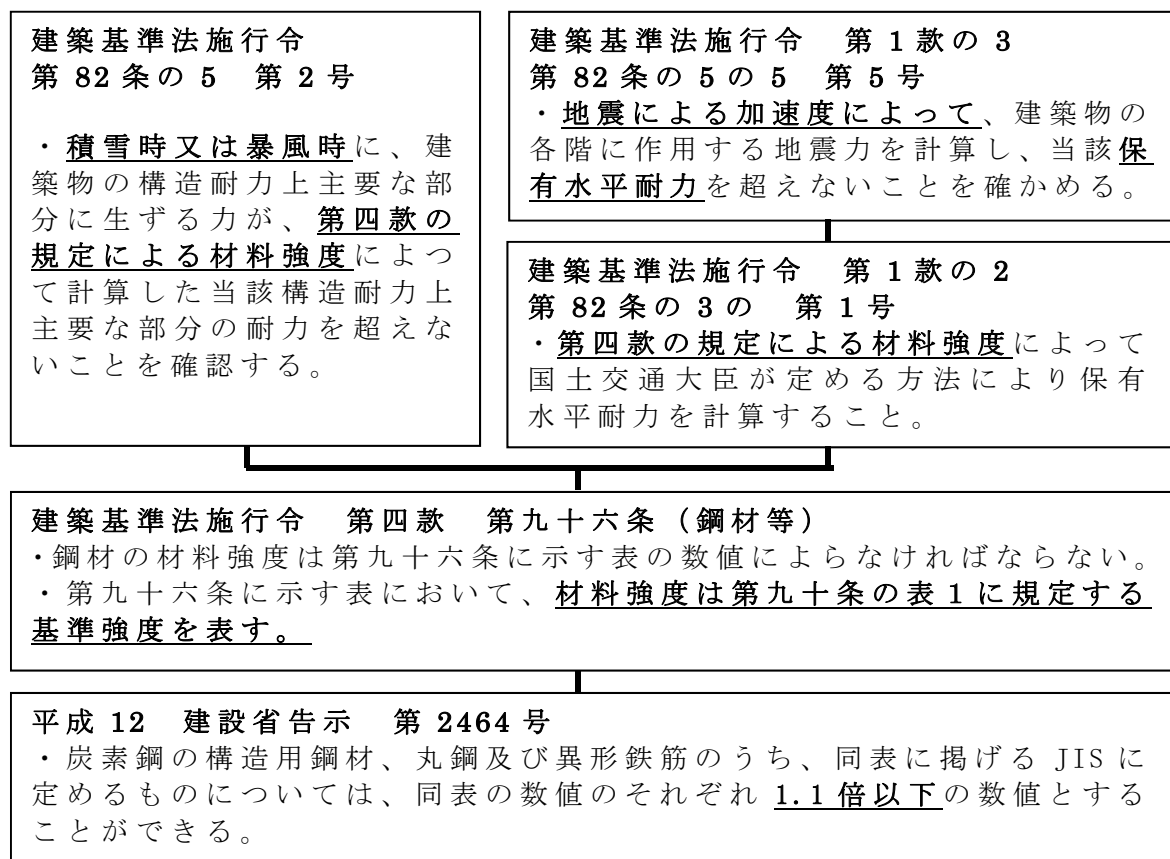
### 2. 降下火砕物の堆積荷重と積雪荷重について

- ・ 降下火砕物及び積雪は共に，鉛直方向の荷重である。
- ・ 降下火砕物及び積雪は共に，頻度や継続時間が想定できる。
- ・ 敷地に設計層厚の降下火砕物の堆積をもたらすような火山事象は，極めて稀な事象である。
- ・ 除灰作業を行うことにより，降下火砕物の堆積荷重は短期事象として取り扱うこととする。

### 3. 積雪への適用及び適用事例

建築基準法施行令第82条の5は積雪時又は暴風時及び地震に適用される。積雪時の評価について記載されている建築基準法施行令第82条の5第2号から、平成12年建設省告示2464号第3が導かれることを確認し、材料強度×1.1が適用可能であると判断した。建築基準法施行令と平成12年建設省告示2464号の概略を第1図に示す。

また、地震、暴風及び火山（降下火砕物）に該当する事例として、既許可プラントの耐震評価、竜巻影響評価、火山影響評価においても材料強度×1.1を適用している。



第1図 建築基準法施行令と平成12年建設省告示2464号の概要

令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 8 - 1 - 3 ( 9 条 火山 )

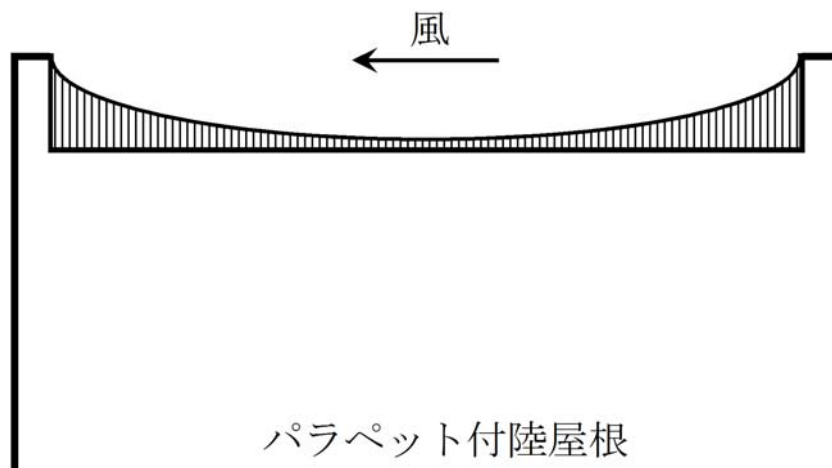


## 降下火砕物の偏りによる影響評価について

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の屋上端部にはパラペットが設置されており、風向き等により降下火砕物の偏りが生じる可能性があるため、降下火砕物の偏分布による影響評価を実施する。

### 1. 風による偏分布

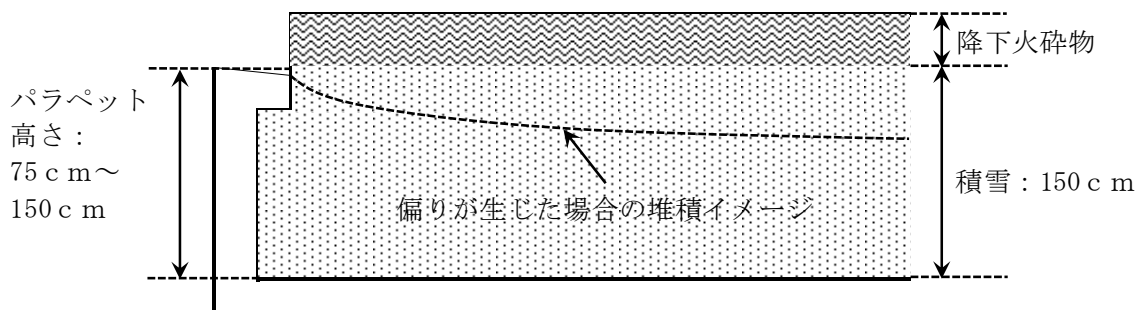
風による降下火砕物の偏分布は、積雪による偏分布と同様に想定する。パラペット付陸屋根の堆積イメージは第1図に示す形状となり、パラペット高さが堆積高さの上限となる。



第1図 カナダにおける屋上積雪に関する調査結果の概要  
(建築物荷重指針・同解説(2015) 図5.3.1抜粋)

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋のパラペット高さは75～150cmであるのに対し、積雪厚さ150cmに降下火砕物を加えた堆積高さは150cm以上となり、風による偏分布を想定した場合、堆積厚さは減少することとなるため、現状想定している垂直に堆積する場合の応力評価を上回ることはないと考える。

建屋における降下火砕物の堆積及び積雪状態イメージを第2図に示す。



第2図 建屋における降下火砕物の堆積及び積雪状態イメージ

## 2. 降下火砕物除灰時の偏分布

降下火砕物の除灰作業時の荷重の偏りを防止するため、以下のとおり運用することとする。

- ・屋上面の荷重を均等化するため、堆積した降下火砕物について部分的に掘り下げることはせず、可能な限り降下火砕物上面を平滑に削って除灰する。
- ・除灰する降下火砕物は屋上面で集積せず、速やかに地表に下ろす。

令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 2 ( 9 条 火山 )





## 降下火砕物防護施設的设计方針

### (構造物への粒子の衝突)

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物の粒子の衝突の影響により安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、コンクリート又は鋼構造物であるため、微小な鉱物結晶であり、砂よりも硬度が低い特性を持つ降下火砕物の衝突による影響は小さい。そのため、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は、鋼構造物であること、建屋外壁厚さが 250mm以上のコンクリートであることから、粒子の衝突により構造健全性を損なうことはない。

なお、粒子の衝撃荷重による影響については、竜巻の影響に包含される。



令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 3 (9 条 火山)



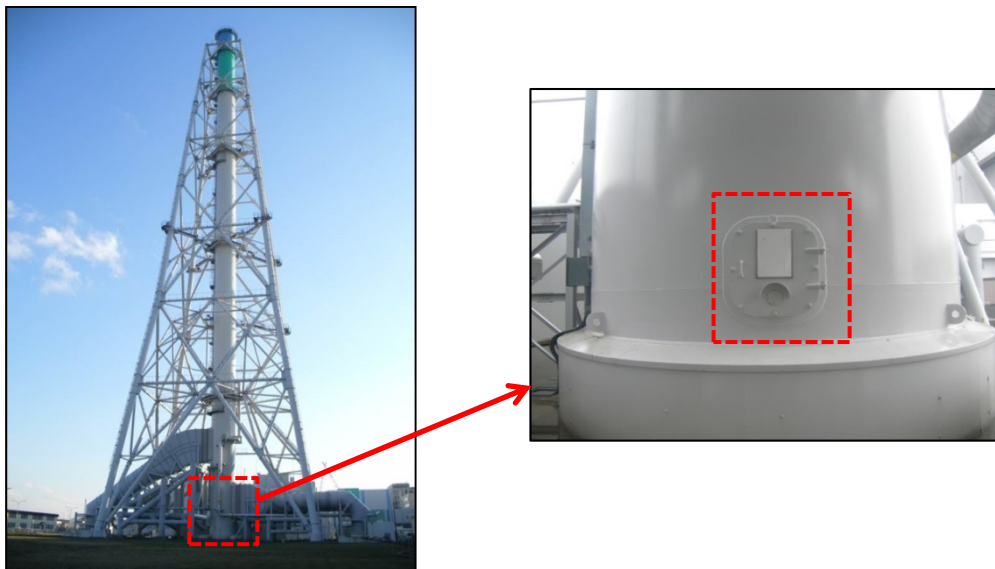
## 降下火砕物防護施設的设计方針

(換気系, 電気系及び計測制御系の機械的影響 (閉塞))

### 1. 降下火砕物の堆積による閉塞

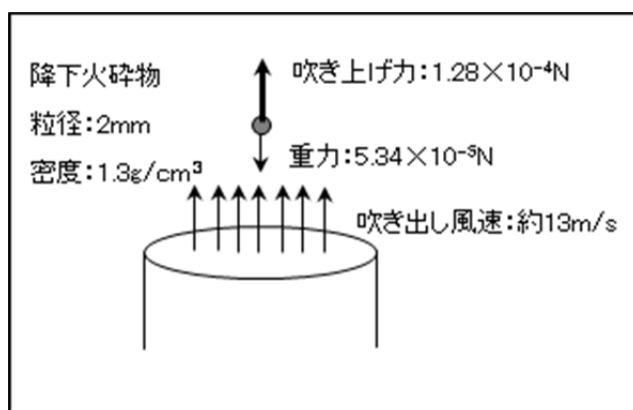
屋外に設置する降下火砕物防護対象設備のうち, 主排気筒は降下火砕物の堆積による閉塞の影響により, 安全機能を損なわない設計とする。

主排気筒は, 排気の吹き上げにより降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が排気筒内に侵入した場合でも, 第1図に示すとおり排気筒下部に異物の除去が可能なマンホール及び異物の溜まる空間を設けることにより, 堆積による閉塞がし難い構造とする。



第1図 主排気筒のマンホール位置図

主排気筒については、粒径 2 mm、密度（湿潤状態） $1.3 \text{ g/cm}^3$  の降下火砕物を想定した場合、排気筒吹き出し速度（約  $13 \text{ m/s}$ ）に対する降下火砕物の吹き上げ力と重力のバランスは第 2 図の吹き上げ力の方が大きくなるため、降下火砕物が排気筒に侵入することはない。



第 2 図 降下火砕物の吹き上げ力と重力のバランス

## 2. 外気の取り込みによる閉塞

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物を含む空気による流路の閉塞の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

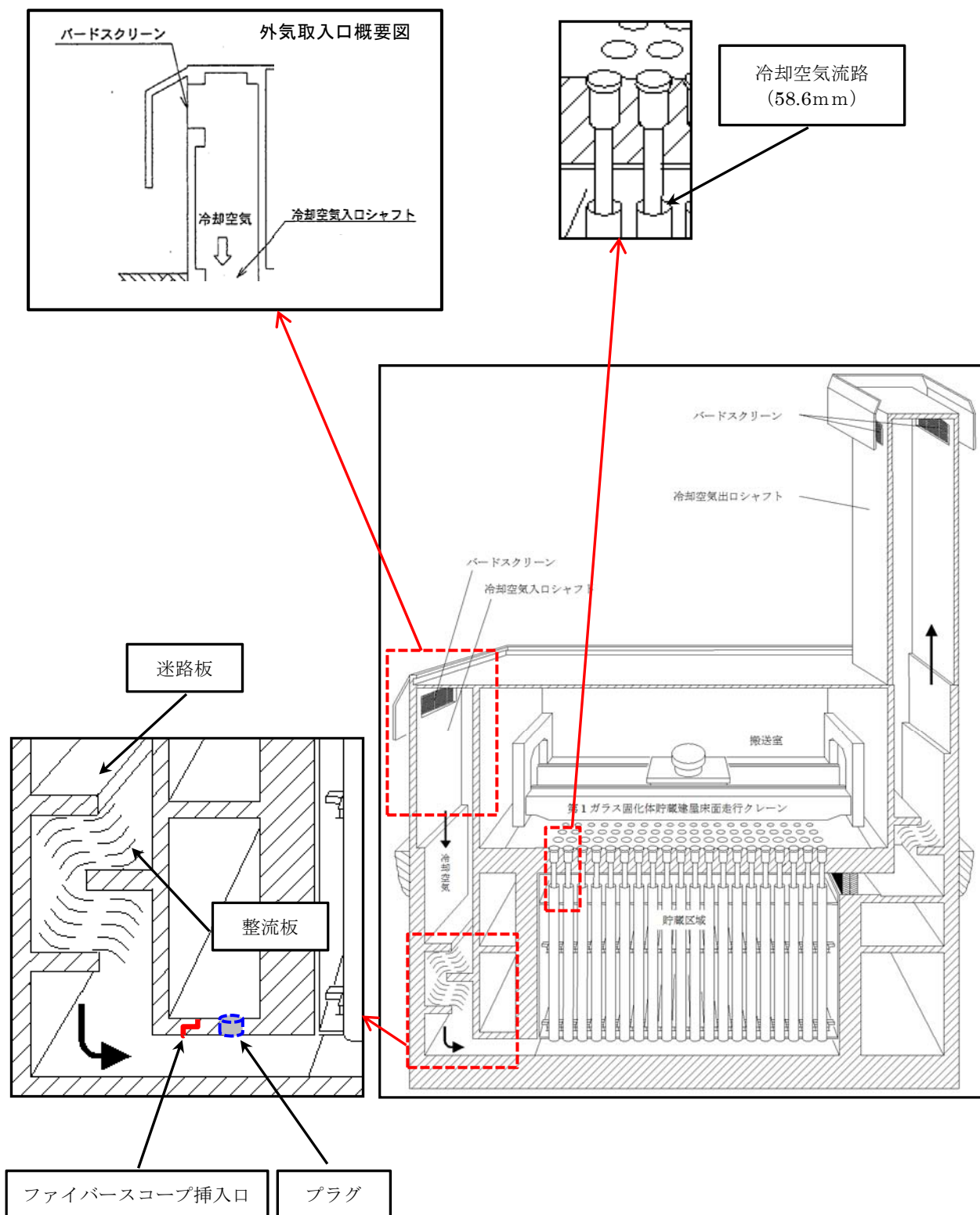
### 2.1 ガラス固化体貯蔵設備

ガラス固化体貯蔵設備の収納管、通風管等で構成する貯蔵ピットの冷却空気流路については、冷却空気入口シャフトの外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が侵入した場合でも、貯蔵ピットの下部には空間があり、冷却空気流路が直ちに閉塞することはない。

また、必要に応じ点検用の開口部より、吸引による除灰を行う。

なお、降下火砕物が侵入したとしても、冷却空気流路の最小間隙は58.6mm以上あり、降下火砕物の粒子により閉塞しない構造となっている。

ガラス固化体貯蔵設備の外気取入口にはバードスクリーン（網目 12mm）が設置されているが、フィルタ等は設置していないため、降下火砕物が防設フードから取り込まれたとしても閉塞する系統構成ではなく、気中降下火砕物濃度の影響を受けることはない。



第3図 ガラス固化体貯蔵設備の概要図



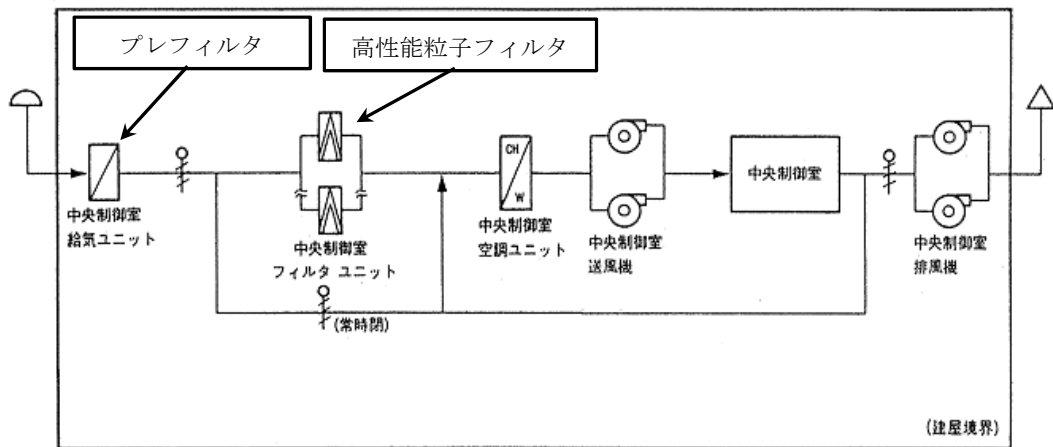
## 2.2 降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け、降下火砕物が侵入し難い構造とする。

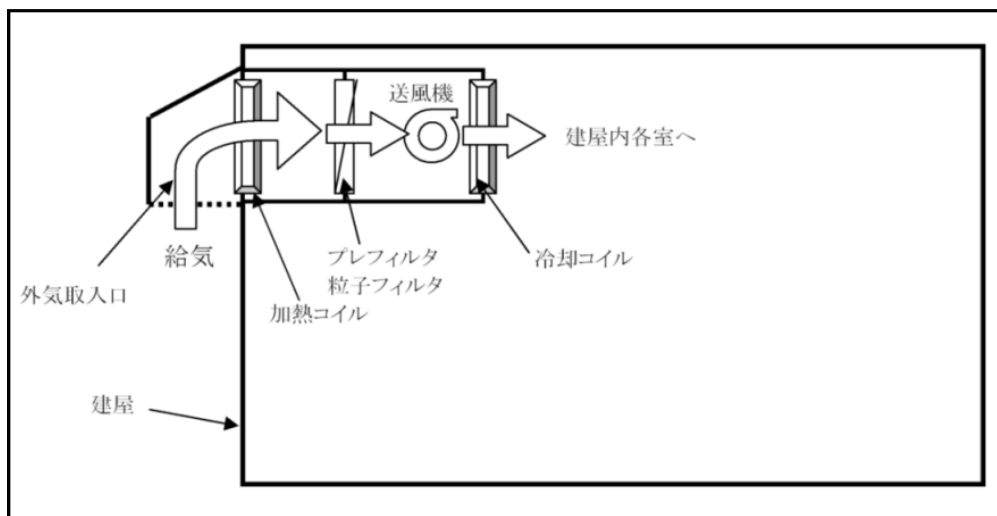
降下火砕物を取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備には第4図のとおり、プレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止する。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備についても、第5図のとおり、プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。

さらに、降下火砕物がフィルタに付着した場合でも交換又は清掃が可能な構造とすることで、降下火砕物により閉塞しない設計とする。



第4図 中央制御室換気設備系統概要図



第2図 建屋換気設備外気取入口概要図

## 2.3 第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機及び安全 圧縮空気系空気圧縮機

第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても，中性能フィルタ又はステンレス製ワイヤネットを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する。

さらに，降下火砕物がフィルタに付着した場合でも交換又は清掃が可能な構造とすることで，降下火砕物により閉塞しない設計とする。

なお，シリンダ内に降下火砕物が侵入したとしても，降下火砕物の特性上，砂よりも破砕し易く硬度が低いため影響はない。



令和元年 11 月 6 日 R0

参考資料 8 - 3 - 1 ( 9 条 火山 )



## 気中降下火砕物濃度の算定について

火山影響評価ガイドが改正され、設計及び運用等による安全施設の機能維持が可能かどうかを評価するための基準である気中降下火砕物濃度を推定する手法が示された。

火山影響評価ガイドに基づき気中降下火砕物濃度の算出を行った。

### 1. 気中降下火砕物濃度の推定手法

火山影響評価ガイドにおいては、以下の2つの手法のうち、いずれかにより気中降下火砕物濃度を推定することが求められている。

a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する  
手法

b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法

これらの手法のうち、降灰量（層厚）の数値シミュレーション（Tephra2）との連続性の観点から、「a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」により気中降下火砕物濃度を推定する。

「a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、粒径の大小に関わらず同時に降灰が発生すると仮定していること、粒子の凝集を考慮しないことから、保守的な手法となっている。

### 2. 気中降下火砕物濃度の算出に用いる降下火砕物

#### (1) 甲地軽石

気中降下火砕物濃度の算出に用いている降下火砕物（甲地軽石）の層厚55cmは、文献調査の結果では20cm～50cm、地質調査の結果では敷地において約43cm（再堆積を含む）であり、降下火砕物シミュレーション

(Tephra2) による不確かさを考慮した計算結果は 53 c mあることを踏まえて保守的に評価した値であり、これを前提として算出する「a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」による気中降下火砕物濃度は保守的である。

なお、「b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、数値シミュレーション（3次元の大気拡散シミュレーション）で使用するパラメータ設定に必要な、想定する火山噴火（約 28～18 万年前に発生した甲地軽石を噴出した噴火）における観測値に係る情報がないため、パラメータを設定することは困難であり、算出結果の科学的合理性を評価することが困難である。

## (2) 十和田中掬テフラ

気中降下火砕物濃度の算出に用いている降下火砕物（十和田中掬テフラ）の層厚 36 c mは、文献調査及び地質調査の結果では敷地付近において 10 c m以下であり、降下火砕物シミュレーション（Tephra2）による不確かさを考慮した計算結果は 35 c mあることを踏まえて保守的に評価した値であり、これを前提として算出する「a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」による気中降下火砕物濃度は保守的である。

なお、「b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、数値シミュレーション（3次元の大気拡散シミュレーション）で使用するパラメータ設定に必要な、想定する火山噴火（約 6200 年前に発生した十和田中掬テフラを噴出した噴火）における観測値に係る情報がないため、パラメータを設定することは困難であり、算出結果の科学的合理性を評価することが困難である。



### 3. 気中降下火砕物濃度の算出方法

火山影響評価ガイドに基づく気中降下火砕物濃度の算出方法を以下に示す。

①粒径  $i$  の降灰量  $W_i$  (g/m<sup>2</sup>) =  $p_i W_T$

( $p_i$  : 粒径  $i$  の割合  $W_T$  (g/m<sup>2</sup>) : 総降灰量)

②粒径  $i$  の堆積速度  $v_i$  (g/s・m<sup>2</sup>) =  $\frac{W_i}{t}$

( $t$  (s) : 降灰継続時間)

③粒径  $i$  の気中濃度  $C_i$  (g/m<sup>3</sup>) =  $\frac{v_i}{r_i}$

( $r_i$  (m/s) : 粒径  $i$  の降下火砕物の終端速度)

④気中降下火砕物濃度  $C_T$  (g/m<sup>3</sup>) =  $\sum_i C_i$

#### 4. 入力条件及び計算結果

##### (1) 甲地軽石

気中降下火砕物濃度の算出のための入力条件及び計算結果を表1示す。

表1 入力条件及び計算結果

入力条件/計算結果		備考
設計層厚	55cm	Tephra2による計算値に基づき
総降灰量 $W_T$	$5.5 \times 10^5 \text{g/m}^2$	設計層厚×降下火砕物密度 $1.0 \text{g/cm}^3$
降灰継続時間 $t$	86400s (24h)	想定噴火である甲地軽石の VEI 5 規模の事例を Carey and Sigurdsson (1989) より参照。
粒径 $i$ の割合 $p_i$	別表1 参照	Tephra2による計算値
粒径 $i$ の降灰量 $W_i$		式①
粒径 $i$ の堆積速度 $v_i$		式②
粒径 $i$ の終端速度 $r_i$		Suzuki (1983) 参考
粒径 $i$ の気中濃度 $C_i$		式③
気中降下火砕物濃度 $C_T$	$2.8 \text{g/m}^3$	式④

別表1 粒径毎の入力条件及び計算結果

粒径 $i \Phi$ ( $\mu\text{m}$ )	-4~-3 (11, 314)	-3~-2 (5, 657)	-2~-1 (2, 828)	-1~0 (1, 414)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	合計
割合 $p_i$ (wt%)	0.73	7.9	29	40	13	6.2	3	0.36	$1.0 \times 10^{-2}$	100 ※
降灰量 $W_i$ ( $\text{g/m}^2$ )	$4.0 \times 10^3$	$4.3 \times 10^4$	$1.6 \times 10^5$	$2.2 \times 10^5$	$7.2 \times 10^4$	$3.4 \times 10^4$	$1.7 \times 10^4$	$2.0 \times 10^3$	55	$W_T=5.5 \times 10^5$ ※
堆積速度 $v_i$ ( $\text{g/s} \cdot \text{m}^2$ )	$4.6 \times 10^{-2}$	0.50	1.8	2.5	0.83	0.39	0.19	$2.3 \times 10^{-2}$	$6.4 \times 10^{-4}$	—
終端速度 $r_i$ (m/s)	8.4	5.9	4.1	2.8	1.8	1.0	0.5	0.35	0.1	—
気中濃度 $C_i$ ( $\text{g/m}^3$ )	$5.5 \times 10^{-3}$	$8.5 \times 10^{-2}$	0.45	0.91	0.46	0.39	0.38	$6.5 \times 10^{-2}$	$6.4 \times 10^{-3}$	$C_T=2.8$
(参考) 噴煙柱からの降下時間 $25\text{km}/r_i$ (h)	0.83	1.2	1.7	2.5	3.9	6.9	14	20	69	—

降灰量が同等の場合、粒径が小さいものほど(終端速度が小さいものほど)気中濃度への寄与率は大い

※ Tephra2 による計算値は有効数字 2 桁までしか示されないため、「割合」 および「降灰量」の粒径ごとの合計値は、最右列の「合計」と完全には一致しない。

(2) 十和田中掬テフラ

気中降下火砕物濃度の算出のための入力条件及び計算結果を表 2 示す。

表 2 入力条件及び計算結果

入力条件/計算結果		備考
設計層厚	36cm	Tephra2 による計算値に基づき算出
総降灰量 $W_T$	$2.16 \times 10^5 \text{g/m}^2$	設計層厚 $\times$ 降下火砕物密度 $0.6 \text{g/cm}^3$
降灰継続時間 $t$	86400s (24h)	想定噴火である十和田中掬テフラの VEI 5 規模の事例を Carey and Sigurdsson(1989) より参照。
粒径 $i$ の割合 $p_i$	別表 1 参照	Tephra2 による計算値
粒径 $i$ の降灰量 $W_i$		式①
粒径 $i$ の堆積速度 $v_i$		式②
粒径 $i$ の終端速度 $r_i$		Suzuki (1983) 参考
粒径 $i$ の気中濃度 $C_i$		式③
気中降下火砕物濃度 $C_T$	$3.7 \text{g/m}^3$	式④

別表 2 粒径毎の入力条件及び計算結果

粒径 $i \Phi$ ( $\mu\text{m}$ )	-1~0 (1,414)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計
割合 $p_i$ (wt%)	$1.3 \times 10^{-4}$	7.6	61	23	7.5	1.2	$4.1 \times 10^{-2}$	$1.6 \times 10^{-3}$	100 ※
降灰量 $W_i$ ( $\text{g/m}^2$ )	0.28	$1.6 \times 10^4$	$1.3 \times 10^5$	$5.0 \times 10^4$	$1.6 \times 10^4$	$2.6 \times 10^3$	89	3.5	$W_T=2.16 \times 10^5$ ※
堆積速度 $v_i$ ( $\text{g/s} \cdot \text{m}^2$ )	$3.3 \times 10^{-6}$	0.19	1.5	0.58	0.19	$3.0 \times 10^{-2}$	$1.0 \times 10^{-3}$	$4.0 \times 10^{-5}$	—
終端速度 $r_i$ (m/s)	2.8	1.8	1.0	0.5	0.35	0.1	$2.6 \times 10^{-2}$	0.01	—
気中濃度 $C_i$ ( $\text{g/m}^3$ )	$1.2 \times 10^{-6}$	0.11	1.5	1.2	0.54	0.30	$3.9 \times 10^{-2}$	$4.0 \times 10^{-3}$	$C_T=3.7$
(参考) 噴煙柱からの 降下時間 $25\text{km}/r_i$ (h)	2.5	3.9	6.9	14	20	69	267	694	—

降灰量が同等の場合、粒径が小さいものほど(終端速度が小さいものほど)気中濃度への寄与率は大きい

※ Tephra2 による計算値は有効数字 2 桁までしか示されないため、「割合」 および「降灰量」の粒径ごとの合計値は、最右列の「合計」と完全には一致しない。

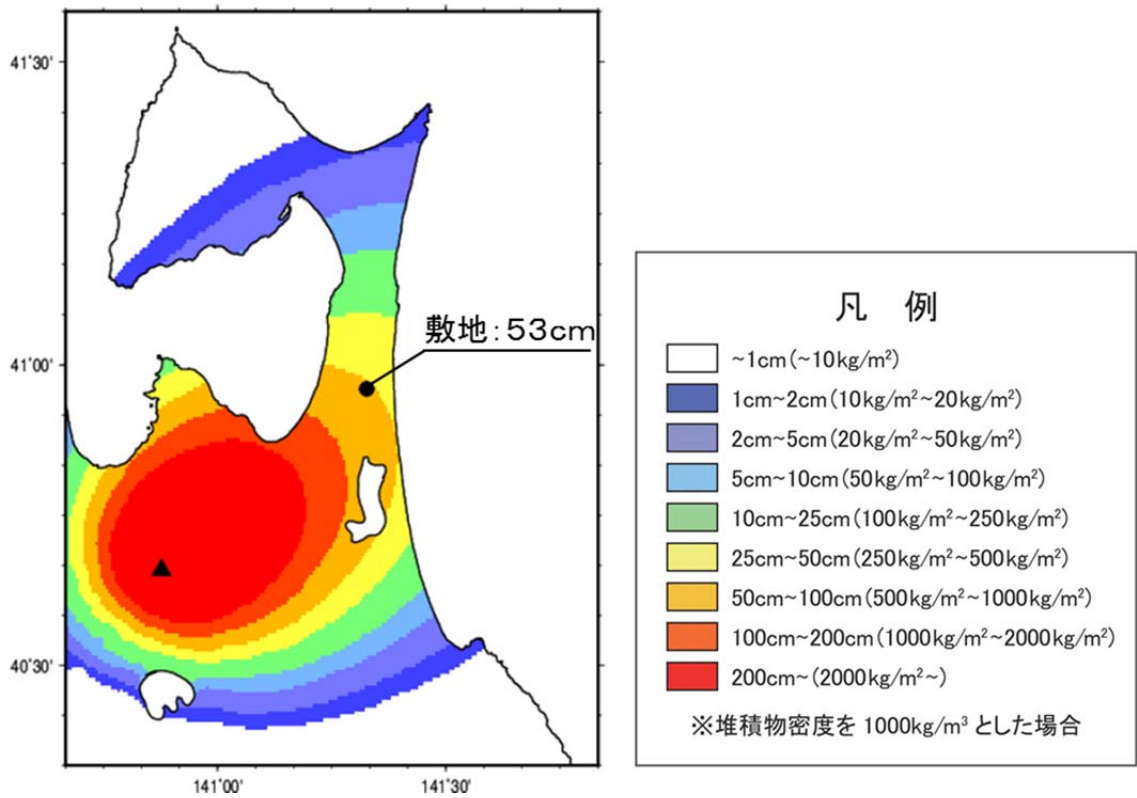
5. 気中降下火砕物濃度の設定

前項における気中降下火砕物濃度の計算結果より、再処理施設における気中降下火砕物濃度を  $3.7 \text{ g} / \text{m}^3$  とする。

**精査中**

(補足1) 敷地における降下火砕物の層厚評価 (甲地軽石)

- ・ 想定噴火：甲地軽石 (VEI 5)
- ・ 設計層厚：55 cm
- 文献調査結果：20～50 cm
- 地質調査結果：約43 cm (再堆積を含む)
- 数値シミュレーション結果：53 cm



風向の不確かさケースの数値シミュレーション結果

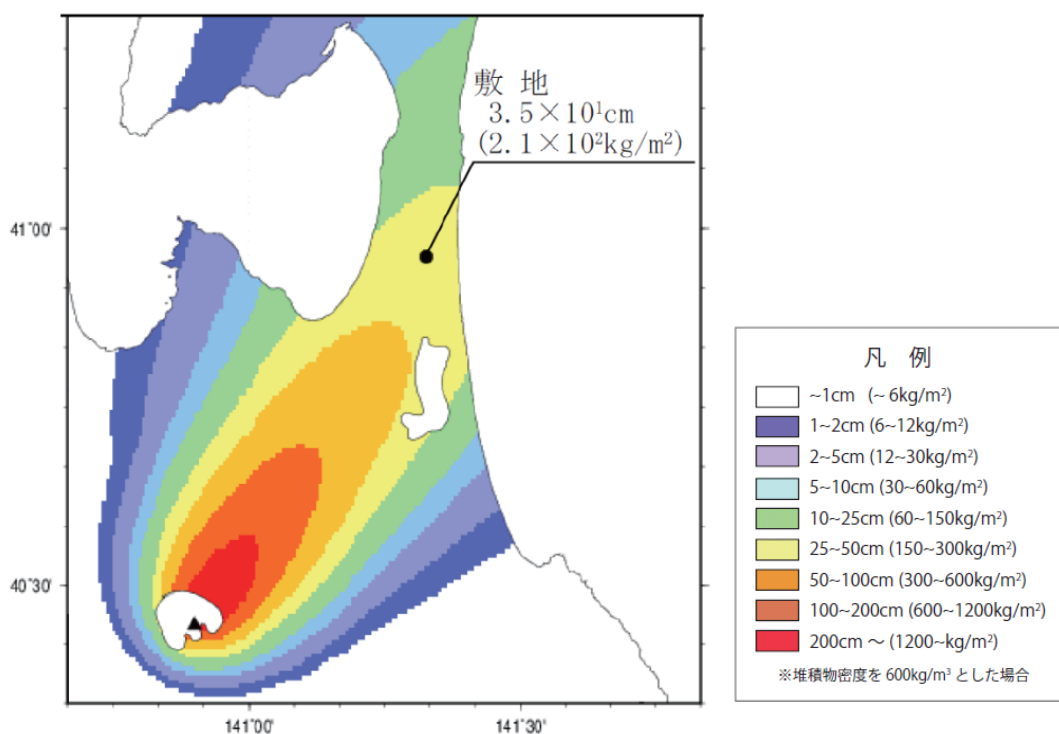
## Tephra2 による数値シミュレーションの解析条件表

(甲地軽石)

パラメータ		単位	値	設定根拠等
噴出物量		kg	$8.25 \times 10^{12}$	工藤ほか(2004)に基づいて設定 (噴出量: 3.3km <sup>3</sup> (DRE), マグマ密度 2.5t/m <sup>3</sup> )
噴煙柱高度		m	25,000	パラメータスタディの結果に基づき設定
噴煙柱分割高さ		m	100	萬年(2013)より設定
粒径	最大	$\phi$ ( $2^{-6}$ mm)	-10 ( $1.02 \times 10^3$ mm)	Tephra2 推奨値
	最小	$\phi$ ( $2^{-6}$ mm)	10 ( $9.77 \times 10^{-4}$ mm)	Tephra2 推奨値
	中央	$\phi$ ( $2^{-6}$ mm)	-3 (8mm)	パラメータスタディの結果に基づき設定
	標準偏差	$\phi$	2.5	パラメータスタディの結果に基づき設定
岩片密度		t/m <sup>3</sup>	2.6	Tephra2 推奨値
軽石粒子密度		t/m <sup>3</sup>	1.0	Tephra2 推奨値
渦拡散係数		m <sup>2</sup> /s	0.04	萬年(2013)より設定
拡散係数		m <sup>2</sup> /s	75,000	パラメータスタディの結果に基づき設定
Fall Time Threshold		s	3600	萬年(2013)より設定
給源	X座標 (UTM: 54N)	m	489,622	大岳山頂の UTM 座標
	Y座標 (UTM: 54N)	m	4,500,900	
	標高	m	1,584	大岳山頂の標高

(補足2) 敷地における降下火砕物の層厚評価 (十和田中掬テフラ)

- ・ 想定噴火：十和田中掬テフラ (VEI 5)
- ・ 設計層厚：36 cm
- 文献調査結果：10 cm以下
- 地質調査結果：約5 cm
- 数値シミュレーション結果：35 cm



風向の不確かさケースの数値シミュレーション結果

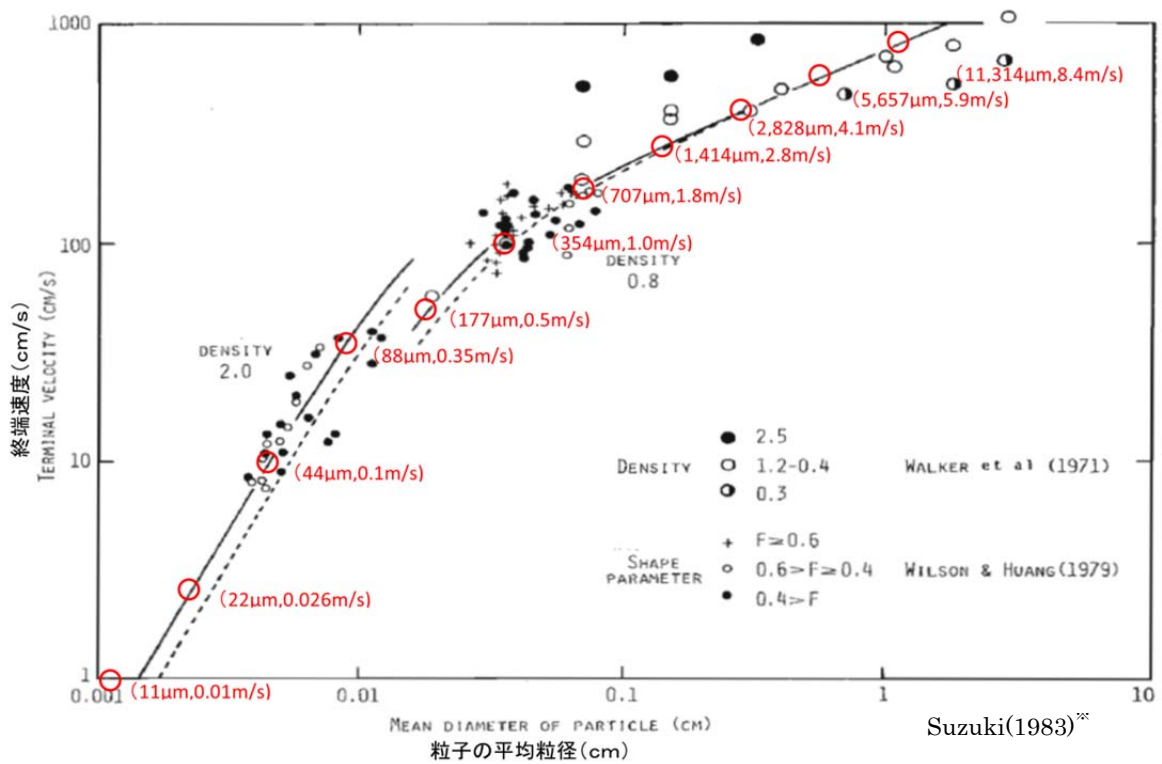
Tephra2 による数値シミュレーションの解析条件表

(十和田中掇テフラ)

パラメータ	単位	値	設定根拠等	
噴出物量	kg	$4.01 \times 10^{12}$	Hayakawa (1985) の To-Cu の見かけの噴出量： 6.68km <sup>3</sup> ，堆積物密度：600kg/m <sup>3</sup> に基づいて設定	
噴煙柱高度	m	25,000	同程度の規模の噴火 (VEI:5) の一般値 (Newhall and Self, 1982 による) に基づいて設定	
噴煙柱分割高さ	m	125	萬年 (2013) より設定	
粒径	最大	mm	$1.02 \times 10^3$	Tephra2 推奨値
	最小	mm	$9.77 \times 10^{-4}$	Tephra2 推奨値
	中央	mm	$4.42 \times 10^{-2}$	同規模の噴火 (Mt. St. Helens 1980 年噴火： VEI=5) の事例に基づいて設定
	標準偏差	mm	$1.25 \times 10^{-1}$	同規模の噴火 (Mt. St. Helens 1980 年噴火： VEI=5) の事例に基づいて設定
岩片密度	t/m <sup>3</sup>	2.6	Tephra2 推奨値	
軽石粒子密度	t/m <sup>3</sup>	1.0	Tephra2 推奨値	
渦拡散係数	m <sup>2</sup> /s	0.04	萬年 (2013) より設定	
拡散係数	m <sup>2</sup> /s	10,000	萬年 (2013) より設定	
Fall Time Threshold	s	3600	萬年 (2013) より設定	
給源	X 座標 (UTM : 54N)	m	491,603	十和田湖 (中湖の中心付近) の UTM 座標
	Y 座標 (UTM : 54N)	m	4,477,037	
	標高	m	400	十和田湖 (中湖の中心付近) の湖面標高



(補足 3) 降下火砕物の粒径と終端速度との関係

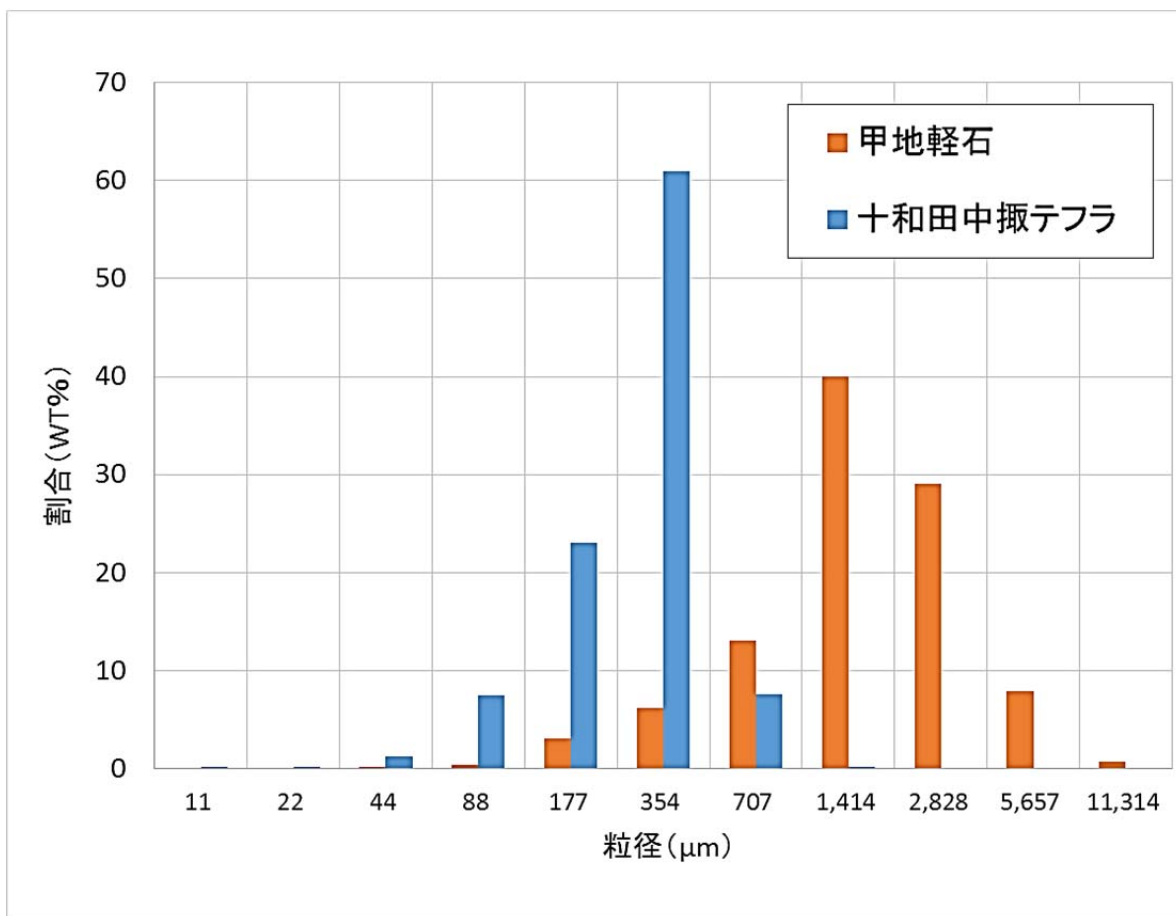


※ Suzuki, T. (1983) A theoretical model for dispersion of tephra, Arc Volcanism : Physics and Tectonics : 95-116, Terra Scientific Publishing.

降下火砕物の粒径と終端速度との関係図

(粒径 i の終端速度を赤丸表示)

(補足4) 気中降下火砕物濃度の算出に用いる各粒径の割合



気中降下火砕物濃度の算出に用いる各粒径の割合

令和元年 11 月 6 日 R0

参考資料 8 - 3 - 2 ( 9 条 火山 )



## 電源切替時の電源供給状況について

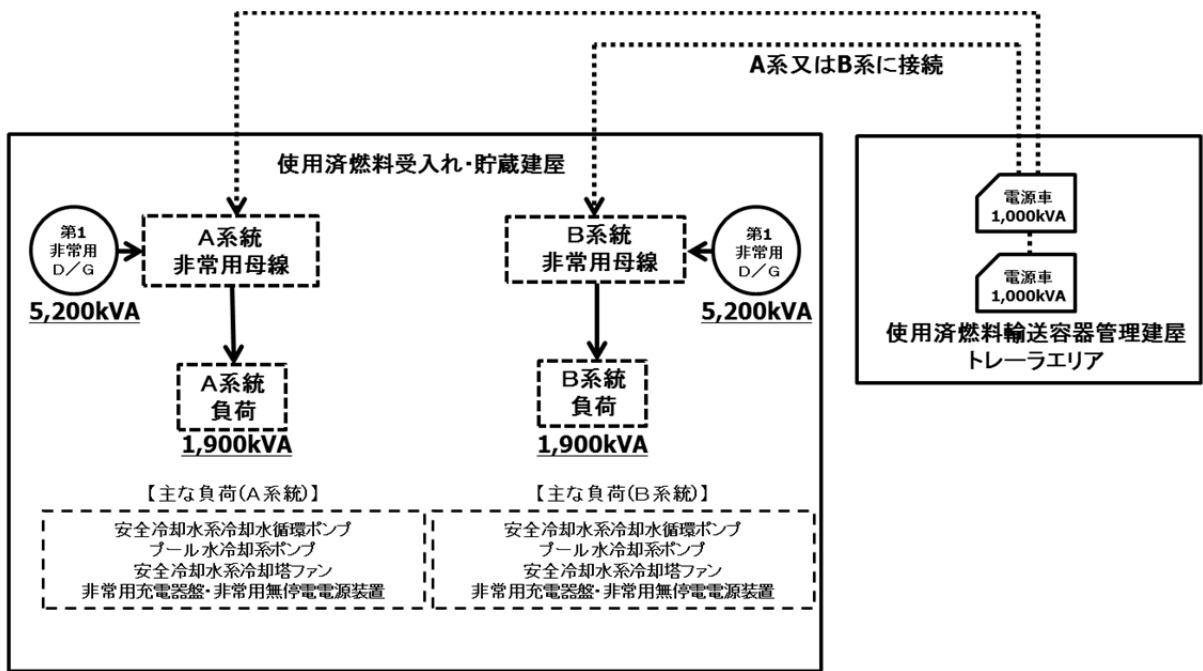
外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、降下火砕物の気中濃度の影響評価ガイドを参考に設定する気中降下火砕物濃度継続時間24時間の影響を考慮しても、安全機能を損なわない設計及び運用とする。

**精査中**

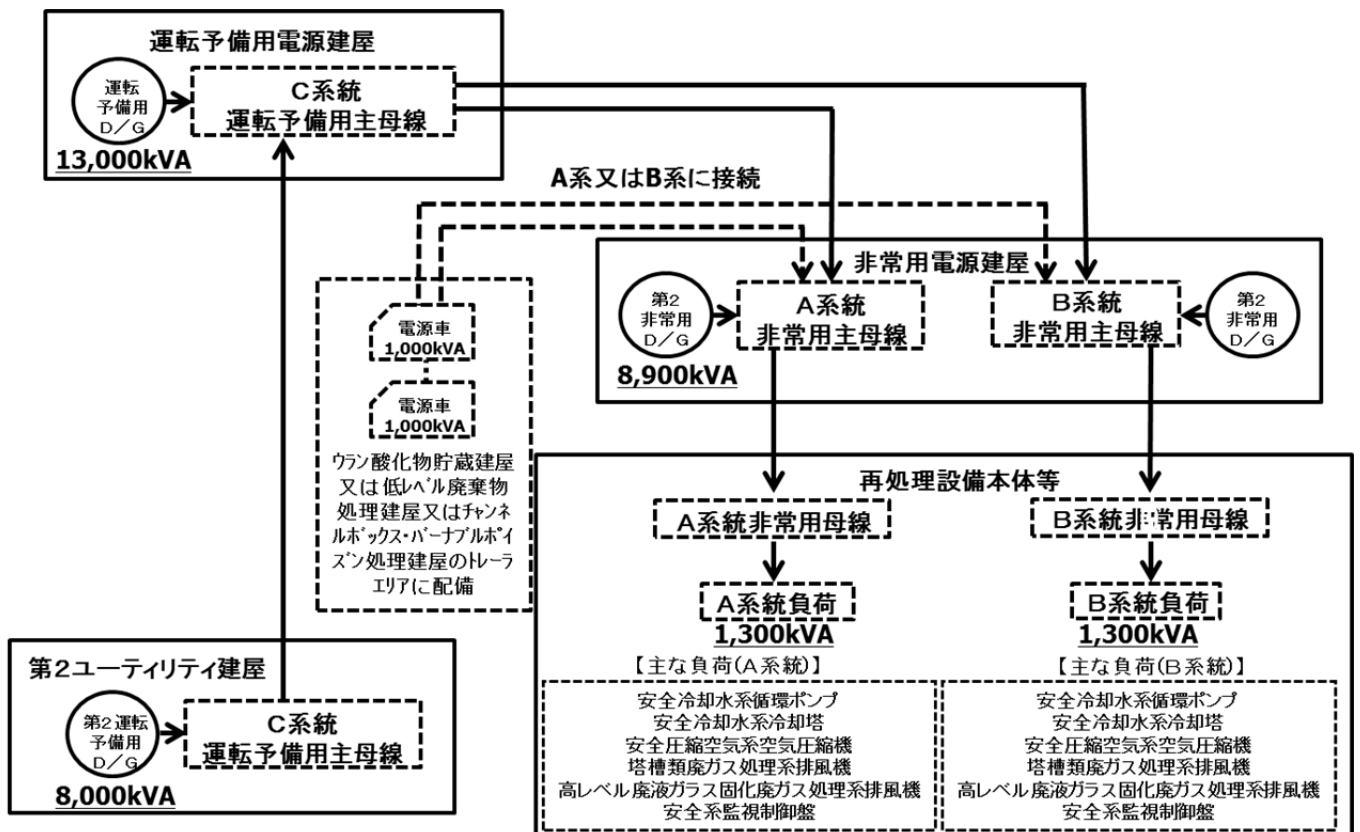
第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、万一外部電源が喪失した場合でも、水素掃気及び崩壊熱除去等の安全機能を確保するために、運転を継続する。

また、必要に応じ運転予備用ディーゼル発電機、第2運転予備用ディーゼル発電機及び共通電源車を含めた電源系統の切り替え運転を行うことにより、安全圧縮空気系の水素掃気及び安全冷却水系の崩壊熱除去等の安全機能を確保するための設備への電力の供給を継続する。

電源系統の切替運転の例を以下に示す。

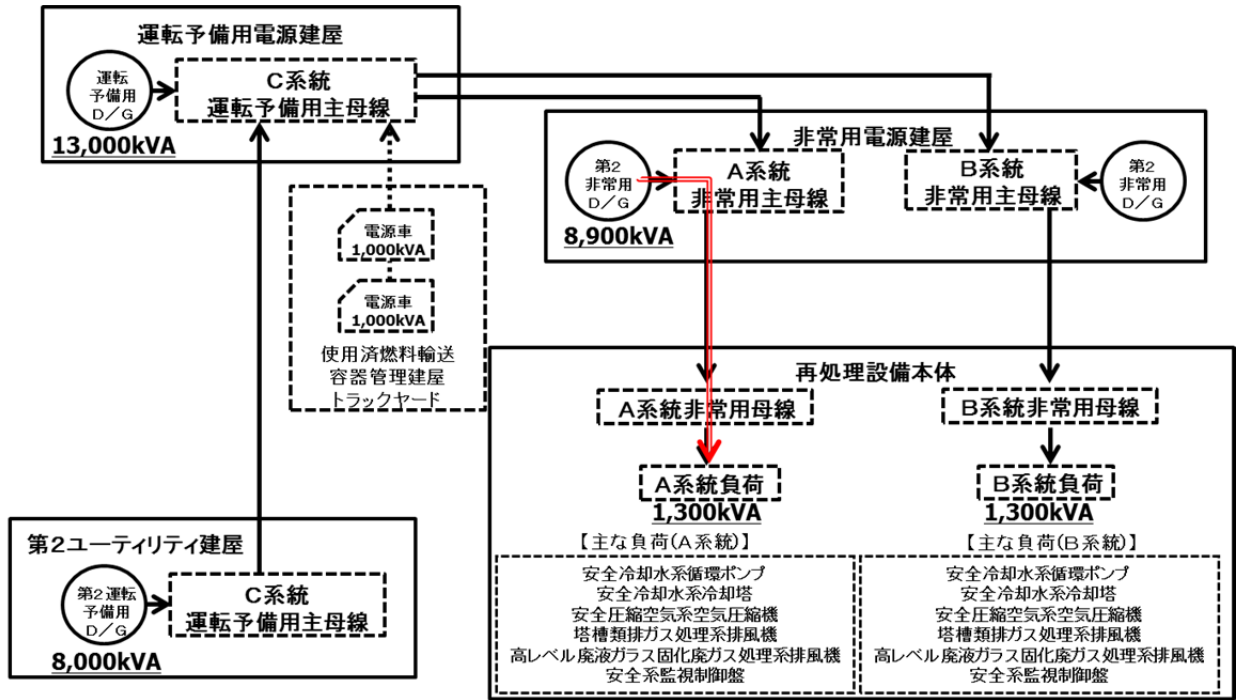


第1図 使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 電源系統構成図（概要）



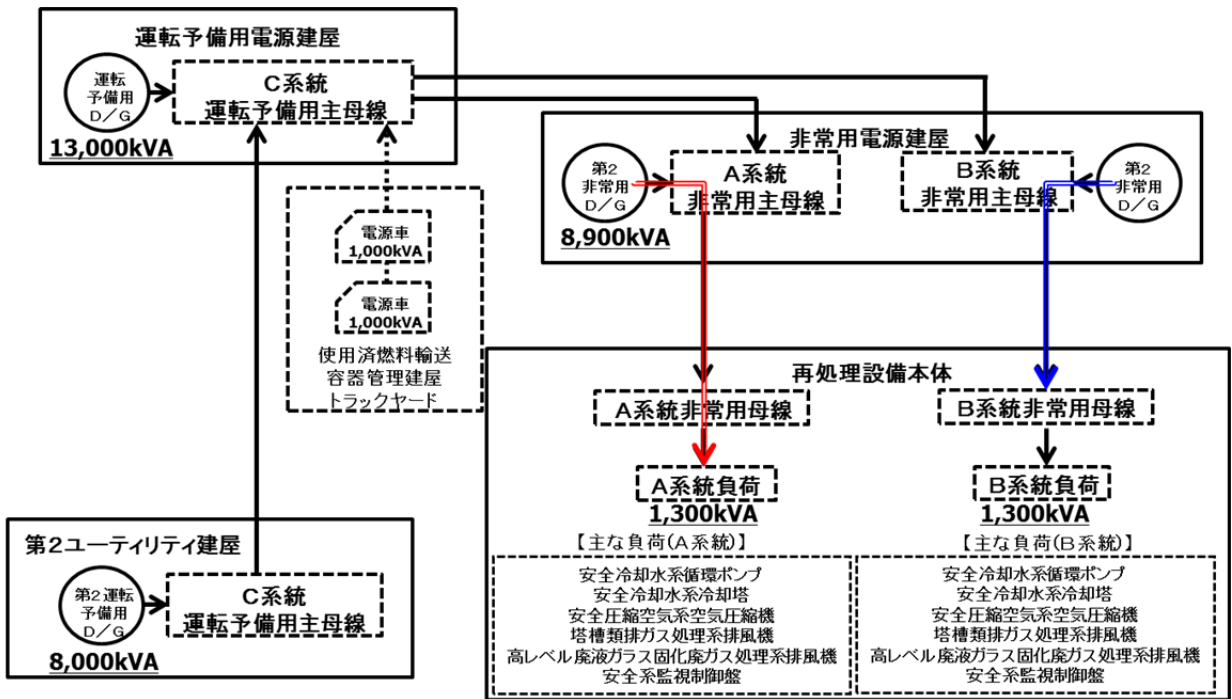
第2図 再処理設備本体 電源系統構成図（概要）

第2非常用ディーゼル発電機A系からA系統の負荷に供給している状態



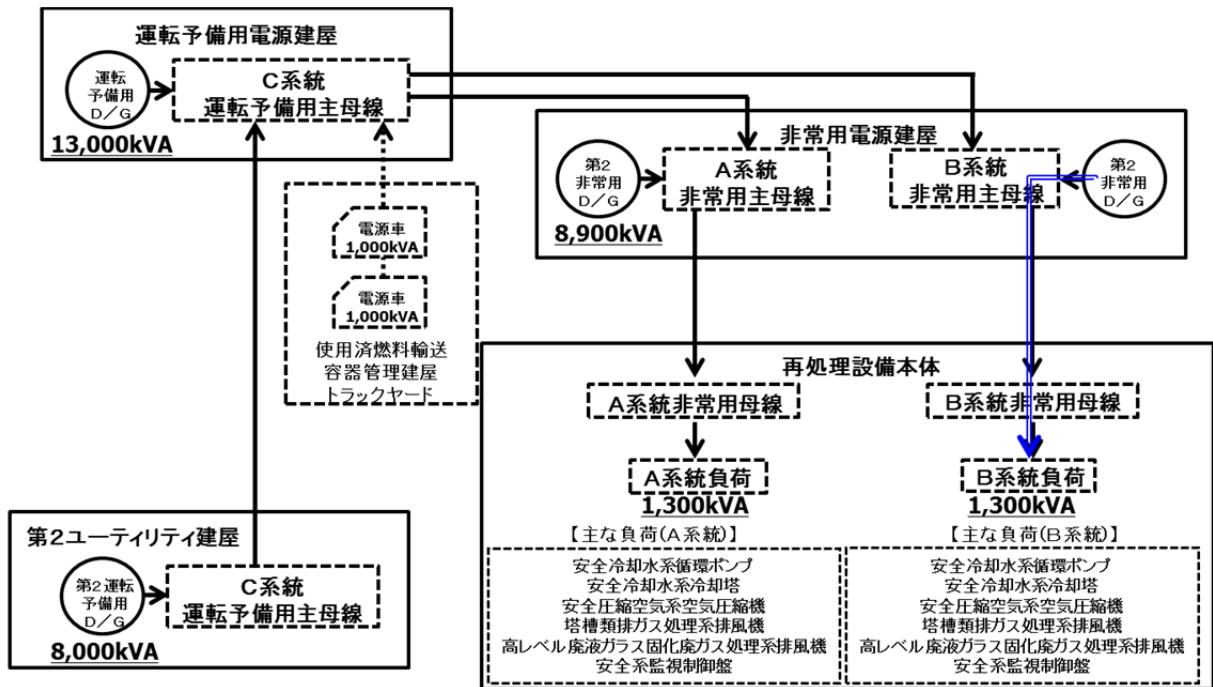
第3図 電源切り替え作業時の電源供給状況①

第2非常用ディーゼル発電機A系を停止するにあたり、第2非常用ディーゼル発電機B系を起動し、負荷側のB系の非常用母線まで供給している状態。



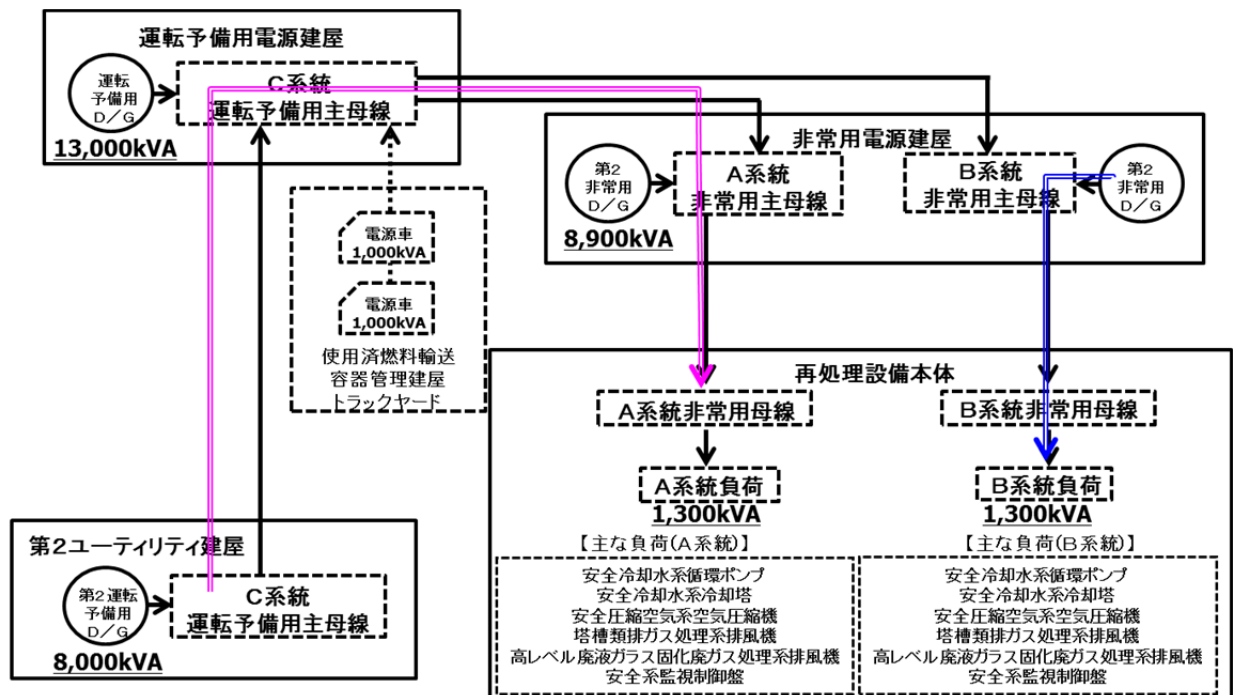
第4図 電源切り替え作業時の電源供給状況②

第2非常用ディーゼル発電機B系からB系負荷側に供給開始とともに、第2非常用ディーゼル発電機A系からA系負荷側への供給を停止及び第2非常用ディーゼル発電機A系を停止した状態。



第5図 電源切り替え作業時の電源供給状況③

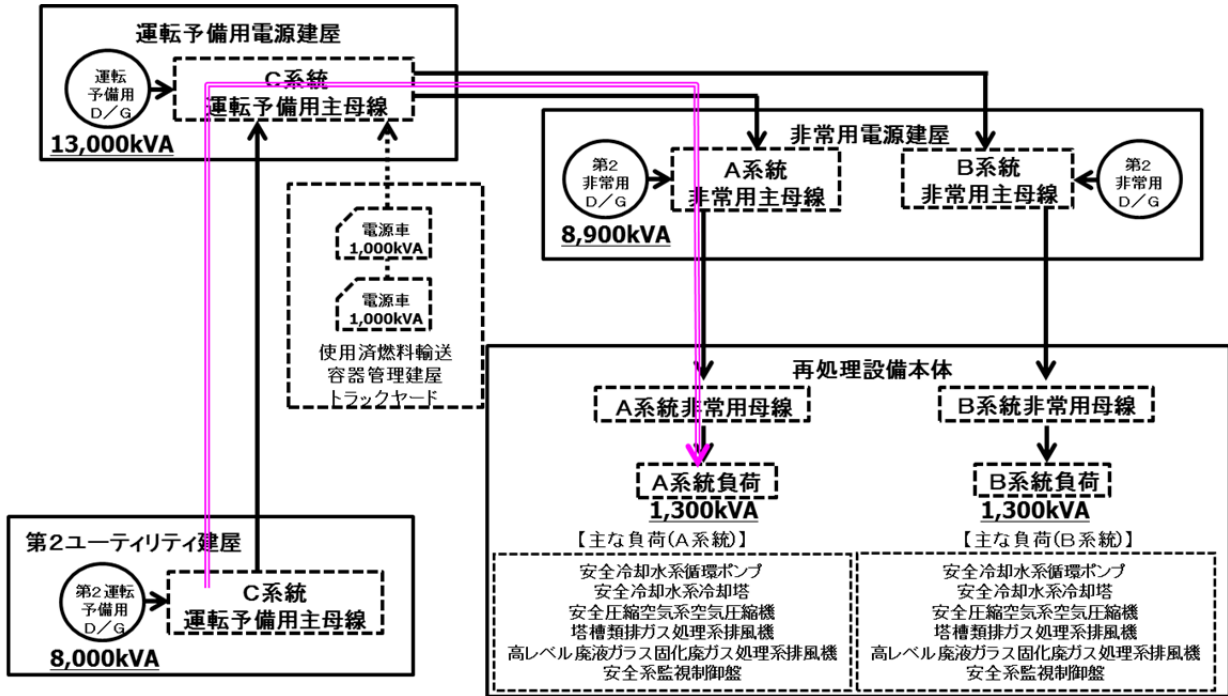
第2非常用ディーゼル発電機B系を停止するにあたり、第2運転予備用ディーゼル発電機を起動し、負荷側のA系の非常用母線まで供給している状態。



第6図 電源切り替え作業時の電源供給状況④



第2 運転予備用ディーゼル発電機からA系の負荷側に供給開始とともに、第2 非常用ディーゼル発電機B系からB系負荷側への供給停止および第2 非常用ディーゼル発電機B系を停止した状態。



第7図 電源切り替え作業時の電源供給状況⑤



令和元年 11 月 6 日 R0

参考資料 8 - 3 - 3 ( 9 条 火山 )



非常用ディーゼル発電機等の外気取入口に設置する

降下火砕物用フ

# 一部精査中

降灰による外部電源喪失時においても、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機等の運転を継続する必要があるため、これらの機器の外気取入口に対して、除灰用ろ布や降下火砕物用フィルタの追加設置等の対策を講じ、機能を維持する。

降下火砕物用フィルタの効果を確認するため、閉塞までに要する時間及びフィルタ清掃に必要な時間を試算する。

## 1. 対策の概要

火山影響等発生時において、高濃度の降下火砕物が予想される場合、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、降下火砕物の気中濃度の影響を受けることから、降下火砕物が侵入し難くするために外気取入口には除灰用のろ布及び降下火砕物用フィルタを追加設置するとともに、降下火砕物用フィルタの清掃及び交換の実施により運転を継続するための措置を講ずる。

降下火砕物用フィルタは既設フィルタの前段に設置し、容易に取り付け、取り外しできる構造とし、運転中においても容易に交換が可能である構造とする。また、降下火砕物用フィルタには、300メッシュの金属フィルタをブリーツ状にすることで面積を拡大させたフィルタ（以下「フィルタ」という。）を使用する。

フィルタの性能試験の概要及び結果を別紙1に示す。

なお、フィルタ取替時には降下火砕物侵入防止のため、閉止板をフィルタ部分に設置するが、閉止板によりふさがれるフィルタ枚数は、各機器の運転に必要な風量を確保できる構造とする。

## 2. 降下火砕物用フィルタの設置時間について

### (1)降灰到達時間

気象条件等を解析に用いている風の条件で計算すると、噴火から降下火砕物が再処理施設の敷地に到達するまでの時間は60分とする。降灰到達時間の考え方について、別紙2に示す。

### (2)降下火砕物用フィルタの設置時間

降下火砕物用フィルタの設置に要する時間については、実機は未製作のため、現時点では検証することは出来ないが、降下火砕物用フィルタの設置は、降下火砕物が再処理施設の敷地に到達する前に設置できる構造とする。

## 3. フィルタ閉塞の試算に用いる大気中の降下火砕物濃度

試算に用いる大気中の降下火砕物濃度は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成29年11月29日改正）」（以下「ガイド」とする）の添付1「気中降下火砕物濃度の推定方法について」に定められた手法により推定した気中降下火砕物濃度とする。

気中降下火砕物濃度の算出方法及び算出結果を別紙3に示す。

別紙3の結果より、  
g/m<sup>3</sup>とする。

**精査中**

降下火砕物濃度を3.7

#### 4. 閉塞までに要する時間について

降下火砕物用フィルタの閉塞時間は、以下の条件に基づいて試算した結果、約3時間である。

耐用時間は、以下の式で算出する。

$$\text{耐用時間 (h)} = (\text{フィルタ面積 (m}^2\text{)} \times \text{フィルタ捕集容量 (g/m}^2\text{)}) \div (\text{風量 (m}^3\text{/h)} \times \text{気中降下火砕物濃度 (g/m}^3\text{)})$$

	風量 <sup>*1</sup> (m <sup>3</sup> /h)	降下火砕物用 フィルタ 面積 <sup>*2</sup> (m <sup>2</sup> )	気中降下火砕 物濃度 (g/m <sup>3</sup> )	降下火砕物用 フィルタ 捕集容量 <sup>*3</sup> (g/m <sup>2</sup> )	耐用時間 (h)
第1非常用 ディーゼル発電機	約 29000	3.3	<b>精査中</b>	100000 <sup>*3</sup>	3.1
第2非常用 ディーゼル発電機	約 52000	6.0			3.0
運転予備用 ディーゼル発電機	約 79000	10.0			3.1
第2運転予備用 ディーゼル発電機	約 59000	6.0			3.0
安全圧縮空気系 空気圧縮機	約 2400	0.3			3.1
電源車 (2台)	約 128000	14.9			3.1

\*1:100%負荷での運転時の吸気量。

\*2:試験の結果(2.4m/s)に合わせた場合に必要となる降下火砕物用フィルタの面積。

\*3:フィルタ試験結果より。火山灰捕集容量(100,000g/m<sup>3</sup>)

#### 5. 降下火砕物用フィルタ交換に必要な時間について

降下火砕物用フィルタ交換に要する時間は、既設の中性能フィルタ (約13.6m<sup>3</sup>, 36枚) の交換実績が約100分であり、最大でも当該フィルタと同等の面積及び枚数となると考えられるため、2時間程度を見込んでいる。

事前にフィルタの予備品及び防護具 (マスク, ゴーグル) を配備する。

## 6. フィルタの清掃について

降下火砕物用フィルタの清掃について検証結果を別紙4に示す。

## 7. まとめ

非常用ディーゼル発電機等の外気取入口に追加設置する降下火砕物用フィルタは、気中降下火砕物濃度  $3.7 \text{ g/m}^3$  に対し、余裕を持って清掃及び交換することにより、非常用ディーゼル発電機等の稼働を継続することが可能である。

精査中

また、本評価は外気取入口の評価であり、フィルタ面積を大きくすることにより、耐用時間は長くなる。ただし、過剰に大きくすると交換時間が長くなるため、追加設置する降下火砕物用フィルタは  $2.4 \text{ m/s}$  以下となるよう検討するとともに、フィルタ交換のし易い構造となるよう考慮する。



## フィルタの性能試験について

## 1. 試験の概要

非常用ディーゼル発電機等の外気取入口に設置する降下火砕物用フィルタには、300 メッシュの金属フィルタをプリーツ状にすることで面積を拡大させたフィルタを用いる。

フィルタには、繊維質の濾材で粒子を絡めて捕獲するタイプと、金属メッシュフィルタのようにメッシュサイズにより通過可能粒子を微小粒径に制限するタイプがある。

繊維質の濾材フィルタは低流速であっても粒子を繊維で捕獲するが、金属メッシュフィルタの場合、フィルタを通過できない粒子はフィルタ前に落下するか、フィルタ部の流体力によりフィルタに押し付けられてフィルタ表面に付着する。

非常用ディーゼル発電機等用の降下火砕物用フィルタに使用する 300 メッシュプリーツ型金属フィルタ（以下、「フィルタ」という。）は、金属メッシュを折り曲げてプリーツ状に成型してフィルタ面積を増やしてフィルタ通過流速を低減することで、火山灰がフィルタに衝突した後にフィルタに付着しづらい設計としている。

本試験では、フィルタ性能を確認するため、降下火砕物除去可能量を測定する。

## 2. 試験方法

図1に示す試験装置にフィルタを挿入し、フィルタ通過風速がディーゼル発電機等運転時と同じになるよう流量調整した後、上流より火山灰を供給する。本試験装置は JIS B 9908「換気用フィルタユニット性能試験方法」に準じた設備を用いており、フィルタ上流の直管部の長さについては、整流化を目的にダクト断面の底辺（高さ）の  $\blacksquare$  倍（直管部長さ  $\blacksquare$  mm/流路の高さ  $\blacksquare$  mm）としている。

試験は流量を一定に保ってフィルタの圧力損失を連続的に測定し、許容差圧に到達した時点で装置を停止し、試験終了までの火山灰供給量とフィルタ面積の関係よりフィルタの火山灰除去可能量を算出する。

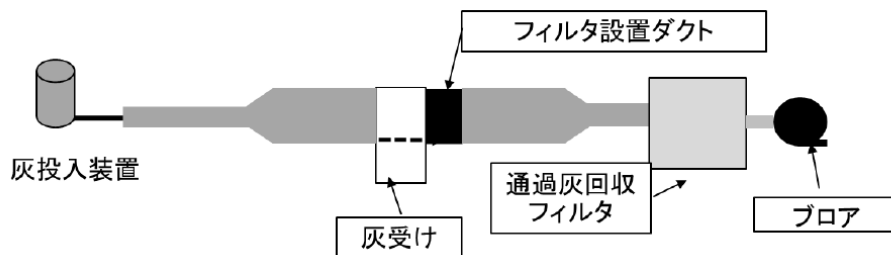


図1 試験装置概要

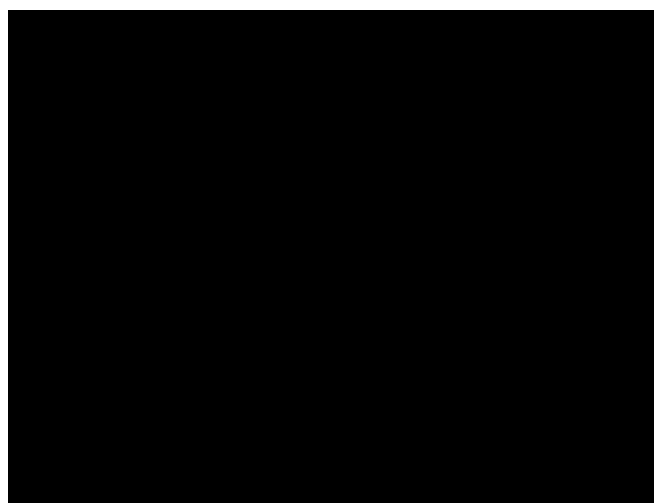


図2 試験状況

$\blacksquare$ については商業機密の観点から公開できません。

### 3. 試験条件

試験条件を表 1 に示す。

表 1 試験条件

項目	条件
試験フィルタ	300 メッシュプリーツ型金属フィルタ
フィルタ寸法	W180mm×H290mm
試験風速	2.4m/s
使用火山灰	桜島火山灰 (Tephra2 シミュレーション結果をもとに粒径調整)
火山灰濃度	3.7g/m <sup>3</sup>
許容差圧	■mmAq

■については商業機密の観点から公開できません。

### 4. 試験結果

試験結果を表 2 に示す。

試験結果に基づき、フィルタ閉塞の試算に用いる火山灰除去可能量は保守的に 100,000g/m<sup>2</sup> とする。

また、フィルタの火山灰除去率は 99%以上であり、気中降下火砕物濃度 3.7g/m<sup>3</sup> のうち、フィルタを通過する降下火砕物は 7.4mg/m<sup>3</sup> まで低減されること、仮に侵入したとしても、後段に中性能フィルタ等が設置されていることから、機関等の機能に影響を与えることはない。

表 2 試験結果

許容差圧到達時間	509min
火山灰供給量	13,604.7g
火山灰除去可能量	271,195g/m <sup>2</sup>
火山灰除去率	99.8%

## 降灰到達時間について

噴火後に降下火砕物が再処理施設の敷地に到達するまでの時間（以下、「降灰到達時間」という。）について考え方を以下に示す。

降下火砕物は、火口から上空まで上昇し、風によって水平方向に移動し、重力によって落下して再処理施設の敷地に到達することになる。

したがって、降灰到達時間は火砕物が上昇する時間、水平に移動する時間、落下する時間から算出されるが、ここでは、保守的に鉛直方向の上昇時間及び落下時間は考慮せず、水平方向の移動時間のみを考慮して降灰到達時間を算出する。

降灰到達時間の算出には、Tephra2 による再処理施設の敷地に堆積する降下火砕物の層厚が最も厳しい結果となる解析ケースにおける最大風速と、再処理施設と十和田の距離を用いる。

- ・再処理施設の敷地への水平方向の最大風速：約 18m
- ・再処理施設と十和田の距離：66 k m

最短の降灰到達時間の計算結果は約 60 分であることから、降灰到達時間は 60 分とする。

## 気中降下火砕物濃度の算定について

火山影響評価ガイドが改正され、設計及び運用等による安全施設の機能維持が可能かどうかを評価するための基準である気中降下火砕物濃度を推定する手法が示された。

火山影響評価ガイドに基づき気中降下火砕物濃度の算出を行った。

## 1. 気中降下火砕物濃度の推定手法

火山影響評価ガイドにおいては、以下の2つの手法のうち、いずれかにより気中降下火砕物濃度を推定することが求められている。

a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法

b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法

これらの手法のうち、降灰量（層厚）の数値シミュレーション（Tephra2）との連続性の観点から、「a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」により気中降下火砕物濃度を推定する。

「a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、粒径の大小に関わらず同時に降灰が発生すると仮定していること、粒子の凝集を考慮しないことから、保守的な手法となっている。また、気中降下火砕物濃度の算出に用いている降下火砕物（十和田中掬テフラ）の層厚 36 c m は、文献調査及び地質調査の結果では敷地付近において 10 c m 以下であり、降下火砕物シミュレーション（Tephra2）による不確かさを考慮した計算結果は 35 c m あることを踏まえて保守的に評価した値であり、これを前提として算出する「a. 降灰継続時間を仮定して降灰量から気中降下火砕物濃度を推定する手法」による気中降下火砕物濃度は保守的で

ある。

なお、「b. 数値シミュレーションにより気中降下火砕物濃度を推定する手法」については、数値シミュレーション（3次元の大気拡散シミュレーション）で使用するパラメータ設定に必要な、想定する火山噴火（約6100年前に発生した十和田中掬テフラを噴出した噴火）における観測値に係る情報がないため、パラメータを設定することは困難であり、算出結果の科学的合理性を評価することが困難である。

## 2. 気中降下火砕物濃度の算出方法

火山影響評価ガイドに基づく気中降下火砕物濃度の算出方法を以下に示す。

$$\textcircled{1} \text{ 粒径 } i \text{ の降灰量 } W_i \text{ (g/m}^2\text{)} = p_i W_T$$

( $p_i$  : 粒径  $i$  の割合  $W_T$  (g/m<sup>2</sup>) : 総降灰量)

$$\textcircled{2} \text{ 粒径 } i \text{ の堆積速度 } v_i \text{ (g/s} \cdot \text{m}^2\text{)} = \frac{W_i}{t}$$

( $t$  (s) : 降灰継続時間)

$$\textcircled{3} \text{ 粒径 } i \text{ の気中濃度 } C_i \text{ (g/m}^3\text{)} = \frac{v_i}{r_i}$$

( $r_i$  (m/s) : 粒径  $i$  の降下火砕物の終端速度)

$$\textcircled{4} \text{ 気中降下火砕物濃度 } C_T \text{ (g/m}^3\text{)} = \sum_i C_i$$

## 3. 入力条件及び計算結果

気中降下火砕物濃度の算出のための入力条件及び計算結果を表1示す。

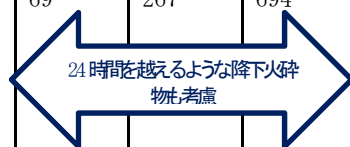
計算結果より、再処理施設における気中降下火砕物濃度を 3.7 g/m<sup>3</sup> とする。

表 1 入力条件及び計算結果

入力条件/計算結果		備考
設計層厚	36cm	Tephra2 による計算値に基づき算出
総降灰量 $W_T$	$2.16 \times 10^5 \text{g/m}^2$	設計層厚×降下火砕物密度 $0.6 \text{g/cm}^3$
降灰継続時間 $t$	86400s (24h)	想定噴火である十和田中掬テフラの VEI 5 規模の事例を Carey and Sigurdsson(1989) より参照。
粒径 $i$ の割合 $p_i$	別表 1 参照	Tephra2 による計算値
粒径 $i$ の降灰量 $W_i$		式①
粒径 $i$ の堆積速度 $v_i$		式②
粒径 $i$ の終端速度 $r_i$		Suzuki (1983) 参考
粒径 $i$ の気中濃度 $C_i$		式③
気中降下火砕物濃度 $C_T$	$3.7 \text{g/m}^3$	式④

別表 1 粒径毎の入力条件及び計算結果

粒径 $i \Phi$ ( $\mu\text{m}$ )	-1~0 (1,414)	0~1 (707)	1~2 (354)	2~3 (177)	3~4 (88)	4~5 (44)	5~6 (22)	6~7 (11)	合計
割合 $p_i$ (wt%)	$1.3 \times 10^{-4}$	7.6	61	23	7.5	1.2	$4.1 \times 10^{-2}$	$1.6 \times 10^{-3}$	100 ※
降灰量 $W_i$ ( $\text{g/m}^2$ )	0.28	$1.6 \times 10^4$	$1.3 \times 10^5$	$5.0 \times 10^4$	$1.6 \times 10^4$	$2.6 \times 10^3$	89	3.5	$W_T=2.16 \times 10^5$ ※
堆積速度 $v_i$ ( $\text{g/s} \cdot \text{m}^2$ )	$3.3 \times 10^{-6}$	0.19	1.5	0.58	0.19	$3.0 \times 10^{-2}$	$1.0 \times 10^{-3}$	$4.0 \times 10^{-5}$	—
終端速度 $r_i$ (m/s)	2.8	1.8	1.0	0.5	0.35	0.1	$2.6 \times 10^{-2}$	$1.0 \times 10^{-2}$	—
気中濃度 $C_i$ ( $\text{g/m}^3$ )	$1.2 \times 10^{-6}$	0.11	1.5	1.2	0.54	0.30	$3.9 \times 10^{-2}$	$4.0 \times 10^{-3}$	$C_T=3.7$
(参考) 噴煙柱からの 降下時間 $25\text{km}/r_i$ (h)	3	4	7	14	20	69	267	694	—

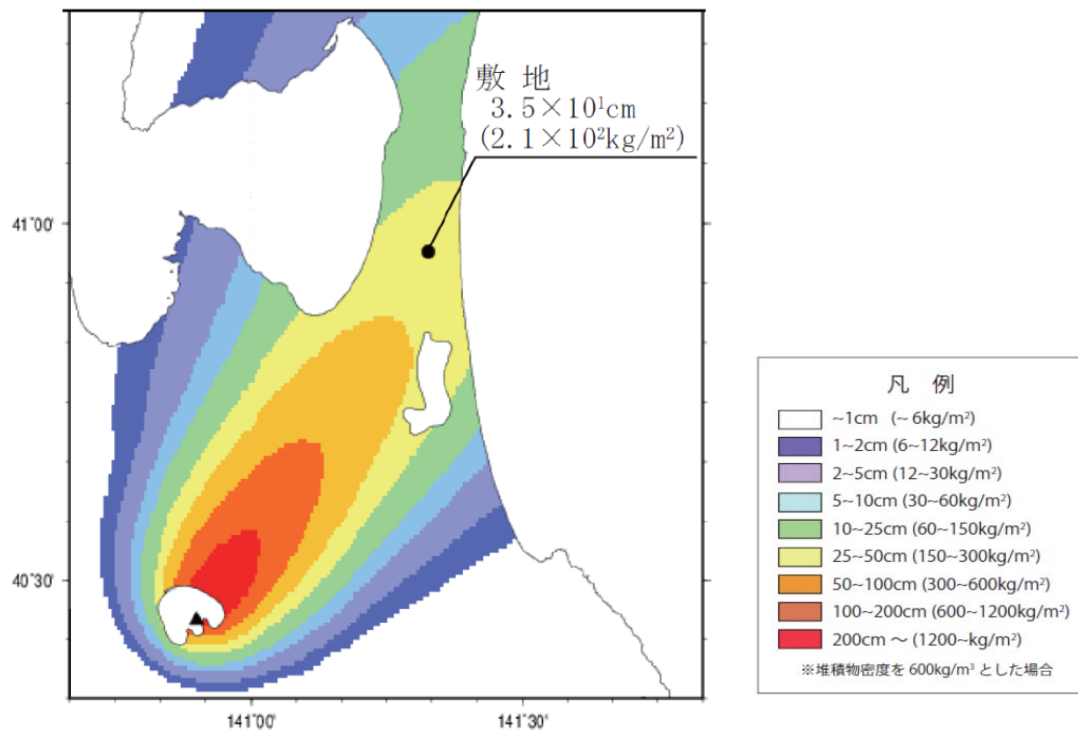


降灰量が同等の場合、粒径が小さいものほど(終端速度が小さいものほど)気中濃度への寄与率が大きい

※ Tephra2 による計算値は有効数字 2 桁までしか示されないため、「割合」および「降灰量」の粒径ごとの合計値は、最右列の「合計」と完全には一致しない。

(補足1) 敷地における降下火砕物の層厚評価

- ・ 想定噴火：十和田中掬テフラ (VEI 5)
- ・ 設計層厚：36 cm
- 文献調査結果：10 cm以下
- 地質調査結果：約5 cm
- 数値シミュレーション結果：35 cm



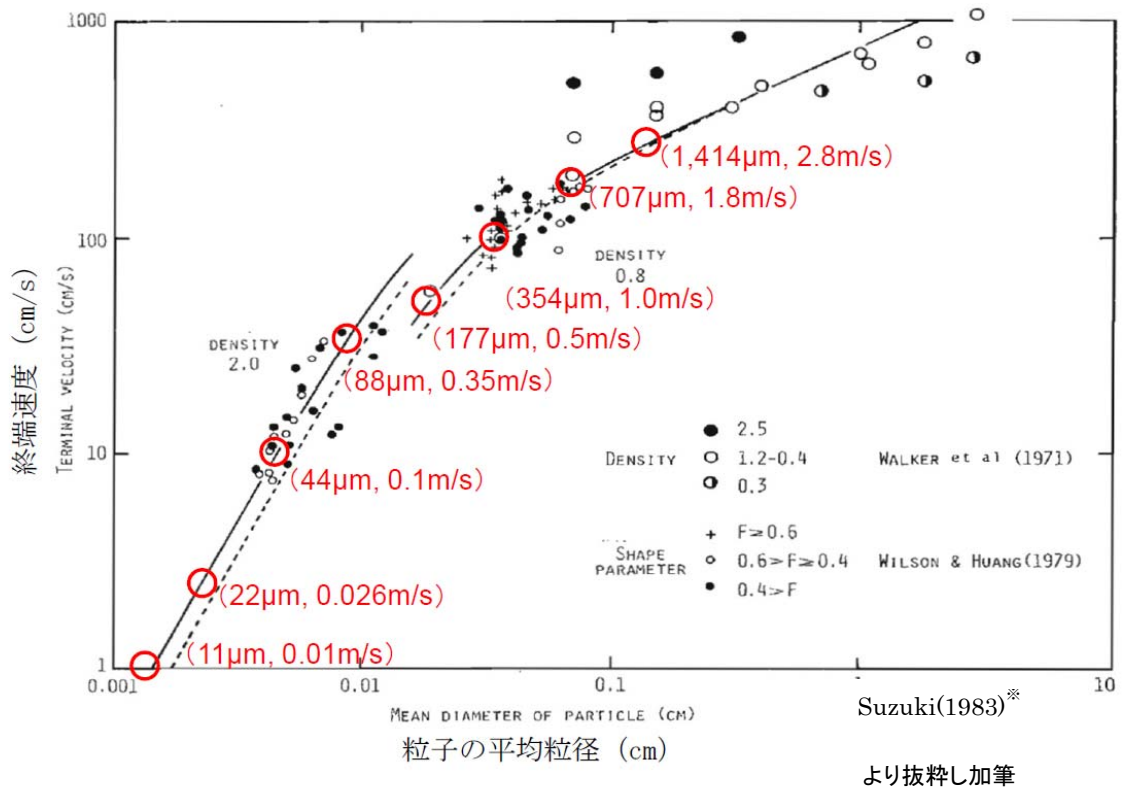
風向の不確かさケースの数値シミュレーション結果



Tephra2 による数値シミュレーションの解析条件表

パラメータ	単位	値	設定根拠等	
噴出物量	kg	$4.01 \times 10^{12}$	Hayakawa (1985) の To-Cu の見かけの噴出量： 6.68km <sup>3</sup> ，堆積物密度：600kg/m <sup>3</sup> に基づいて設定	
噴煙柱高度	m	25,000	同程度の規模の噴火 (VEI:5) の一般値 (Newhall and Self, 1982 による) に基づいて設定	
噴煙柱分割高さ	m	125	万年 (2013) より設定	
粒径	最大	mm	$1.02 \times 10^3$	Tephra2 推奨値
	最小	mm	$9.77 \times 10^{-4}$	Tephra2 推奨値
	平均	mm	$4.42 \times 10^{-2}$	同規模の噴火 (Mt. St. Helens 1980 年噴火： VEI=5) の事例に基づいて設定
	標準偏差	mm	$1.25 \times 10^{-1}$	同規模の噴火 (Mt. St. Helens 1980 年噴火： VEI=5) の事例に基づいて設定
岩片密度	t/m <sup>3</sup>	2.6	Tephra2 推奨値	
軽石粒子密度	t/m <sup>3</sup>	1.0	Tephra2 推奨値	
渦拡散係数	m <sup>2</sup> /s	0.04	万年 (2013) より設定	
拡散係数	m <sup>2</sup> /s	10,000	万年 (2013) より設定	
Fall Time Threshold	s	3600	万年 (2013) より設定	
給源	X (東経)	m	491,603	十和田湖 (中湖の中心付近) の UTM 座標
	Y (北緯)	m	4,477,037	
	標高	m	400	十和田湖 (中湖の中心付近) の湖面標高

(補足 2) 降下火砕物の粒径と終端速度との関係



\* Suzuki, T. (1983) A theoretical model for dispersion of tephra, Arc Volcanism : Physics and Tectonics : 95-116, Terra Scientific Publishing.

降下火砕物の粒径と終端速度との関係図

(粒径 i の終端速度を赤丸表示)

## フィルタの清掃試験について

## 1. 試験の概要

降灰時には降下火砕物用フィルタを、フィルタユニット（仮称）にセットし使用することになるが、その降下火砕物用フィルタが定められた清掃手順により、所要時間内に清掃を完了させることができ、かつ、十分な清掃効果があることを検証により確認する必要がある。

しかしながら、現在、非常用ディーゼル発電機等の外気取入口に設置するフィルタユニットは設計・製作中であり、交換時間を含めた成立性については、後段規制の安全審査時に説明する。

本試験では火山灰を付着させた降下火砕物用フィルタが、定められた清掃方法により、十分な清掃ができることを確認する。

## 2. 清掃手順

フィルタの清掃試験の結果より、降下火砕物フィルタを追加設置する設備のうち、フィルタ面積が最大となる電源車の場合、フィルタは約 50 枚必要となる。フィルタの耐用時間を 6 時間とすると、1 枚あたり 7 分以内で清掃する必要がある。

フィルタ交換時にはフィルタの取外し・取付け及び交換するフィルタ部分の流路制限する必要があるため、その流路閉止板の脱着を考慮し、フィルタ清掃自体は 3 分以内で清掃することとする。

## 【清掃手順】

- ①降下火砕物用フィルタを叩く。
- ②フィルタエレメント全領域をエアブローする。

### 3. 試験内容

試験装置により降下火砕物用フィルタに降下火砕物を付着させ、降下火砕物フィルタ清掃前後で降下火砕物フィルタの圧力損失を比較し、十分な清掃が出来ていることを確認する。なお、降下火砕物フィルタは、吸気口が下向き又は建屋内部に設置されることから、雨水は降下火砕物用フィルタ内部に侵入しにくい構造となっているが、試験は雨天を想定し、ミスト噴霧を行いながら降下火砕物用フィルタに降下火砕物フィルタを付着させる。

試験装置を用いた圧力損失の試験条件を表1に示す。

表1 試験装置を用いた圧力損失の検証条件

項目	条件
試験フィルタ	300メッシュプリーツ型金属フィルタ
フィルタ寸法	W180mm×H290mm
試験風速	2.4m/s
使用火山灰	桜島火山灰 (Tephra2シミュレーション結果をもとに粒径調整)
目標差圧	許容差圧 ■■■mmAq 以上
清掃方法	「2. 清掃手順」のとおり
清掃時間	15秒*

※：降下火砕物用フィルタ1固あたり3分の清掃時間に対して余裕を見込み90秒で清掃可能であることを確認する。これに試験用フィルタの面積が実機の約1/6だと想定し、15秒と想定した。

■■■については商業機密の観点から公開できません。

#### 4. 試験結果

試験結果を表 2 に示す。

表 2 の結果より、清掃によりほぼ初期値まで圧力損失は回復していることから、十分な清掃ができていることを確認できた。

表 2 試験結果

	清掃前圧損	清掃後フィルタ圧損 (mmAq)
0 回目	—	2.8 (初期差圧)
1 回目	許容圧損到達	2.9
2 回目	許容圧損到達	3.0
3 回目	許容圧損到達	3.0
4 回目	許容圧損到達	3.1
5 回目	許容圧損到達	3.1
6 回目	許容圧損到達	3.1



令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 8 - 3 - 4 ( 9 条 火山 )





## 降下火砕物用フィルタの取替手順について

追加設置する降下火砕物用フィルタの交換方法については、現状行っている給気系フィルタ（中性能フィルタ等）の交換作業をベースに検討している。

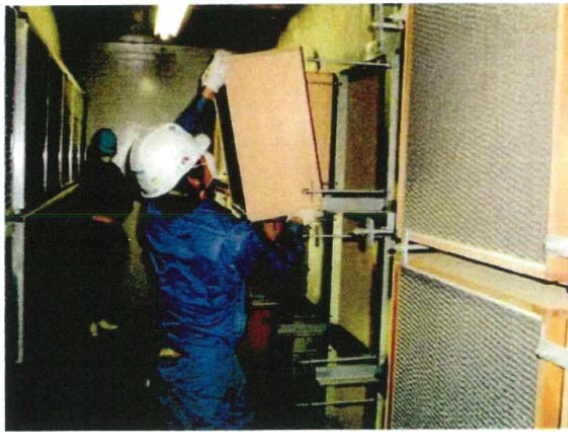
給気系フィルタは1枚当たり4本のボルトで固定されており、1枚当たり2～3分の時間を要する。

降下火砕物用フィルタを取り外す際は、当該フィルタ部を閉止板等で流路を塞ぐことで下流側への降下火砕物の流入を極力防止するため、降下火砕物用フィルタの交換作業において、給気系フィルタに与える影響は小さい。

また、追加設置する降下火砕物用フィルタについては、交換作業の容易性を考慮した設計とともに交換訓練を実施することで、速やかに清掃及び交換が実施できるようにする。



ボルトの取り外し及び取り付け作業状況



フィルタの取り外し及び取り付け作業状況

<フィルタ交換作業手順>

- ①取り付けられているフィルタのボルトを外す。
- ②取り付けられているフィルタを取り外す。
- ③新しいフィルタを取り付ける。
- ④新しいフィルタにボルトを取り付ける。
- ⑤次のフィルタへ（以下、①～④の繰り返し）

令和元年 11 月 6 日 R0

参考資料 8 - 3 - 5 (9 条 火山)



## 制御建屋中央制御室換気設備の再循環運転時の居住性について

建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、制御建屋中央制御室換気設備は、降下火砕物の気中濃度の影響を受けることから、火山影響評価ガイドを参考に設定する<sup>3</sup>及び降灰継続時間 24 時間の影響を考慮し、計及び運用とする。

精査中

制御建屋中央制御室換気設備は、大規模な噴火があり、降灰予報が発表され、降下火砕物の影響により給気フィルタの差圧の上昇が予見される場合には、外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。また、給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合には、外気を取り込みを停止する措置を講ずる。

また、大気汚染による人に対する居住性の観点から、運転員が常駐する中央制御室については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室内空気を再循環する措置をすることにより、中央制御室の居住性を維持できる。

外気との連絡口を遮断した場合の中央制御室の二酸化炭素濃度の評価を以下に示す。また、制御建屋中央制御室換気設備の系統概要図を第 1 図に示す。

## 1. 二酸化炭素濃度

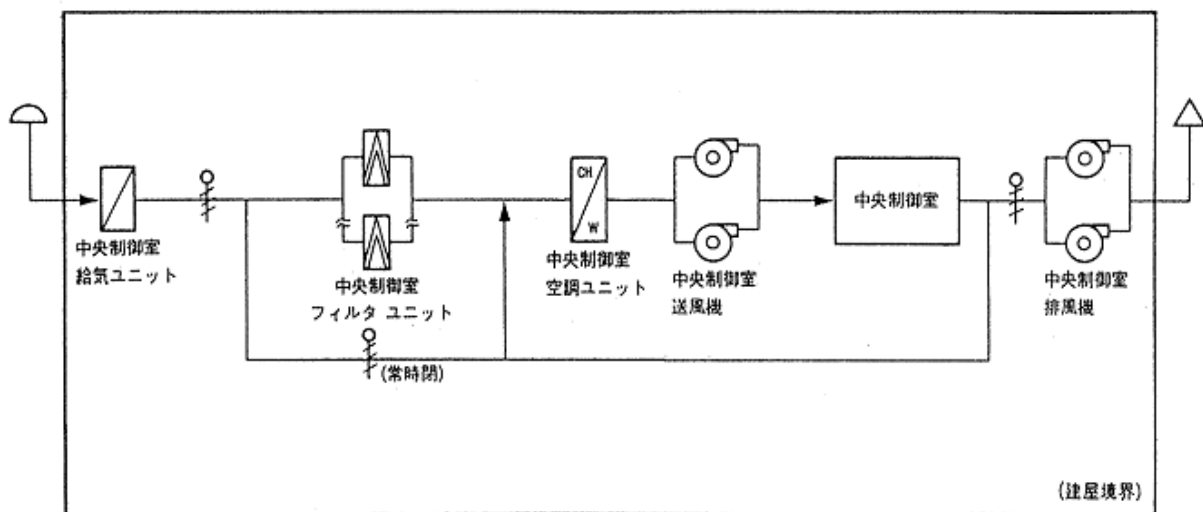
「空気調和・衛生工学便覧 第 13 版 第 5 編 空気調和設備設計」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。

### (1) 評価条件

- ・ 在室人員は重大事故時を想定した 159 人とする。
- ・ 中央制御室バウンダリ内体積：9,810m<sup>3</sup>
- ・ 空気流入はないものとする。
- ・ 初期二酸化炭素濃度：0.03%
- ・ 1 人あたりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業での吐出量を適用して 0.022m<sup>3</sup>/h とする。
- ・ 管理濃度は 1.0%未満とする。（鉱山保安法施行規則）

### (2) 評価結果

上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、重大事故時を想定した 159 人の場合であっても、約 39 時間外気取入を遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。



第 1 図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図





令和元年 11 月 6 日 R0

参考資料 8 - 3 - 6 ( 9 条 火山 )



# 一部精査中

第52回原子力規制委員会（平成29年4月）

原子力発電所の火山影響評価ガイド（以下「火山影響評価ガイド」という。）に記載される手法に基づき設定した気中降下火砕物濃度に対しては、設備対策に加え運用も加味した対応が合理的と判断していることから、保安規定認可までに対応を図る。

現在検討している対応について示す。

## 1. 気中降下火砕物濃度への対処の基本方針

降灰予報が発表され降下火砕物の影響が予見される場合は、使用済燃料の再処理の停止の措置を講じるとともに、建屋換気設備の風量を低減する措置を講じ、設備への影響を抑制する対応を行う。降下火砕物による影響を抑制することが困難な場合には、建屋換気設備を停止する措置を講ずる。

再処理施設は再処理の停止をした場合においても、燃料貯蔵プール等の冷却、高レベル廃液貯槽等の冷却及び水素掃気の安全上重要な施設の安全機能については、その機能を継続的に維持する必要があることから、設備の構造等により機能を損なわない設計とすること及び手順等を定めることにより、必要な機能を維持する。

燃料貯蔵プール等の冷却、高レベル廃液貯槽等の冷却及び水素掃気の安全上重要な施設の安全機能を維持するためには、安全圧縮空気系空気圧縮機及び安全冷却水系の冷却塔の運転を継続する必要があるため、降灰による外部電源喪失時においても、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機等の運転を継続できる措置を講ずる。なお、安全冷却水系冷却塔は気中降下火砕物濃度の影響を受けないため機能を喪失することはない。

算出した気中降下火砕物濃度に対しては、除灰用ろ布や降下火砕物用フィルタの追加設置等を実施し、安全機能を損なわない措置を講ずる。

なお、上記の機能を喪失した場合にも重大事故に至ることが無いよう措置を講ずる。

### 1.1 降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、制御建屋中央制御室換気設備

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、制御建屋中央制御室換気設備は、降下火砕物の気中濃度の影響を受けることから、火山影響評価ガイドを参考に設定する気中降下火砕物濃度継続時間 24 時間の影響を考慮しても、安全確保を図る。

精査中

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備は、大規模な噴火があり、降灰予報が発表され、降下火砕物の影響により給気フィルタの差圧の上昇が予見される場合には、風量を低減する措置を講ずる。また、給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合には、外気を取り込みを停止する措置を講ずる。

制御建屋中央制御室換気設備は、大規模な噴火があり、降灰予報が発表され、降下火砕物の影響により給気フィルタの差圧の上昇が予見される場合には、外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。また、給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合には、外気を取り込みを停止する措置を講ずる。

### 1.2 建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系の空気圧縮機

外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち、第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、降下火砕物の気中濃度の影響を受けることから、火山影響評価ガイドを参考に設定する気中降下火砕物濃度  $3.7 \text{ g/m}^3$  及び降灰継続時間 24 時間の影響を考慮しても、安全機能を損なわない設計及び運用とする。

第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機は、万一外部電源が喪失した場合でも、水素掃気及び崩壊熱除去等の安全機能を確保するために、運転を継続する。

また、必要に応じ運転予備用ディーゼル発電機、第2運転予備用ディーゼル発電機及び共通電源車を含めた電源系統の切り替え運転を行うことにより、安全圧縮空気系の水素掃気及び安全冷却水系の崩壊熱除去等の安全機能を確保するための設備への電力の供給を継続する。

## 2. 設定した気中降下火砕物濃度を上回る濃度への対処の基本方針

第 40 回原子力規制委員会（平成 30 年 11 月 7 日）において決定された、「火山灰対策に係る保安規定の審査について－火山灰対策における考え方の再整理－」において示された、

- ・非常用交流動力電源設備が全台数機能喪失する要因は、参考濃度を超える降灰起因の共通要因によるものとする。
- ・非常用交流動力電源設備が機能喪失した後の対策については、参考濃度を超える降灰（算出した気中降下火砕物濃度の 2 倍）に対する対策を施した電源設備等は機能維持するものとする。降灰予報が発表され降下火砕物の影響

の 2 点を受け、参考濃度を 2 倍とした場合に非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合においても、重大事故に至ることのないよう、対策を整備する。

### 2.1 蒸発乾固

燃料貯蔵プールや高レベル廃液貯槽等の冷却の安全上重要な施設の安全機能のうち、全交流動力電源の喪失によって安全機能が損なわれた場合に、沸騰に至るまでの時間が 24 時間未満である第 1 表に示す機器については、沸騰に至るまでの時間を 24 時間以上とするための措置を講ずる。

第1表 安全冷却水系の機能喪失により沸騰に至るまでの時間が 24 時間未満の機器

建屋	機器名	沸騰までの時間 (h)
分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	15
精製建屋	プルトニウム濃縮液受槽	12
	リサイクル槽	12
	希釈槽	11
	プルトニウム濃縮液一時貯槽	11
	プルトニウム濃縮液計量槽	12
	プルトニウム濃縮液中間貯槽	12
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	19
	一時貯槽	19
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液混合槽	23
	高レベル濃縮廃液一時貯槽	23

## 2.2 水素爆発


高レベル廃液貯槽等の水素掃気の安全上重要な施設の安全機能のうち、全交流動力電源の喪失によって安全機能が損なわれた場合に、安全圧縮空気系の空気圧縮機が停止しても常設重大事故等対処設備である圧縮空気貯槽又は圧縮空気ユニットから圧縮空気が自動で供給されるため、水素による爆発の対象機器内の水素濃度が 8 v o 1 % に到達するまでの時間が 24 時間未満の機器はない。

### 3. 燃料貯蔵プール等の冷却の対応方針

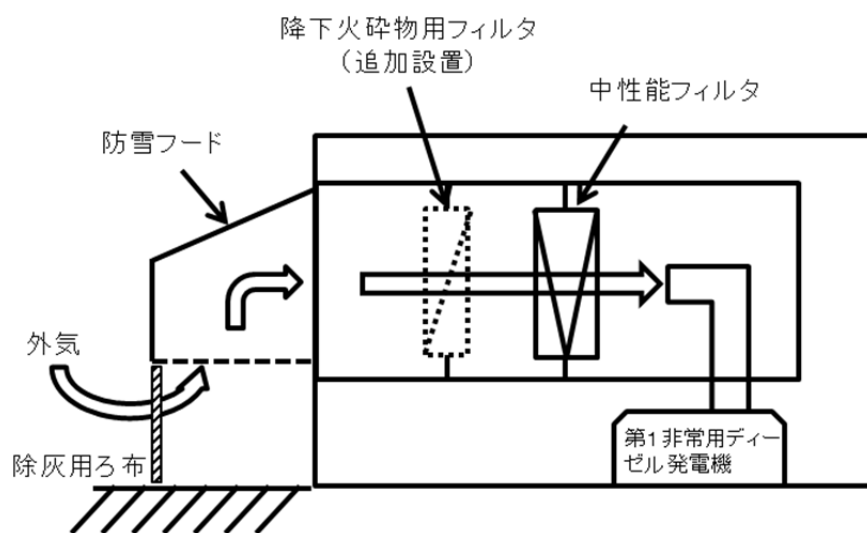
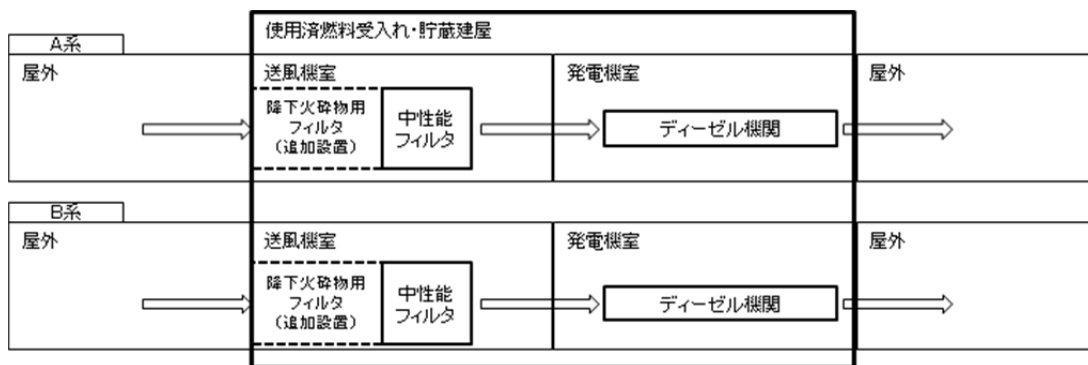
#### 3.1 第1非常用ディーゼル発電機の機能維持

外部電源喪失時に、燃料貯蔵プール等の安全上重要な冷却機能を確保するために必要な設備であることから、第1非常用ディーゼル発電機は2系統設置されている。

第1非常用ディーゼル発電機の外気取入口は、建屋換気設備の中性能フィルタが設置されているが、さらにフィルタ交換作業を考慮して降下火砕物用フィルタ追加設置する。降下火砕物用フィルタは建屋近傍に保管する。

また、第1非常用ディーゼル発電機のバックアップとして電源車を準備することを手順で定めるとと  
く砕物の影響を受けない措置を講ずる。

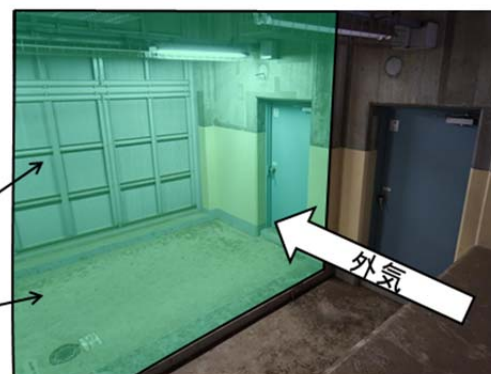




第1非常用ディーゼル発電機外気取入対策

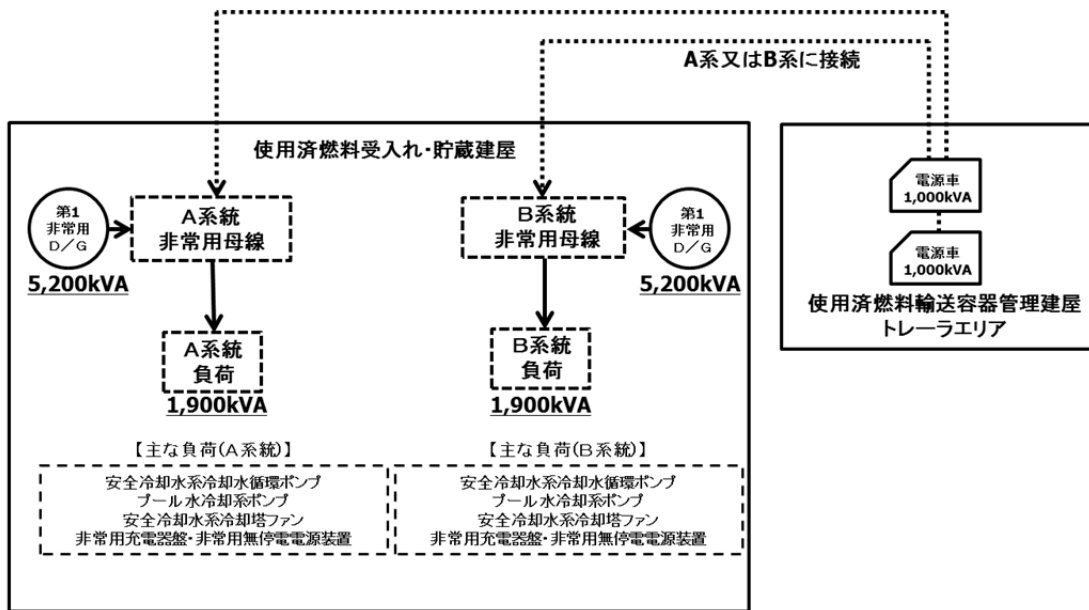


外気取入部への除灰用ろ布設置イメージ



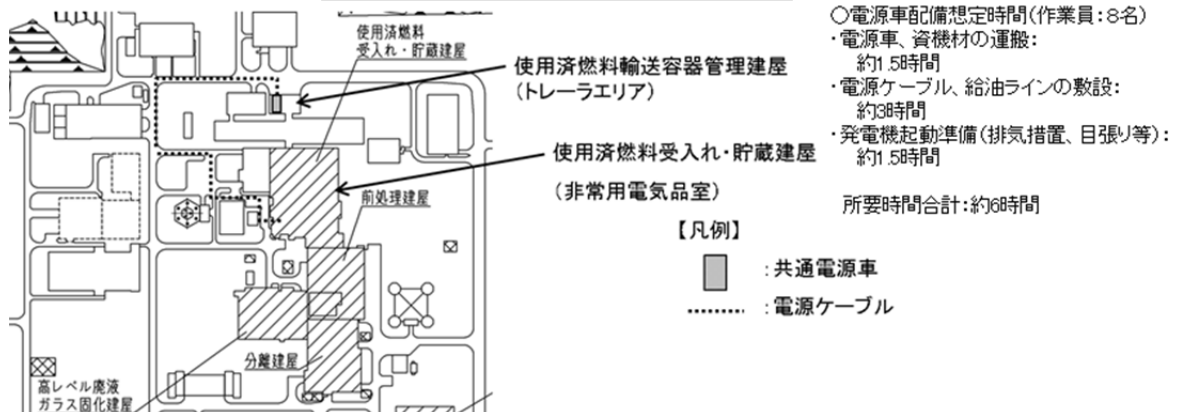
外気取入部への降下火砕物用フィルタの追加設置イメージ

第1図 第1非常用ディーゼル発電機への対処例



使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋 電源系統構成図(概要)

精査中



**【降灰予報が発表された場合の電源車の配備手順】**

降灰予報が発表された場合は、電源車をあらかじめ建屋内へ配備する運用とする。

電源車を配備する部屋の給気については、隣接する部屋のさらに隣の部屋から外気を取り入れることにより、降下火砕物が電源車を配備した部屋へ侵入し難い構造とする。

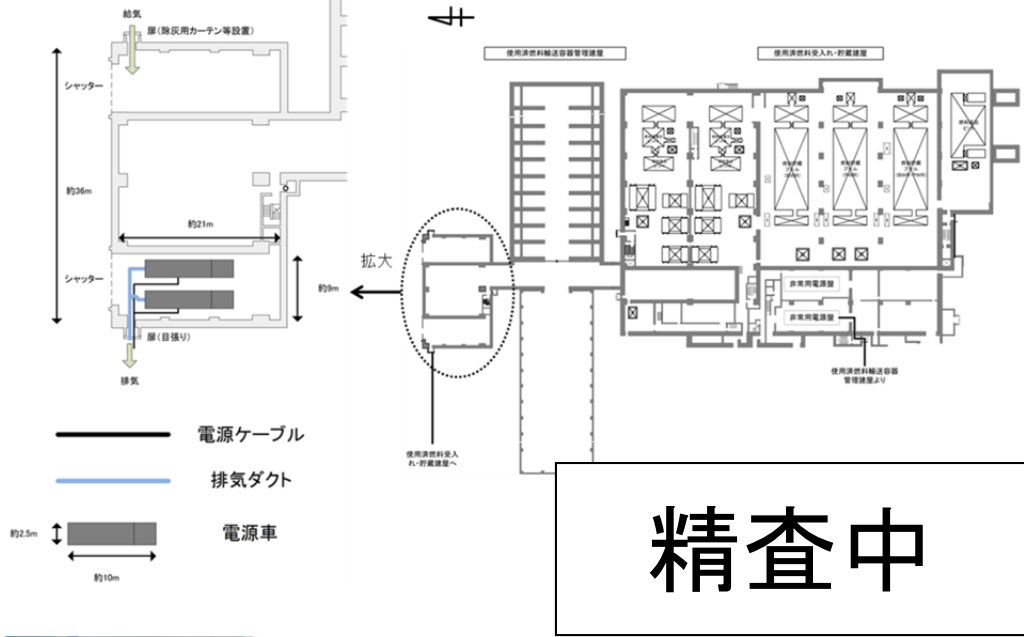
なお、外気取入口として開放する部分には、降下火砕物が侵入し難い措置を講じる。

電源車からの排気は、排気用ダクトにより屋外へ排出する。

また、電源車の燃料油は、タンクローリーを用いて補給する。

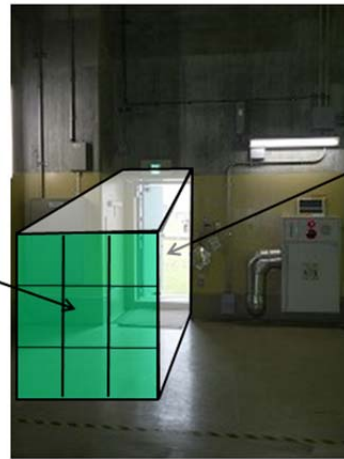
第2-1図 電源車による給電例(その1)

使用済燃料輸送容器管理建屋における共通電源車配備図(例)



扉(屋外側)に  
除灰用ろ布を設置

外気取入口(扉)への除灰用ろ布設置イメージ



パネル等で降下火砕物  
用フィルタ(追加設置)  
を組み込み、  
ユニット化したものを  
扉(屋内側)に設置

降下火砕物用  
フィルタ  
(追加設置)

トレーラエリアへの  
降下火砕物用フィルタ(追加設置)イメージ



使用済燃料輸送容器管理建屋における電源車配備状況



排気ガス用ダクト設置例

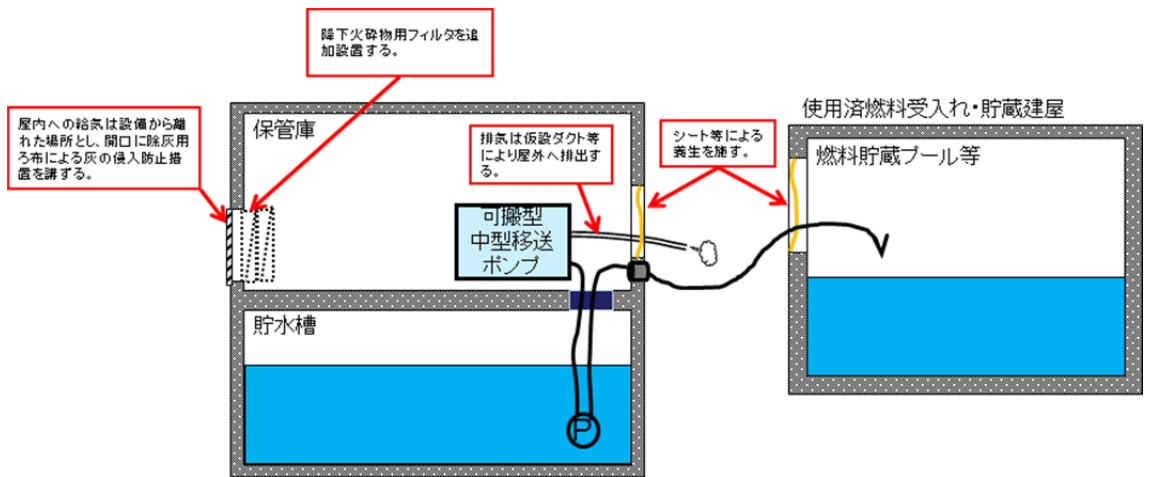
第2-2図 電源車による給電例(その2)

### 3.2 第1 非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合の対処

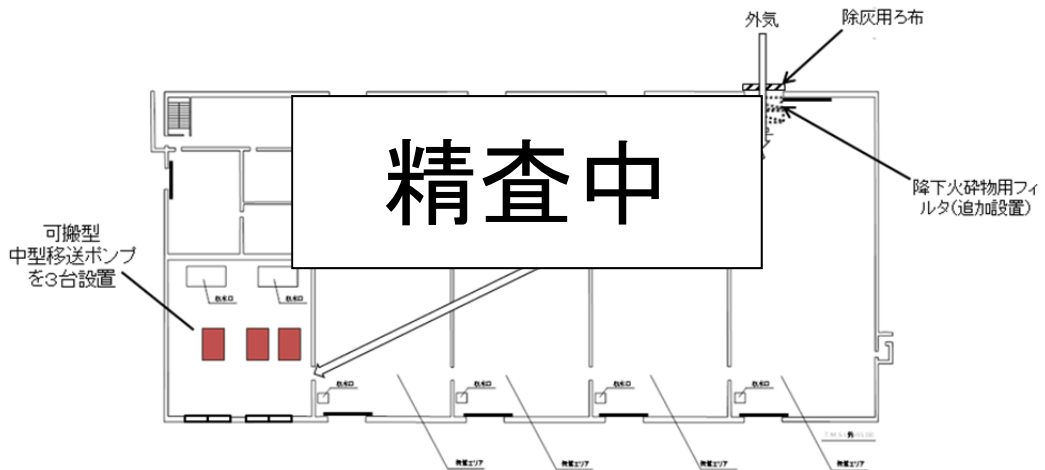
給電が困難になった場合は、重大事故等対処設備の可搬型中型移送ポンプを起動し、注水する。可搬型中型移送ポンプは降下火砕物の影響（気中降下火砕物濃度の2倍の濃度

**精査中**

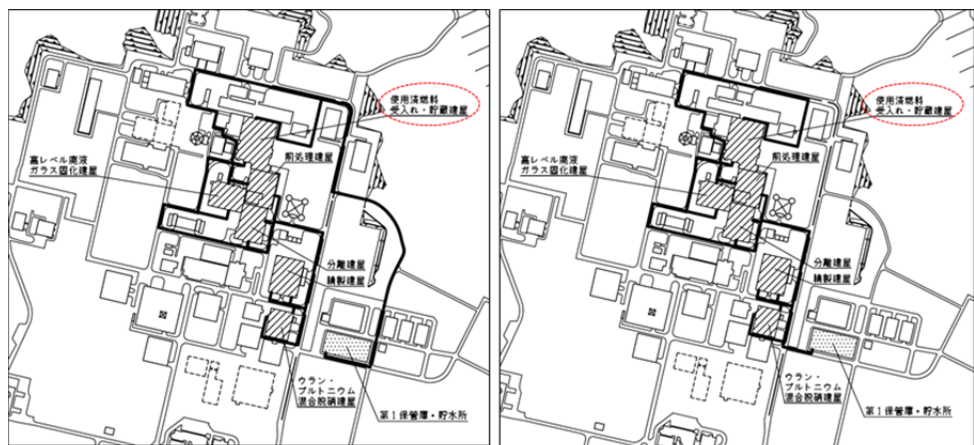
可搬型中型移送ポンプディーゼル発電機や電源車の運転風量と比較して少量であることから、2倍の気中降下火砕物濃度に対しても、降下火砕物用フィルタの交換に必要な耐用時間を考慮した降下火砕物用フィルタ面積を確保できることから確実に対応可能である。



可搬型中型移送ポンプ使用時の注水概要



第1保管庫・貯水所への可搬型中型移送ポンプ設置概要



「水供給」の可搬型建屋外ホース  
布設ルート(1北ルート)

「水供給」の可搬型建屋外ホース  
布設ルート(1南ルート)

第3図 可搬型中型移送ポンプによる注水例

#### 4. 高レベル廃液貯槽等の冷却の対応方針

##### 4.1 第2非常用ディーゼル発電機の機能維持

再処理施設の安全上重要な施設の冷却機能を確保するために必要な設備であることから、第2非常用ディーゼル発電機は2系統設置されている。

第2非常用ディーゼル発電機は建屋内に設置されており、外気取入口は、防雪フードが設けられており、降下火砕物が侵入し難い構造である。

第2非常用ディーゼル発電機は、機器に対して個別に外気取入れ口を持ち、外気を蓄熱室給気室経由で取り込む構造である。

蓄熱室に設置される降下火砕物用フィルタ（フィルタ交換作業を考慮して追加設置）及び第2非常用ディーゼル発電機に異物の除去のために設置されている吸気消音器のフィルタ（ステンレス製ワイヤーネット）により降下火砕物を捕集する。

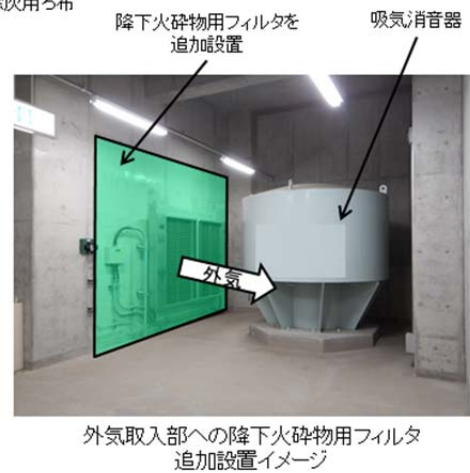
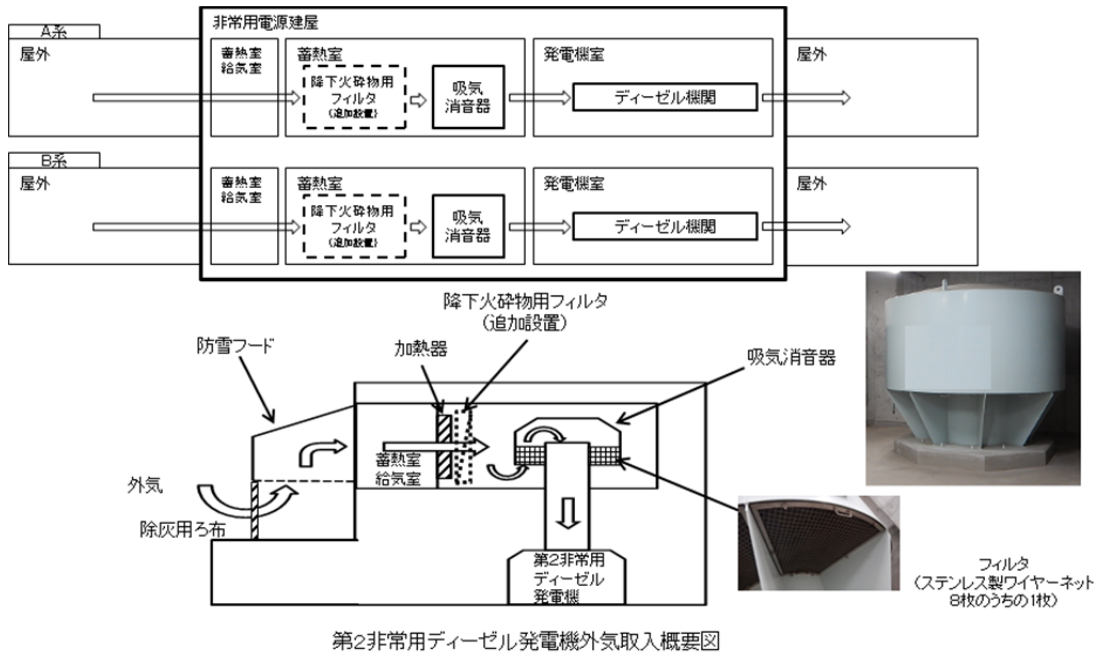
降下火砕物用フィルタは清掃又は交換対応が可能であることから、閉塞時には清掃及び交換を行うことを手順に定める。

このため、運転を継続するために必要となる降下火砕物用フィルタを建屋内に保管する。

また、第2非常用ディーゼル発電機のバックアップとして、運転予備用ディーゼル発電機及び第2運転予備用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし、運転中の第2非常用ディーゼル発電機によるフィルタの目詰まり等の影響が確認された場合は、第2非常用ディーゼル発電機を停止し、他の発電機で給電するなど、これらの発電機を切り替えることにより連続的に給電を行う。

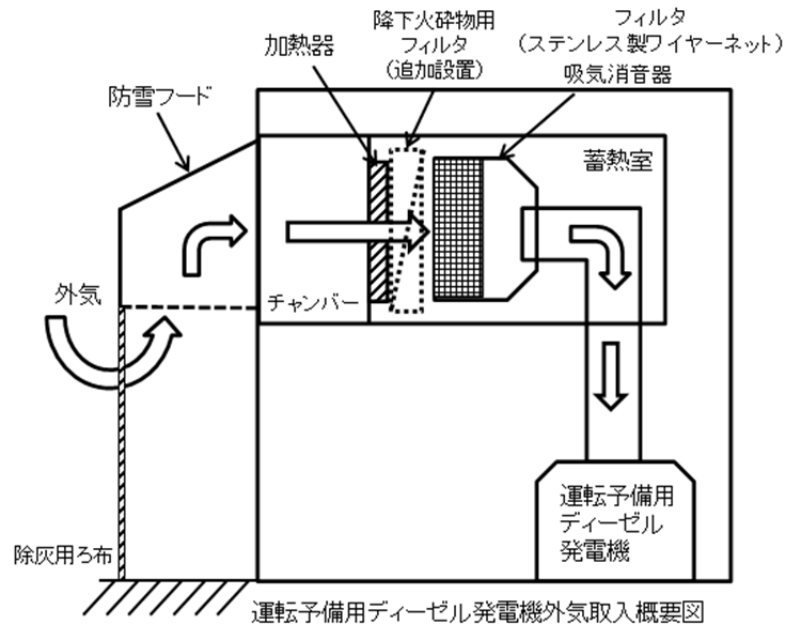
**精査中**

更なるバックアップとして電源車を配備するとともに、配備する電源車が降下火砕物の影響を受けない措置を講ずる。

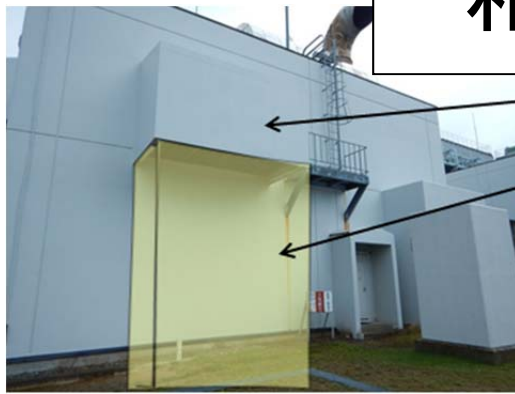


第4図 第2非常用ディーゼル発電機への対処例

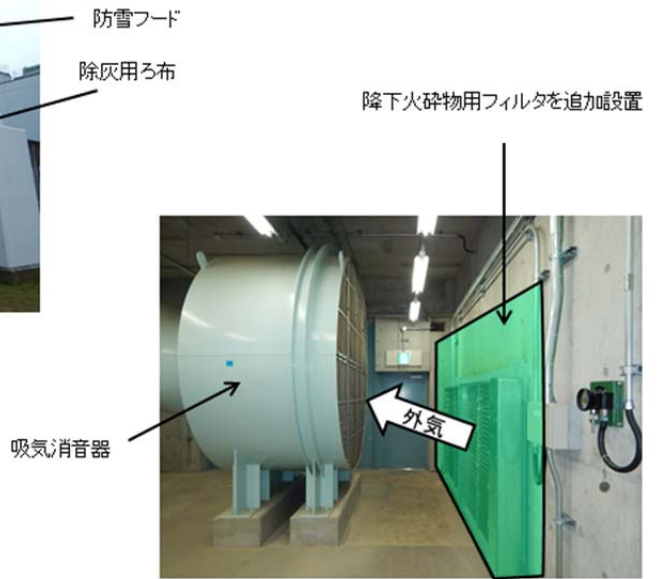




# 精査中



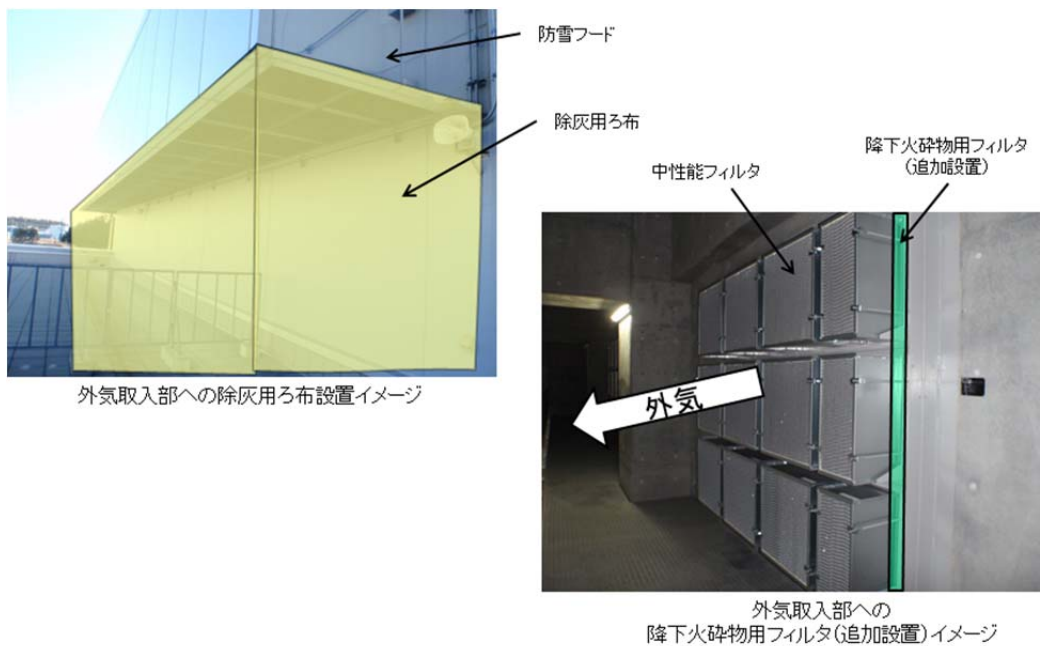
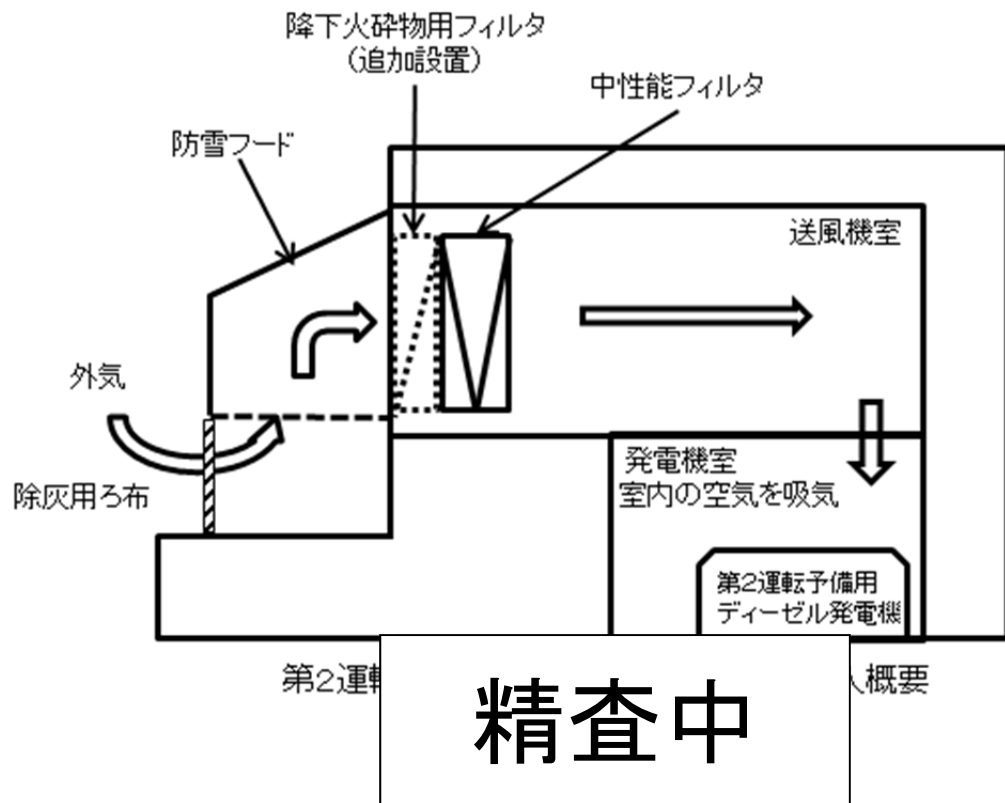
外気取入部への除灰用ろ布設置イメージ



外気取入部への降下火砕物用フィルタ追加設置イメージ

第5図 運転予備用ディーゼル発電機への対処例





第6図 第2運転予備用ディーゼル発電機への対処例



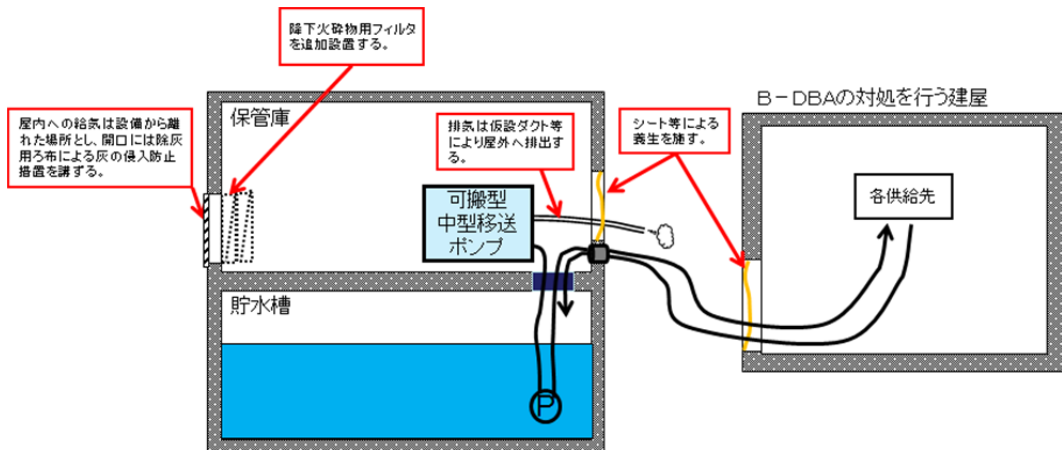
## 4.2 第2 非常用ディーゼル発電機が機能喪失した場合の対処

### 4.2.1 可搬型中型移送ポンプによる注水

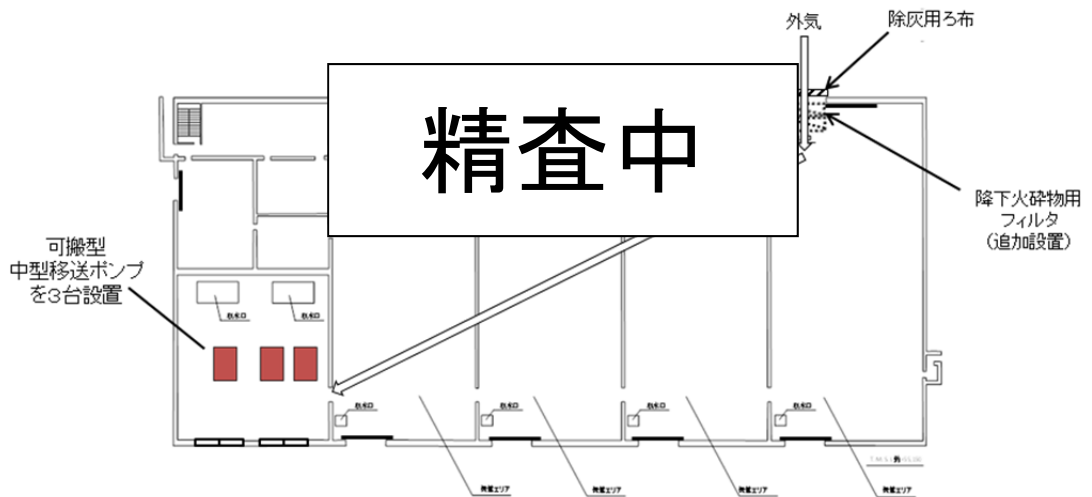
万一、ディーゼル発電機及び電源車の運転の継続が困難になった場合は、重大事故等対処設備の可搬型中型移送ポンプを起動し、注水する。また、可搬型中型移送ポンプは降下火砕物の影響（気中降下火砕物濃度の2倍の濃度）を受けない措置を講ずる。

**精査中**

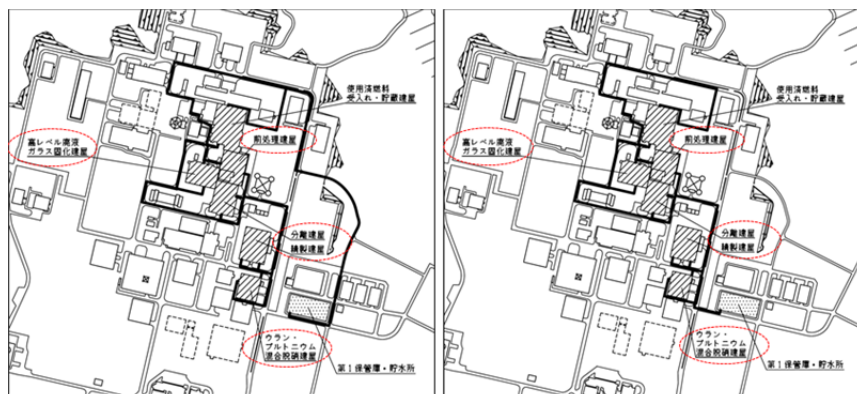
可搬型中型移送ポンプのディーゼル発電機や電源車の運転風量と比較して少量であることから、2倍の気中降下火砕物濃度に対しても、降下火砕物用フィルタの交換に必要な耐用時間を考慮した降下火砕物用フィルタ面積を確保できることから確実に対応可能である。



高レベル廃液貯槽等の冷却が必要な建屋への水供給について



第1保管庫・貯水所への可搬型中型移送ポンプ設置概要



「水供給」の可搬型建屋外ホース 布設ルート(1北ルート)

「水供給」の可搬型建屋外ホース 布設ルート(1南ルート)

第8図 可搬型中型移送ポンプによる注水例

#### 4.2.2 可搬型ポンプ等による注水又は内部循環

更に沸騰に至るまでの時間が 24 時間未満である以下の機器については、沸騰に至るまでの時間を 24 時間以上とするため、可搬型ポンプ等により注水等を実施できる措置を講ずる。

第 2 表 安全冷却水系の機能喪失により沸騰に至るまでの時間が 24 時間未満の機器と対処方法

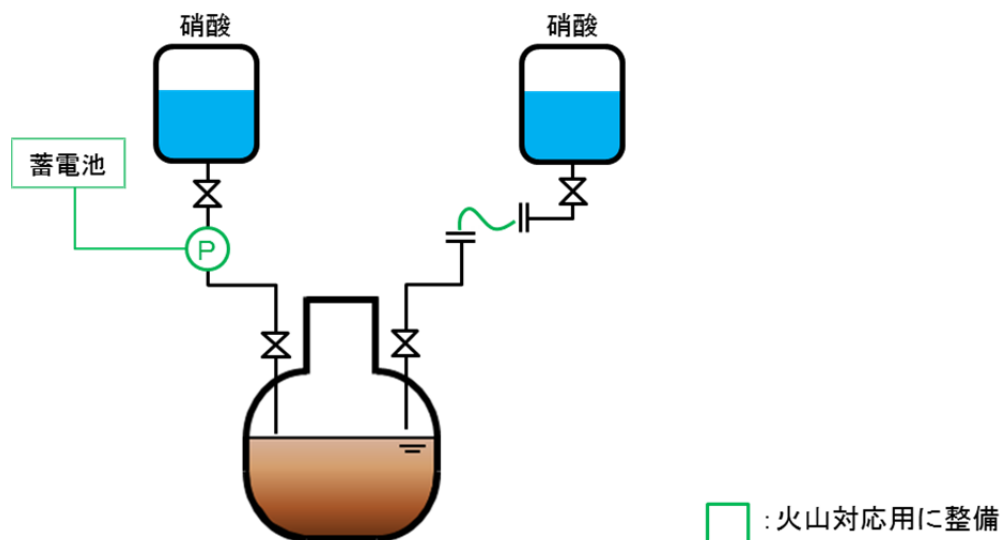
建屋	機器	沸騰までの時間[h]	対処方法
分離建屋	高レベル廃液濃縮缶	15	注水
精製建屋	プルトニウム濃縮液受槽	12	循環冷却
	プルトニウム濃縮液計量槽	12	
	プルトニウム濃縮液中間貯槽	12	
	リサイクル槽	12	
	希釈槽	11	
	プルトニウム濃縮液一時貯槽	11	
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	19	注水
	一時貯槽	19	
高レベル廃液ガラス固化建屋	第 1 高レベル濃縮廃液一時貯槽	23	注水
	第 2 高レベル濃縮廃液一時貯槽	23	
	高レベル廃液混合槽 A	23	
	高レベル廃液混合槽 B	23	

#### 4.2.2.1 分離建屋 高レベル廃液濃縮缶への具体的対処

分離建屋の高レベル廃液濃縮缶への具体的対処は以下のとおり。

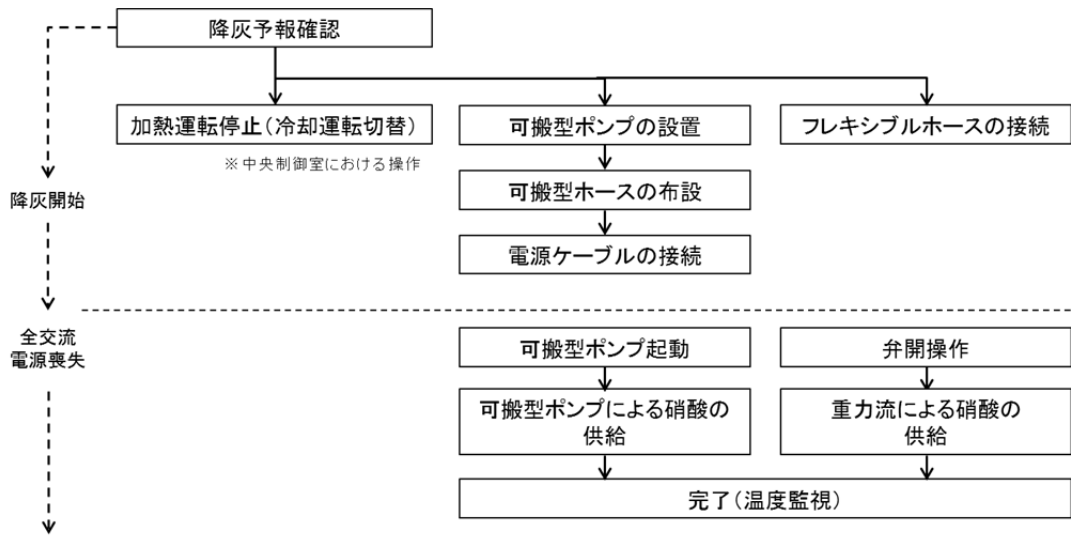
- ✓ 濃縮運転中の高レベル廃液濃縮缶(13.7m<sup>3</sup>)に対して、約 9.3m<sup>3</sup>の硝酸を注水する。
- ✓ 高レベル廃液濃縮缶の有効容積は 22m<sup>3</sup>。
- ✓ 水源は建屋内に設置されている硝酸を貯留する貯槽。
- ✓ 硝酸を貯留する貯槽からの注水は、以下の2つの方法で実施する。
  - ・既設のポンプ又は可搬型のポンプ（新規設置）に蓄電池等（新規設置）から給電、ポンプを稼動し注水する。
  - ・硝酸を貯留する貯槽及び各貯槽の除染液供給用の配管を接続し、重力流で注水する。
- ✓ 硝酸を貯留する貯槽の水位低下量等から必要な量の注水が実施できていることを判断。

以上の対応を沸騰に至る前までに完了させることで、沸騰に至るまでの時間を24時間まで延ばすことが可能である。



第9-1図 分離建屋 高レベル廃液濃縮缶への具体的対処（その1）

< 対処フロー >



< 水源の保有水量 >

水源	有効容量	運転上の管理
漏えい液希釈溶液供給槽	6m <sup>3</sup>	<b>【通常管理】</b> 通常水位 1250mm (=6.0m <sup>3</sup> ) 水位低警報 1120mm (=5.4m <sup>3</sup> ) 水位低低警報 1044mm (=5.0m <sup>3</sup> ) <b>【保安規定運用要領】</b> 1055mm 以上
第1回収硝酸0.1N調整槽	15m <sup>3</sup>	なし。 常時5 m <sup>3</sup> 程度の硝酸を保有するように運用を制定する。(今後の対応)

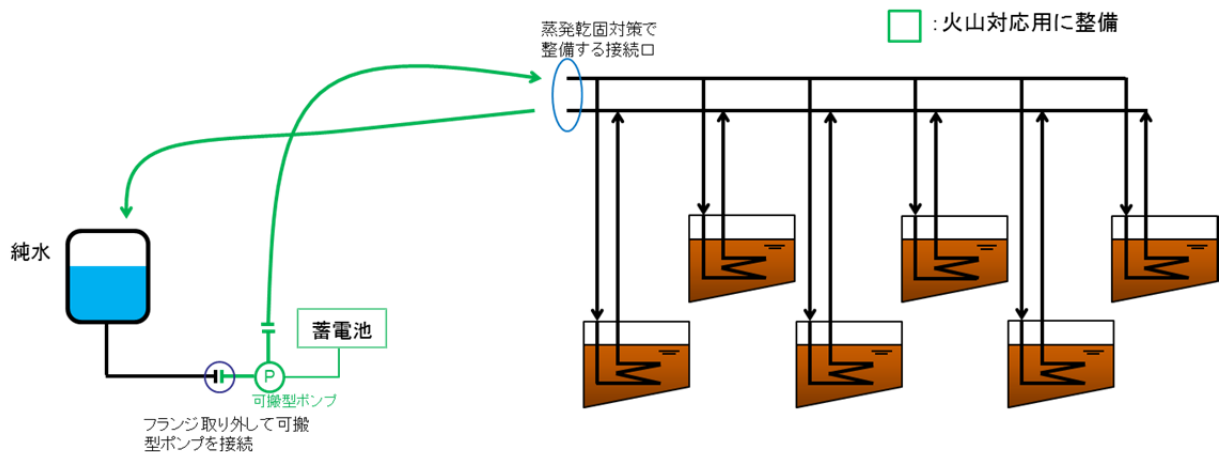
第9-2図 分離建屋 高レベル廃液濃縮缶への具体的対処(その2)

#### 4.2.2.2 精製建屋 プルトニウム濃縮液一時貯槽等への具体的対処

精製建屋 プルトニウム濃縮液一時貯槽等への具体的対処は以下のとおり。

- ✓ プルトニウム濃縮液一時貯槽等を冷却している内部ループを循環冷却する。
- ✓ 建屋内に設置されている純水を貯留する貯槽（40m<sup>3</sup>）及びプルトニウム濃縮液一時貯槽等を冷却している内部ループを接続し循環冷却する。
- ✓ 冷却水の循環は、可搬型のポンプ（新規設置）に蓄電池等（新規設置）から給電，ポンプを稼動し循環冷却する。

以上の対応を沸騰に至る前までに完了させることで、沸騰に至るまでの時間を24時間まで延ばすことが可能である。

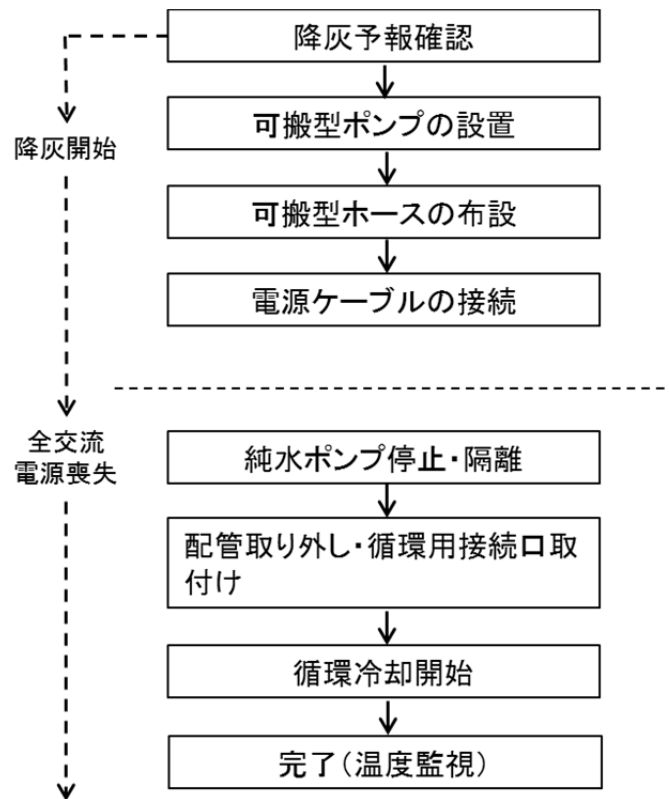


第10-1図 精製建屋 プルトニウム濃縮液一時貯槽等への具体的対処

(その1)



< 対処フロー >



< 水源の保有水量 >

水源	有効容量	運転上の管理
純水バッファ槽	40m <sup>3</sup>	<b>【通常管理】</b> 通常運転時は 40m <sup>3</sup> 前後の液量を自動で受入れ/停止するため、除熱に必要な水量約 40m <sup>3</sup> を常時確保できる。 <b>【保安規定運用要領】</b> なし。

第 10-2 図 精製建屋 プルトニウム濃縮液一時貯槽等への具体的対処 (その2)

#### 4.2.2.3 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 硝酸プルトニウム貯槽及び一時貯槽への具体的対処

ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 硝酸プルトニウム貯槽及び一時貯槽への具体的対処は以下のとおり。

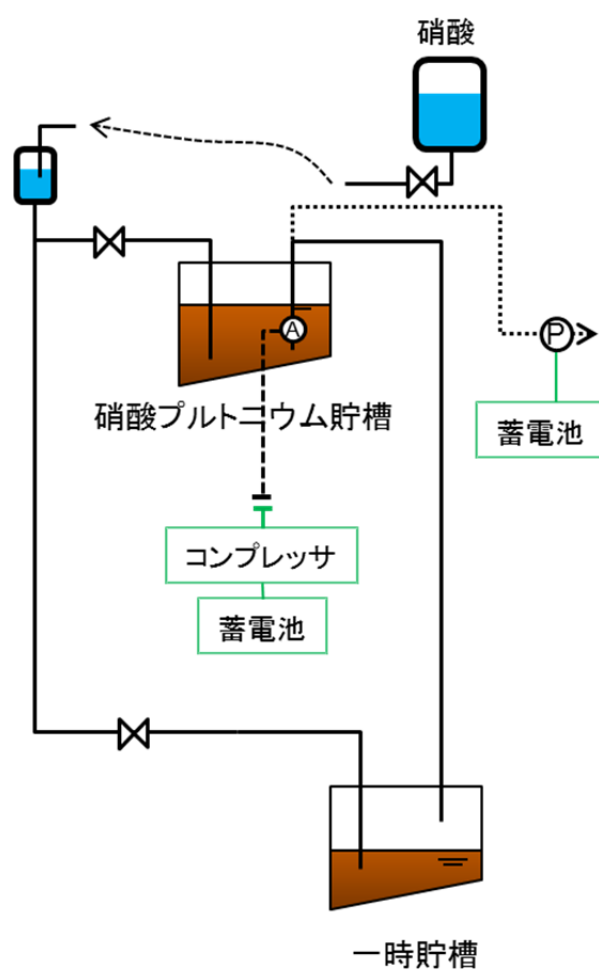
- ✓ ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋には  $1\text{ m}^3$  の容量の貯槽が 4 貯槽あり、一時貯槽について  $1\text{ m}^3$  の空き容量を確保する運用となっている。
- ✓ 各貯槽に保有できる溶液は下表に示すとおりであり、硝酸プルトニウム貯槽に Pu 濃縮液 ( $250\text{ g Pu/L}$ ) を  $1\text{ m}^3$  貯留し、混合槽 A 及び混合槽 B に各々  $1\text{ m}^3$  の Pu 濃縮液 ( $154\text{ g Pu/L}$ ) を貯留している場合の対処を示す。

機器	Pu 濃度 [gPu/L]	崩壊熱密度 [W/m <sup>3</sup> ]	沸騰までの時間 [h]
硝酸プルトニウム貯槽	250	8600	19
混合槽 A	154	5300	30
混合槽 B	154	5300	30
一時貯槽	250	8600	19※

- ✓ 硝酸プルトニウム貯槽から一時貯槽に約  $0.4\text{ m}^3$  移送する。
- ✓ 真空ポンプに蓄電池（新規設置）から給電、真空ポンプを稼動するとともに、小型コンプレッサ（新規設置）に蓄電池等（新規設置）から給電、エアリフトポンプを稼動することで液移送する。
- ✓ また、液移送により空容量ができた硝酸プルトニウム貯槽に対し、約  $0.4\text{ m}^3$  の硝酸を注水し、移送先の一時貯槽に対し、約  $0.26\text{ m}^3$  の硝酸を注水する。
- ✓ 水源は建屋内に設置されている硝酸を貯留する貯槽。
- ✓ 硝酸を貯留する貯槽からの注水は、硝酸を貯留する貯槽から硝酸を抜き出し、各貯槽の除染系統から重力流で注水する。

- ✓ 硝酸を貯留する貯槽からの抜き出し量から必要な量の注水が実施できていることを判断。

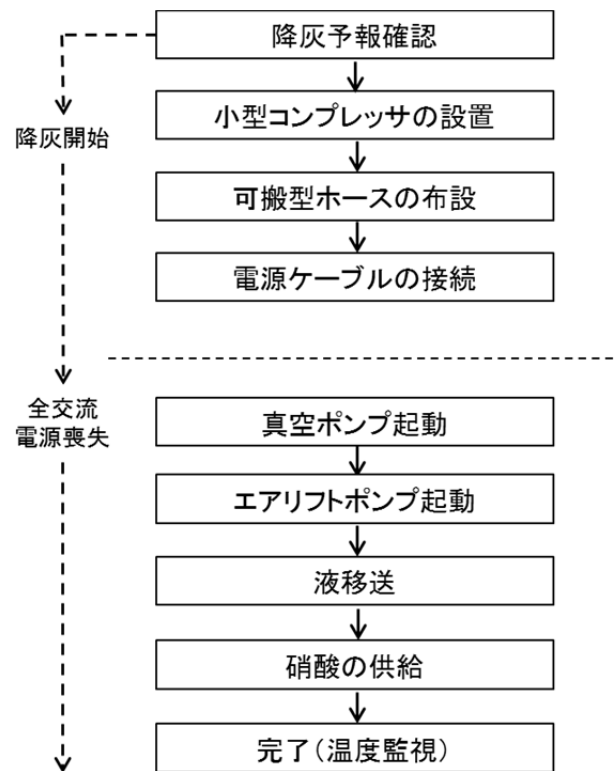
以上の対応を沸騰に至る前までに完了させることで、沸騰に至るまでの時間を24時間まで延ばすことが可能である。



: 火山対応用に整備

第11-1図 精製建屋 プルトニウム濃縮液一時貯槽等への具体的対応  
(その1)

< 対処フロー >



< 水源の保有水量 >

水源	有効容量	運転上の管理
硝酸溶液調整槽 A	3 m <sup>3</sup>	<b>【通常管理】</b> 貯槽のヒールに各々約 0.33m <sup>3</sup> ，合計約 0.66m <sup>3</sup> 残留するため，希釈に必要な約 0.66m <sup>3</sup> を常時確保できる。 <b>【保安規定運用要領】</b> なし。
硝酸溶液調整槽 B	3 m <sup>3</sup>	

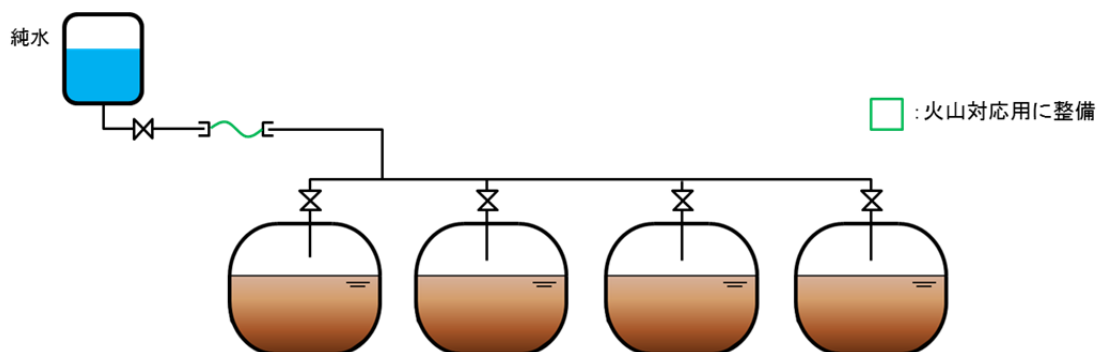
第 11-2 図 精製建屋 プルトニウム濃縮液一時貯槽等への具体的対処 (その 2)

#### 4.2.2.3 高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル濃縮廃液一時貯槽等への 具体的対処への具体的対処

高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル濃縮廃液一時貯槽等への具体的対処は以下のとおり。

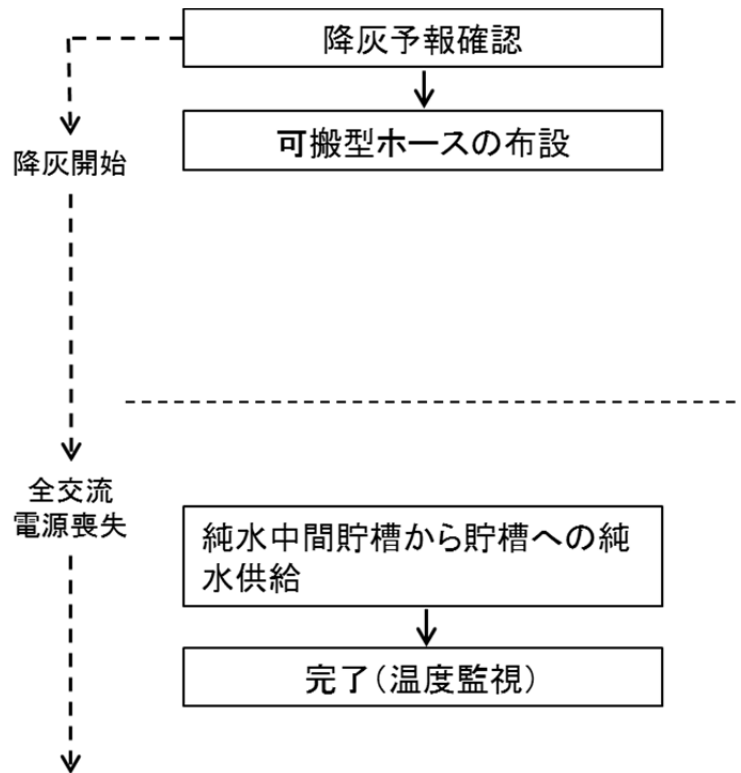
- ✓ 第1, 2高レベル濃縮廃液一時貯槽(25m<sup>3</sup>)及び高レベル廃液混合槽A, B(20m<sup>3</sup>)の機器気相部に対して各々約1m<sup>3</sup>, 合計約4m<sup>3</sup>の希積水を注水する。
- ✓ 第1, 2高レベル濃縮廃液一時貯槽の気相部容積が約8m<sup>3</sup>, 高レベル廃液混合槽A, Bの気相部容積が約8.2m<sup>3</sup>。
- ✓ 水源は建屋内に設置されている純水を貯留する貯槽。
- ✓ 純水を貯留する貯槽からの注水は, 純水を貯留する貯槽及び各貯槽の除染液供給用の配管を接続し, 重力流で注水する。
- ✓ 純水を貯留する貯槽の水位低下量から必要な量の注水が実施できていることを判断。

以上の対応を沸騰に至る前までに完了させることで, 沸騰に至るまでの時間を24時間まで延ばすことが可能である。



第12-1図 高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル濃縮廃液一時貯槽等への具体的対処(その1)

< 対処フロー >



< 水源の保有水量 >

水源	有効容量	運転上の管理
純水中間貯槽	30m <sup>3</sup>	<p>【通常管理】 通常運転においては、液位低（24m<sup>3</sup>）まで液位が低下すると、純水が自動供給されることから、希釈に必要な約4m<sup>3</sup>を常時確保できる。</p> <p>【保安規定運用要領】 常時21m<sup>3</sup>以上を確保。</p>

第 12-2 図 高レベル廃液ガラス固化建屋 高レベル濃縮廃液一時貯槽等への具体的対処（その2）

#### 4.2.2.4 可搬型ポンプ及び蓄電池の容量

対処時に要求される容量が最も大きくなると想定される精製建屋にて使用する可搬型ポンプ及び蓄電池の概略容量は以下のとおりである。

##### (1) 可搬型ポンプ

吐出し量 :  $0.1\text{m}^3/\text{min}$  ( $6\text{m}^3/\text{h}$ )

(内部ループの設計流量 :  $5.78\text{m}^3/\text{h}$ )

外形寸法(H×W×D) : 約  $0.6\text{m} \times 0.7\text{m} \times 0.4\text{m}$  (想定)

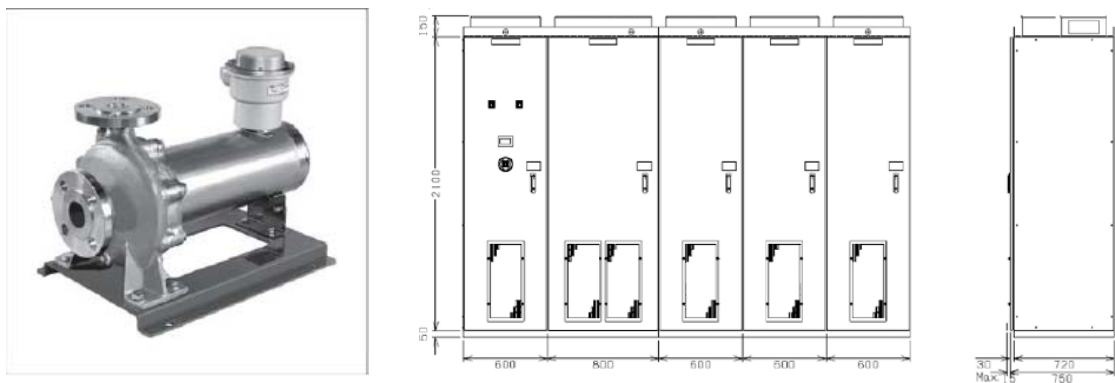
重量 : 約  $130\text{kg}$  (想定)

電動機 : 約  $11\text{kW}$  (想定)

##### (2) 蓄電池

蓄電池容量 : 約  $360\text{kWh}$  (想定) ※

外形寸法(H×W×D) : 約  $2.1\text{m} \times 11\text{m} \times 0.75\text{m}$  (想定)



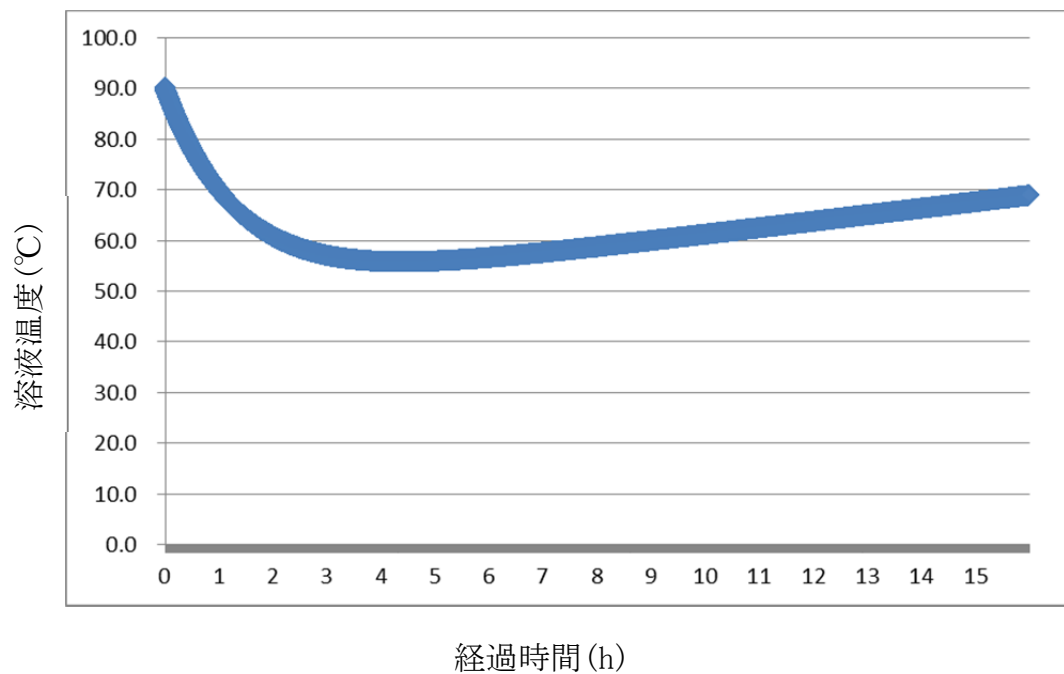
※始動電流が不足する場合、ポンプ等起動時にのみ、小型ディーゼル発電機を併用する場合があります。

第 13 図 可搬型ポンプ及び蓄電池のイメージ

#### 4.2.2.5 循環冷却評価

溶液温度が 90℃（冷却機能の喪失から約 8 時間後）に到達してから循環冷却を実施した場合の溶液温度の変化を第 14 図に示す。

冷却水温度の上昇により，循環冷却開始約 4 時間後から溶液温度が再度上昇に転じるが，冷却機能の喪失から 24 時間（循環冷却開始から 16 時間）は沸騰に至ることはない。



第 14 図 循環冷却を実施した場合の溶液温度の変化



下記関係式を逐次計算することで溶液の温度変化を算出する。

$$q \times V \times \Delta t - h \times A \times \Delta t_L = (\rho \times V \times C_0) \times (T_i - T_{i-1})$$

$q$  : 崩壊熱密度 [W/m<sup>3</sup>]

$V$  : 溶液量 [m<sup>3</sup>]

$\Delta t$  : タイムステップ [s]

$h$  : 総括伝熱係数 [W/m<sup>2</sup>K]

$A$  : 伝熱面積 [m<sup>2</sup>]

$\Delta t_L$  : 対数平均温度差 [°C]

$\rho_0$  : 溶液密度 [kg/m<sup>3</sup>]

$C_0$  : 溶液比熱 [J/kg/K]

$T$  : 溶液温度 [°C]

機器名	崩壊熱密度 (W/m <sup>3</sup> )	溶液密度 (kg/m <sup>3</sup> )	溶液比熱 (J/kg/K)	溶液量 (m <sup>3</sup> )	初期温度 (°C)	沸点 (°C)	硝酸濃度 (M)	総括伝熱係数 (W/m <sup>2</sup> K)	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )
プルトニウム濃縮液受槽	8600	1620	2469	1	49	109	7	3.65E+02	1.85
リサイクル槽	8600	1620	2469	1	49	109	7	3.65E+02	1.85
希釈槽	8600	1620	2469	2.5	45	109	7	3.28E+02	6.35
プルトニウム濃縮液一時貯槽	8600	1620	2469	1.5	49	109	7	3.46E+02	2.9
プルトニウム濃縮液計量槽	8600	1620	2469	1	49	109	7	3.67E+02	1.8
プルトニウム濃縮液中間貯槽	8600	1620	2469	1	49	109	7	3.67E+02	1.8

以下に示す関係式から総括伝熱係数及び対数平均温度差を算出する。

<総括伝熱係数>

$$\frac{1}{U} = \frac{1}{h_0} + \frac{d'}{d \times h_i} + \frac{2 \times L \times d'}{\lambda \times (d + d')} + \frac{1}{h_{so}} + \frac{d'}{d \times h_{si}}$$

<対数平均温度差>

$$\Delta t_L = \frac{(T_0 - t_1) - (T_0 - t_2)}{\ln \frac{T_0 - t_1}{T_0 - t_2}}$$

出典：尾花 英朗，熱交換器設計ハンドブック，工学図書(株)

<コイル外面熱伝達係数>

$$h_0 : \text{冷却コイル外面の熱伝達係数} = \lambda_0 \times Nu_0 / d'$$

$Nu_0$  : 冷却コイル外面のヌセルト数

$$= 0.53 \times (Gr_0 \times Pr_0)^{1/4} \quad (Gr_0 \times Pr_0 = 10^4 \sim 10^9)$$

$$= 0.13 \times (Gr_0 \times Pr_0)^{1/3} \quad (Gr_0 \times Pr_0 > 10^9)$$

$Pr_0$  : 溶液のプラントル数 =  $C_0 \times \mu_0 / \lambda_0$

$Gr_0$  : 溶液のグラフホフ数 =  $g \times d'^3 \times \rho_0^2 \times \beta \times (T - Tw) / \mu_0^2$

<コイル内面熱伝達係数>

$$h_i : \text{冷却コイル内面の熱伝達係数} = \lambda_i \times Nu_i / d$$

$Nu_i$  : 冷却コイル内面のヌセルト数 =  $0.023 \times Re_i^{0.8} \times Pr_i^{0.4} (Re_i > 10^4)$

$$= 0.116 \times (Re_i^{2/3} - 125) \times Pr_i^{1/3} \times$$

$$\left[ 1 + \left( \frac{d}{Lc} \right)^{2/3} \right] \times (\mu_i / \mu_{wi})^{0.14} (Re_i \leq 10^4)$$

$Pr_i$  : 水のプラントル数 =  $C_i \times \mu_i / \lambda_i$

$Re_i$  : 水のレイノルズ数 =  $d \times u \times \rho_i / \mu_i$

<設定値一覧>

$\lambda_0$ :内包液の熱伝達率	$N_0$ :冷却コイル外面のヌセルト数
$d'$ :冷却コイル外径	$Gr_0$ :内包液のグラスホフ数
$Pr_0$ :内包液のプラントル数	$C_0$ :内包液の比熱
$\mu_0$ :内包液の粘度	$g$ :重力加速度
$\rho_0$ :内包液の密度	$\beta$ :内包液の体膨張係数
$T_0$ :内包液温度	$T_w$ :内包液の壁面温度
$\lambda_i$ :水の熱伝導率	$N_i$ :冷却コイル内面のヌセルト数
$d$ :冷却コイル内径	$Re_i$ :水のレイノルズ数
$Pr_i$ :水のプラントル数	$Lc$ :冷却コイルの厚さ
$\mu_i$ :水の粘度 (平均温度における値)	$\mu_{wi}$ :水の粘度(壁面温度における値)
$C_i$ :水の比熱	$u$ :水の流速
$\rho_i$ :水の密度	$U$ :総括伝熱係数
$h_0$ :冷却コイルの外面の熱伝達率	$h_i$ :冷却コイル内面の熱伝達率
$L$ :冷却コイル厚さ	$\lambda$ :ステンレス鋼の熱伝導率
$h_{so}$ :冷却コイル外面の汚れ係数	$h_{si}$ :冷却コイル内面の汚れ係数
$T_1$ :冷却水入口温度	$T_2$ :冷却水出口温度
$\Delta t_L$ :対数平均温度差	$Q$ :崩壊熱量
$A$ :水の流路面積	

#### 4.2.2.6 希釈評価

注水後の沸騰までの時間は、下記の関係から算出される。

本関係にもとづき、沸騰までに至る時間を算出した結果、希釈を実施するいずれの貯槽も沸騰に至るまでの時間を 24 時間以上とすることができる。

$$q \times V \times \Delta t = \{(M \times C) + (\rho_0 \times V \times C_0)\} \times (T_1 - T_0) + (\rho_0' \times V' \times C_0') \times (T_1 - T_0')$$

$q$ : 崩壊熱密度 [W/m <sup>3</sup> ]	$T_1$ : 希釈後の溶液沸点 [°C]
$V$ : 溶液量 [m <sup>3</sup> ]	$T_0$ : 溶液初期温度 [°C]
$\Delta t$ : 沸騰までの時間 [s]	$\rho_0'$ : 希釈水密度 [kg/m <sup>3</sup> ]
$M$ : 貯槽質量 [kg]	$V'$ : 希釈水量 [m <sup>3</sup> ]
$C$ : 貯槽比熱 [J/kg/K]	$C_0'$ : 希釈水比熱 [J/kg/K]
$\rho_0$ : 溶液密度 [kg/m <sup>3</sup> ]	$T_0'$ : 希釈水初期温度 [°C]
$C_0$ : 溶液比熱 [J/kg/K]	

建屋	機器名	希釈前の溶液情報										希釈水情報			
		崩壊熱 (W/m <sup>3</sup> )	密度 (kg/m <sup>3</sup> )	溶液比熱 (J/kg/K)	溶液量 (m <sup>3</sup> )	空重量 (kg)	比熱 (J/kg/K)	材質	初期温度 (°C)	沸点 (°C)	硝酸濃度 (M)	温度 (°C)	密度 (kg/m <sup>3</sup> )	比熱 (J/kg/K)	希釈水量 (m <sup>3</sup> )
分離建屋	高レベル廃液濃縮缶 A	5800	1460	2428	13.7	63400	499	R-SUS304ULC	50	102	4	29	996	4179	9.3
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	硝酸プルトニウム貯槽	8600	1580	2469	1	9600	499	R-SUS304ULC	41	109	7	29	996	4179	0.4
	一時貯槽	8600	1580	2469	0	9600	499	R-SUS304ULC	41	109	7	29	996	4179	0.26
高レベル廃液ガラス固化建屋	第1,第2高レベル濃縮廃液一時貯槽	3600	1,300	3347	25	20600	499	R-SUS316ULC	39	102	2	29	996	4179	1
	高レベル廃液混合槽A, B	3600	1,300	3347	20	22200	499	R-SUS316ULC	41	102	2	29	996	4179	1

## 5. 高レベル廃液貯槽等の水素掃気の対応方針

### 5.1 安全圧縮空気系空気圧縮機の機能維持

再処理施設の安全上重要な施設の水素掃気の安全機能を確保するために必要な電源は、高レベル廃液貯槽等の冷却機能を確保するための電源系統で供給されることから、降灰時における対策は、4.1に示す内容と同様である。

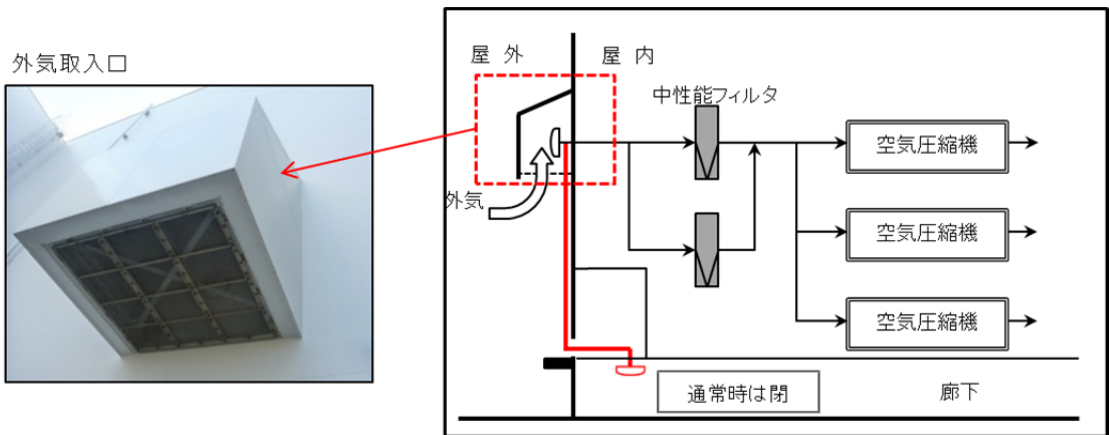
水素掃気に必要な安全圧縮空気系は安全上重要な水素掃気に係る設備であり、空気圧縮機は3基設置されている。

空気圧縮機の外気取入口には、防雪フードが設けられており、降下火砕物が侵入し難い構造となっており、中性能フィルタが2系統設置され、空気中の異物を除去できる構造である。

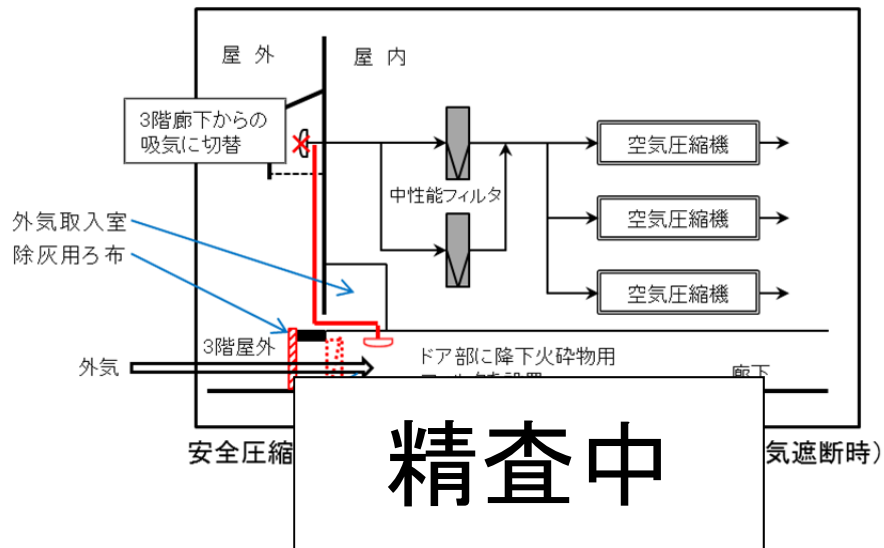
降下火砕物により中性能フィルタが目詰まりした場合には、中性能フィルタの系統を切り替え、フィルタを交換することにより、空気圧縮機の運転継続が可能である。

中性能フィルタの交換が間に合わないと判断された場合は、外気からの直接取り込みをやめ、建屋内に空気を取り込む際の外気取り込みを止める。また、建屋内に侵入し難い措置を講じる。

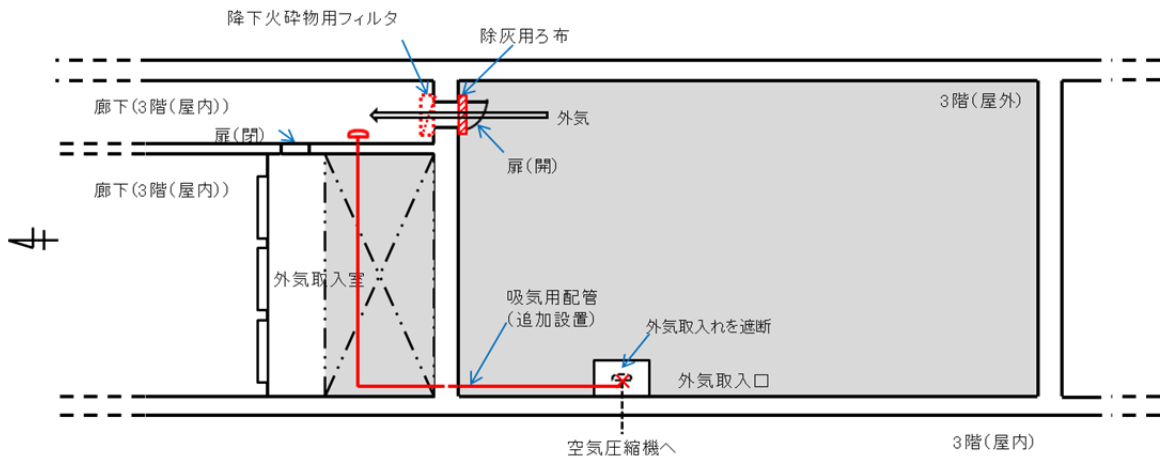
**精査中**



安全圧縮空気系の空気圧縮機外気取入概要図(通常時)



第 15 図 安全圧縮空気系空気圧縮機への具体的対処



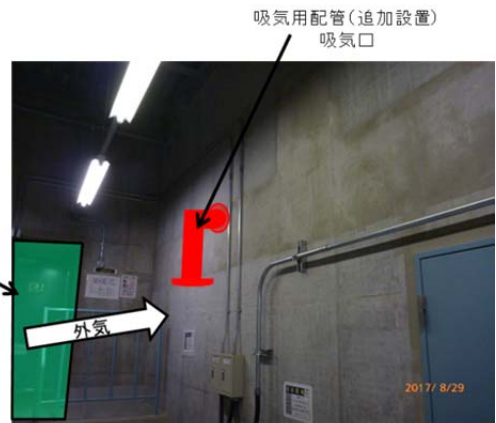
安全圧縮空気系の空気圧縮機外気取入概要図(外気遮断時)  
(前処理建屋3階)

精査中



外気取入部への除灰用ろ布設置イメージ

扉(屋外側)に除灰用ろ布を設置



外気取入部への降下火砕物用フィルタ追加設置イメージ

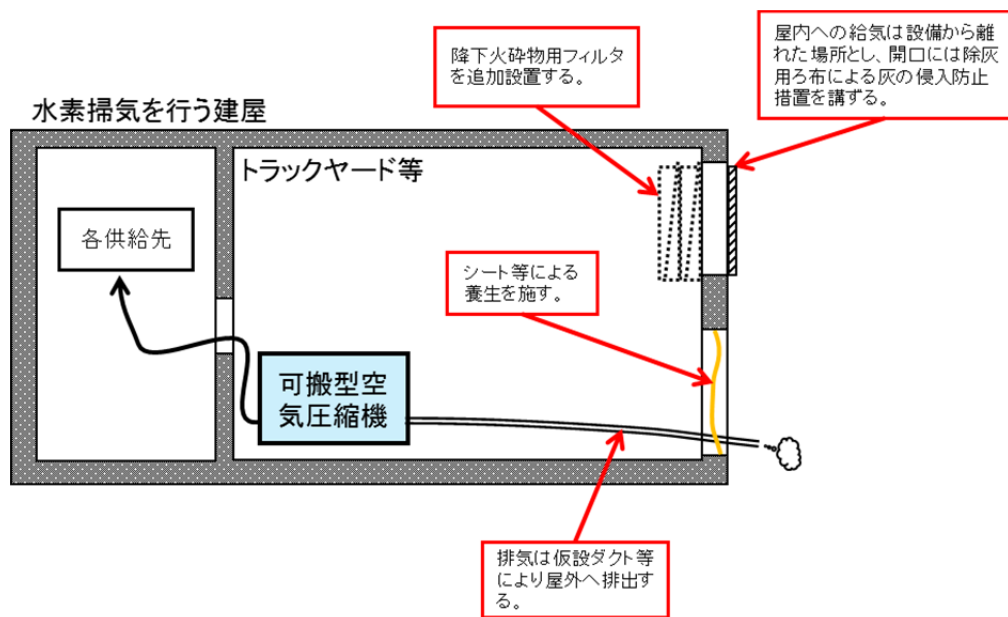
扉(屋内側)へ降下火砕物用  
フィルタを設置

第 15-2 図 安全圧縮空気系空気圧縮機への具体的対処 (その 2)

## 5.2 安全圧縮空気系空気圧縮機が機能喪失した場合の対処

空気圧縮機の運転の継続が困難な場合、建屋内に移動済みの可搬型空気圧縮機を起動し、可搬型空気圧縮機は降下火砕物濃度の2倍の濃度を受けない措置を講ずる。

可搬型空気圧縮機の運転風量は、安全圧縮空気系空気圧縮機の運転風量と比較して少量であることから、2倍の気中降下火砕物濃度に対しても、降下火砕物用フィルタの交換に必要な耐用時間を考慮した降下火砕物用フィルタ面積を確保できることから確実に対応可能である。



可搬型空気圧縮機使用時の水素掃気概要

第 16 図 可搬型空気圧縮機による水素掃気例



6. 火山影響発生時に対処に必要な要員の試算

3. ～5. の対処を整理すると以下第3表のとおりとなる。

第3表 火山影響発生時の対処の整理

	対応1 (濃度：3.7g/m <sup>3</sup> )	対応2 (濃度：7.4g/m <sup>3</sup> )	対応3 (濃度の影響を受けない)
燃料貯蔵プール等の冷却	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1非常用ディーゼル発電機の運転を継続するため、降下火砕物用フィルタを追加設置し、フィルタの清掃及び交換を実施する。</li> <li>電源車による給電を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管庫・貯水所内で起動させた可搬型中型移送ポンプによる注水を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応不要 (沸騰に至るまでの時間が24時間以上)</li> </ul>
高レベル廃液貯槽等の冷却	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2非常用ディーゼル発電機の運転を継続するため、降下火砕物用フィルタを追加設置し、フィルタの清掃及び交換を実施する。</li> <li>さらに、運転予備発電機及び第2運転発電機に対しそれぞれフィルタを追加設置し、清掃及び交換を行い、電源系統を切り替えによる給電を実施する。</li> <li>電源車による給電を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内で可搬型移送ポンプによる注水を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沸騰に至るまでの時間が24時間未満の機器に対し、希釈水の注水又は循環冷却を実施する。</li> </ul>
高レベル廃液貯槽等の水素掃気	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記「高レベル廃液貯槽等の冷却」と同様の対応を行い、安全圧縮空気系空気圧縮機への給電を実施する。</li> <li>安全圧縮空気系空気圧縮機のフィルタの交換を実施し、運転を継続する。</li> <li>建屋内から圧縮用空気を取り入れる系統に降下火砕物用フィルタを追加設置し、建屋内空気による供給を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋内で可搬型空気圧縮機を用い水素掃気を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応不要 (水素濃度が8vol%に到達し、爆発に至る可能性までの時間は24時間以上)</li> </ul>

火山影響発生時に対処に必要な要員は第4表のとおりと想定され、通常の体制の人数で対応可能である。

第4表 火山影響発生時に対処に必要な要員

	対処の作業毎に必要な人数			
	準備作業	対応1	対応2	対応3
燃料貯蔵プール等の冷却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1非常用ディーゼル発電機の外気取入口へのろ布の設置 (4人)</li> <li>・降下火砕物用フィルタの運搬, 設置 (7人)</li> <li>・電源車設置場所へのろ布及び降下火砕物用フィルタ設置 (2人)</li> <li>・電源車の配備 (8人)</li> <li>・可搬型中型移送ポンプ設置場所へのろ布及び降下火砕物用フィルタ設置 (2人)</li> <li>・可搬型中型移送ポンプの移動, ホース展開 (21人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ布の状態確認 (4人)</li> <li>・降下火砕物用フィルタ清掃/交換 (9人)</li> <li>・給油 (4人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ布の状態確認</li> <li>降下火砕物用フィルタ清掃/交換</li> <li>給油 (4人)</li> </ul>	
高レベル廃液貯槽等の冷却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2非常用ディーゼル発電機等の外気取入口へのろ布の設置 (6人)</li> <li>・第2非常用ディーゼル発電機等の降下火砕物用フィルタの設置 (14人)</li> <li>・電源車設置場所へのろ布及び降下火砕物用フィルタ設置 (2人)</li> <li>・電源車の配備 (8人)</li> <li>・注水又は循環冷却の準備 (2人)</li> <li>・可搬型中型移送ポンプ設置場所へのろ布, 降下火砕物用フィルタ設置 (2人)</li> <li>・可搬型中型移送ポンプの移動, ホース展開 (21人)</li> </ul>	ろ布の状態確認	ろ布の状態確認, 降下火砕物用フィルタ清掃/交換, 給油 (4人), 注水作業 (2人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注水作業 (8人)</li> <li>・系統切替 (4人)</li> <li>・液移送 (8人)</li> </ul>
高レベル廃液貯槽等の水素掃気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統切替後の外気取入口への降下火砕物用フィルタの設置, 中性能フィルタの運搬 (2人)</li> <li>・可搬型空気圧縮機設置場所へのろ布及び降下火砕物用フィルタ設置 (10人/5建屋)</li> <li>・可搬型空気圧縮機の移動, ホース展開 (22人/5建屋)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中性能フィルタ交換 (2人)</li> <li>・ろ布の状態確認 (2人)</li> <li>・降下火砕物用フィルタ清掃/交換 (2人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ布の状態確認, 降下火砕物用フィルタ清掃/交換, 給油 (20人/5建屋)</li> <li>・供給対応 (40人/5建屋)</li> </ul>	

精査中

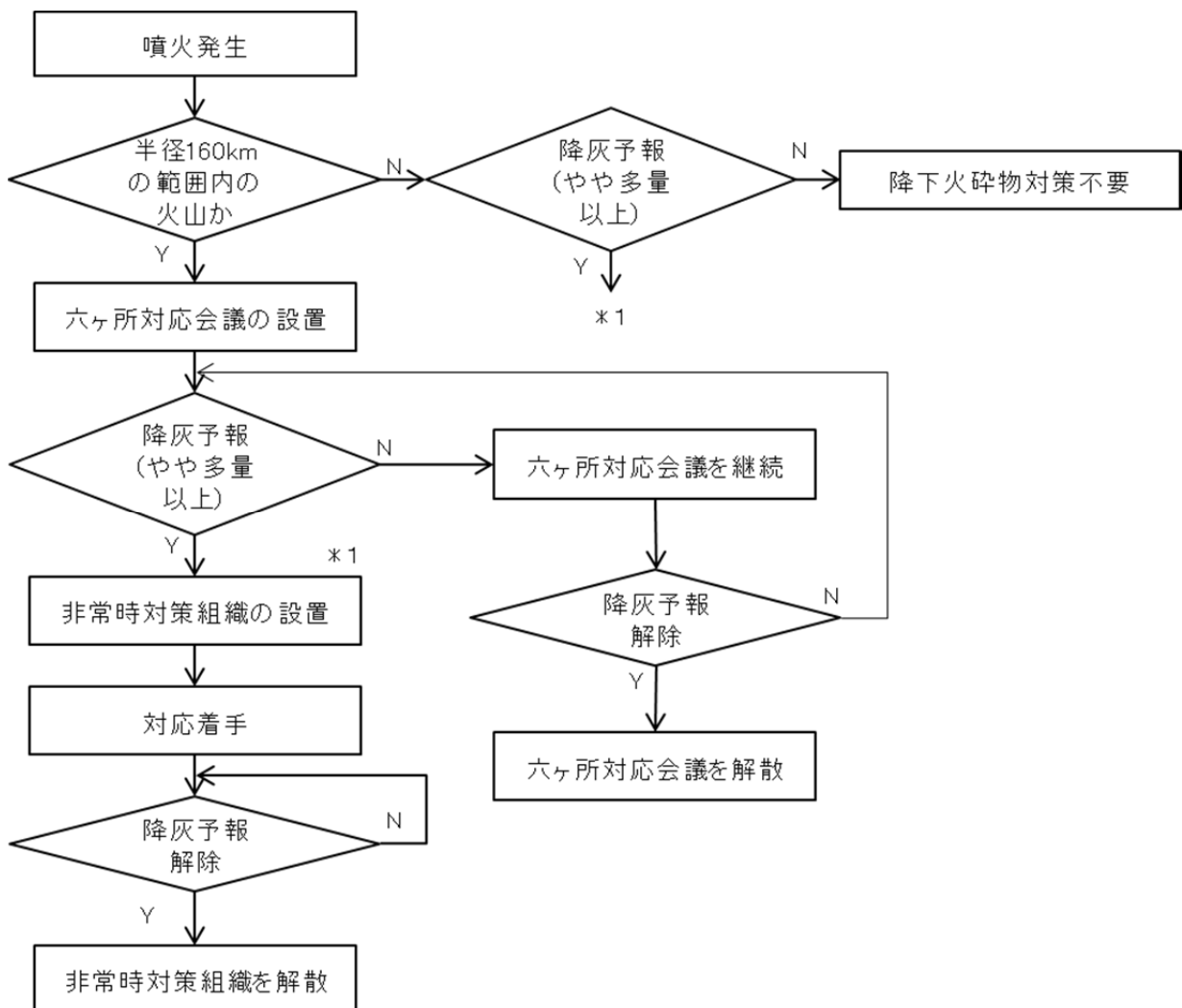
各対処時に必要となる人数			
準備作業	対応1	対応2	対応3
75人*	40人	89人	20人

## 7. 火山影響発生時の対処フロー

### 7.1 降下火砕物対策の開始

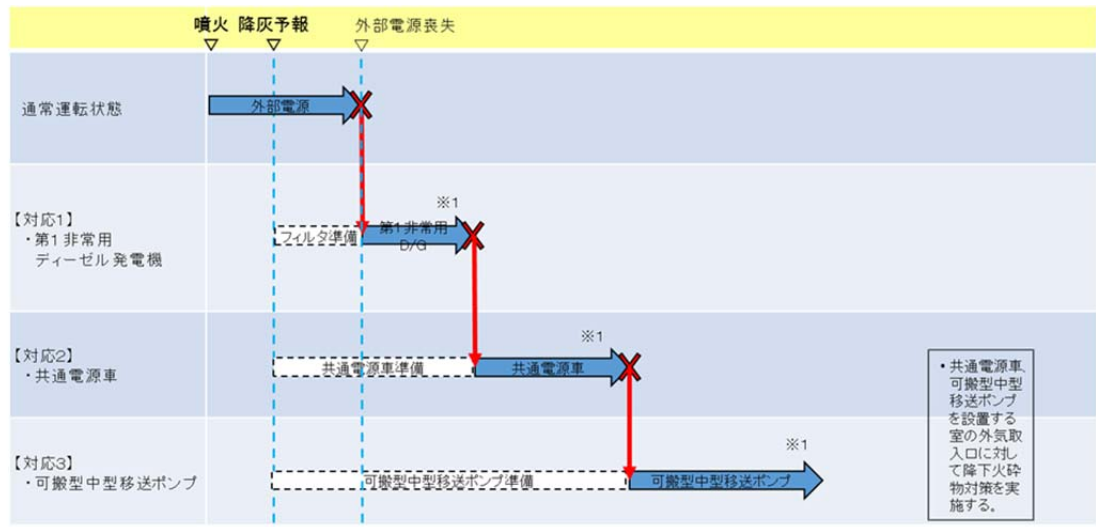
火山の噴火が発生した場合には、気象庁が発表する噴火速報等を確認し、半径 160 km の範囲内の火山の場合は異常・非常時対策要領に基づく六ヶ所対応会議を設置し、降灰に備える。

また、気象庁が発表する降灰予報で敷地内に「やや多量」または「多量」と予想された場合は非常時対策組織を設置し、本部長（事業部長）の判断のもと、降下火砕物対策を開始する。



## 7.2 燃料貯蔵プール等の冷却の対処の流れ

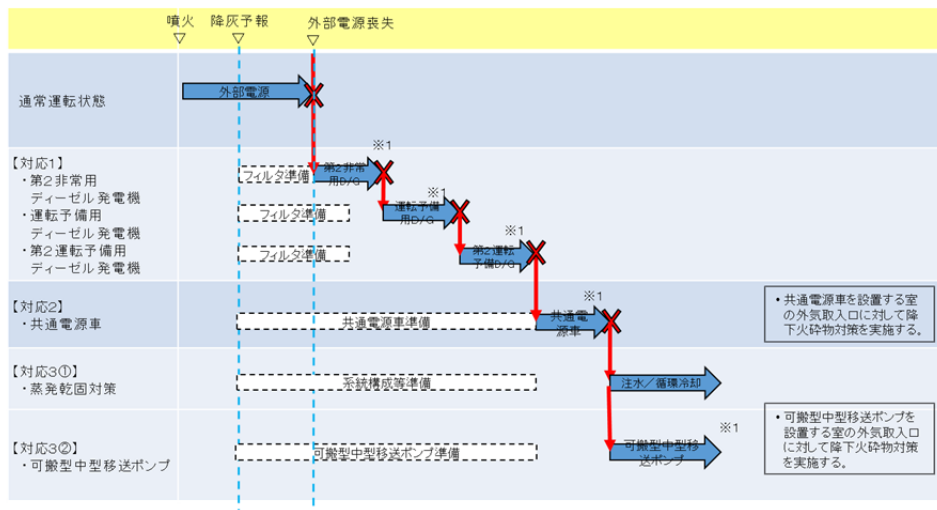
以下に対処の流れのイメージを示す。状況に応じ対応を判断するものとする。



精査中

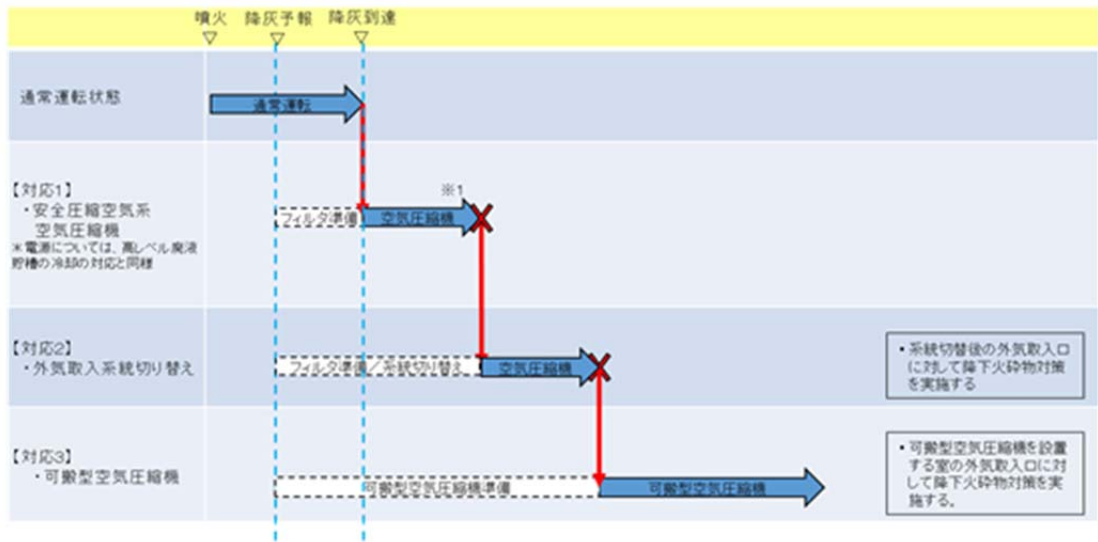
## 7.3 高レベル廃液貯槽

以下に対処の流れのイメージを示す。状況に応じ対応を判断するものとする。



### 7.3 高レベル廃液貯槽等の水素掃気の対処の流れ

以下に対処の流れのイメージを示す。状況に応じ対応を判断するものとする。



※1: 安全圧縮空気系空気圧縮機及び可搬型空気圧縮機が稼働している場合は、降下火砕物対策システムの動作・連携作業を継続する。

精査中



令和元年 11 月 6 日 R0

参考資料 8 - 3 - 7 ( 9 条 火山 )





## 噴火速報及び降灰予報について

火山の噴火が発生した場合には、気象庁が発表する噴火速報等を確認し、半径 160 k m の範囲内の火山の場合は異常・非常時対策要領に基づく六ヶ所対応会議を設置し、降灰に備える。

また、気象庁が発表する降灰予報で敷地内に「やや多量」または「多量」と予想された場合は非常時対策組織を設置し、本部長（事業部長）の判断のもと、降下火砕物対策を開始する。

### 1. 噴火予報とは

気象庁から発表される噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報であり、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表されるものであるとしている。

噴火が発生した事実を速やかに知らせするため、火山名と噴火した時間のみの情報が発表されるとしている。

発表される情報の例は以下のとおり。

火山名 ○○山 噴火速報 平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表 **（見出し）** <○○山で噴火が発生> **（本文）** ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。
--

気象庁HPより

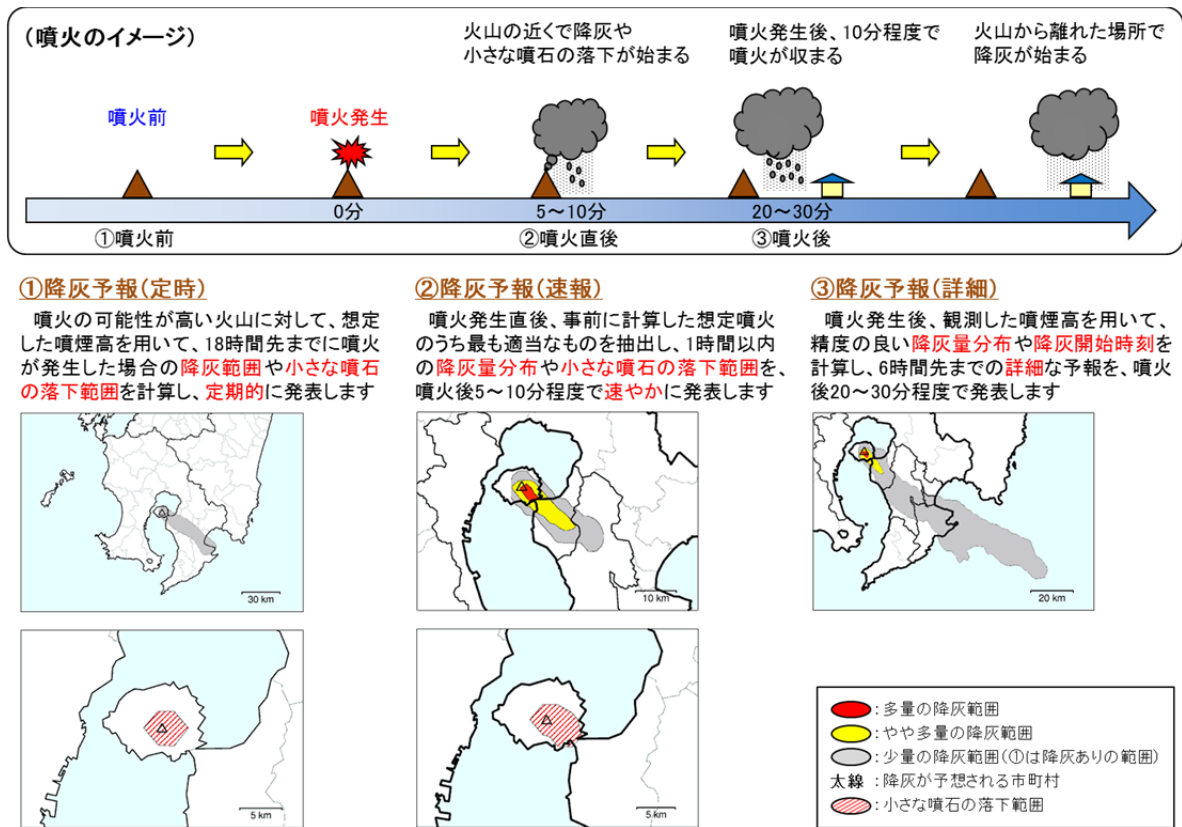
### 第1図 噴火速報の情報の例

## 2. 降灰予報とは

気象庁から発表される降灰予報には、「降灰予報（定時）」、「降灰予報（速報）」、「降灰予報（詳細）」がある。

ただし、「降灰予報（定時）」が発表されていない火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表するとしている。

また、「速報」は事前計算された降灰予報結果から、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表するとしている。



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

気象庁HPより

第2図 降灰予報の発表の種類

## 降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
<b>多量</b>	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が始まる	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
<b>やや多量</b>	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
<b>少量</b>	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのが ようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による  
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

気象庁HPより

第3図 降灰予報で使用する降灰量階級表



令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 4 ( 9 条 火山 )



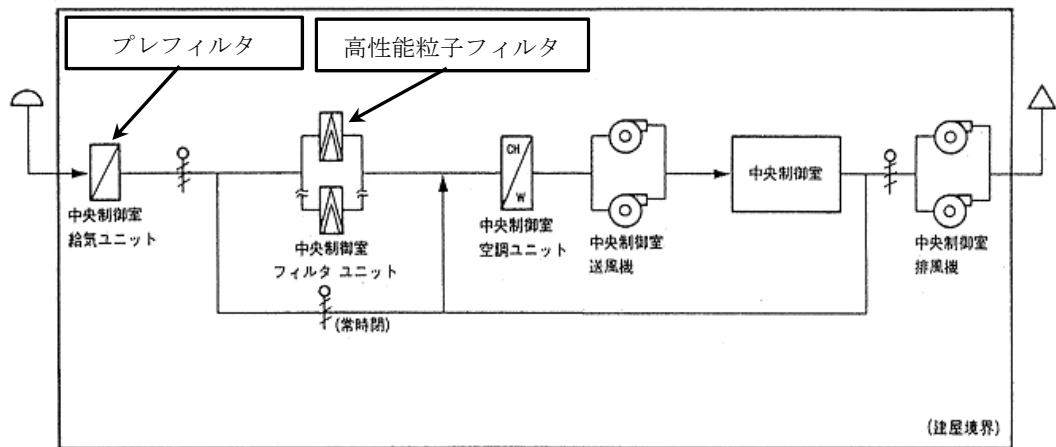
## 降下火砕物防護施設的设计方針

(換気系，電気系及び計測制御系の機械的影響（摩耗）)

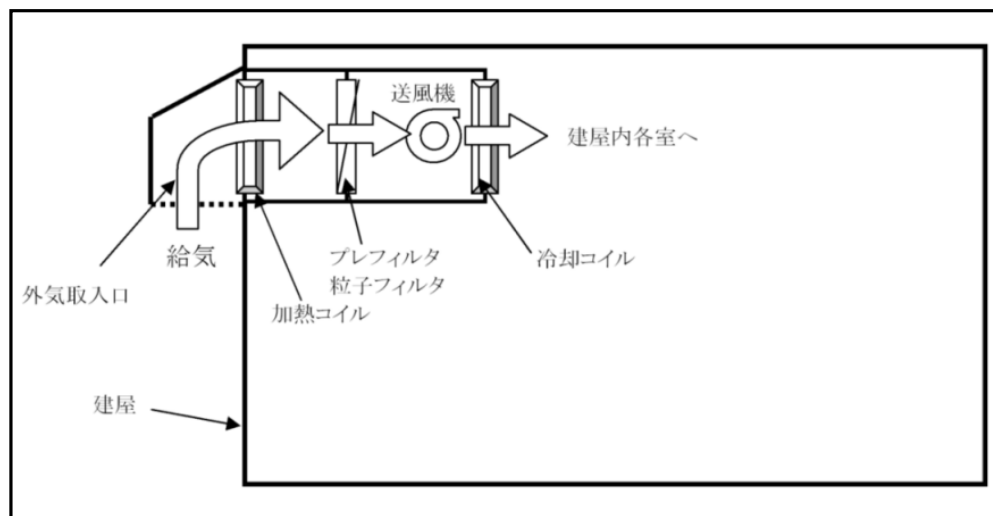
### 1. 建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び制御建屋中央制御室換気設備

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち，制御建屋中央制御室設備換気設備については，降下火砕物の磨耗の影響により安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央設備換気設備については，外気取入口に防雪フードを設け，降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても，制御建屋中央制御室換気設備には第1図のとおりプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し，中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止する。降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の建屋換気設備についても，第2図のとおりプレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し，建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。



第 1 図 中央制御室換気設備系統概要図



第 2 図 建屋換気設備外気取入口概要図



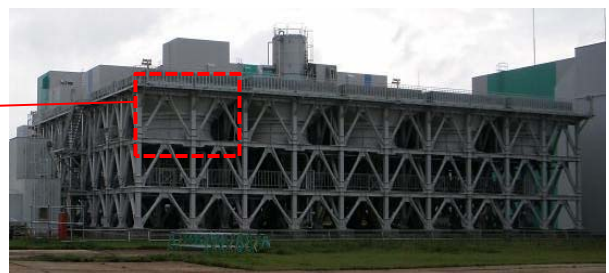
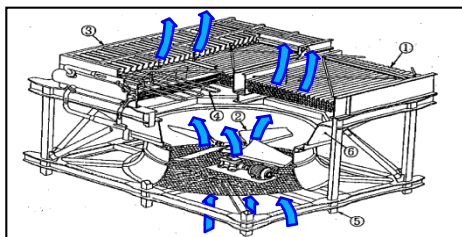
## 2. 安全冷却水系冷却塔

屋外に設置される降下火砕物防護対象設備のうち安全冷却水系の冷却塔は、降下火砕物の磨耗の影響により安全機能を損なわない設計とする。

安全冷却水系の冷却塔において降下火砕物の影響を受けると想定される駆動部として、冷却ファンの回転軸部がある。これに対しては、冷却空気を上方に流し降下火砕物が侵入し難い構造とすることで、安全機能を損なわない設計とする。

なお、冷却塔は、屋外設備として砂及び雨の影響を考慮した防塵及び防水設計としているため、降下火砕物の影響を受けることはない。

また、第3図に示すとおり、冷却塔はファンにより冷却空気が下方から上方に流れる構造であるため、上空からの降灰による影響はない。地表面に溜まった降下火砕物及び空中を漂う降下火砕物についても、使用時は常に冷却空気が上方に流れているため、降下火砕物が積もることはなく影響はない。さらに、空中を浮遊するような極めて小さな降下火砕物がファンの回転部に巻き込まれたとしても、砂に比べ硬度が低く破碎しやすいため、影響を与えることはない。



第3図 安全冷却水系冷却塔概要図

3. 第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系の空気圧縮機

建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち，第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系の空気圧縮機は，降下火砕物の磨耗の影響により安全機能を損なわない設計とする。

建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備のうち，第1非常用ディーゼル発電機，第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系の空気圧縮機は，外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても，中性能フィルタ又はステンレス製ワイヤネットを設置し，設備内部への降下火砕物の侵入を防止する。

なお，シリンダ内に降下火砕物が侵入したとしても，降下火砕物の特性上，砂よりも破砕し易く硬度が低いため影響はない。

令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 5 (9 条 火山)



## 降下火砕物防護施設的设计方針

### (構造物への化学的影響 (腐食))

#### (換気系, 電気系及び計測制御系に対する化学的影響 (腐食))

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備, 建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は, 降下火砕物の腐食の影響により安全機能を損なわない設計とする。

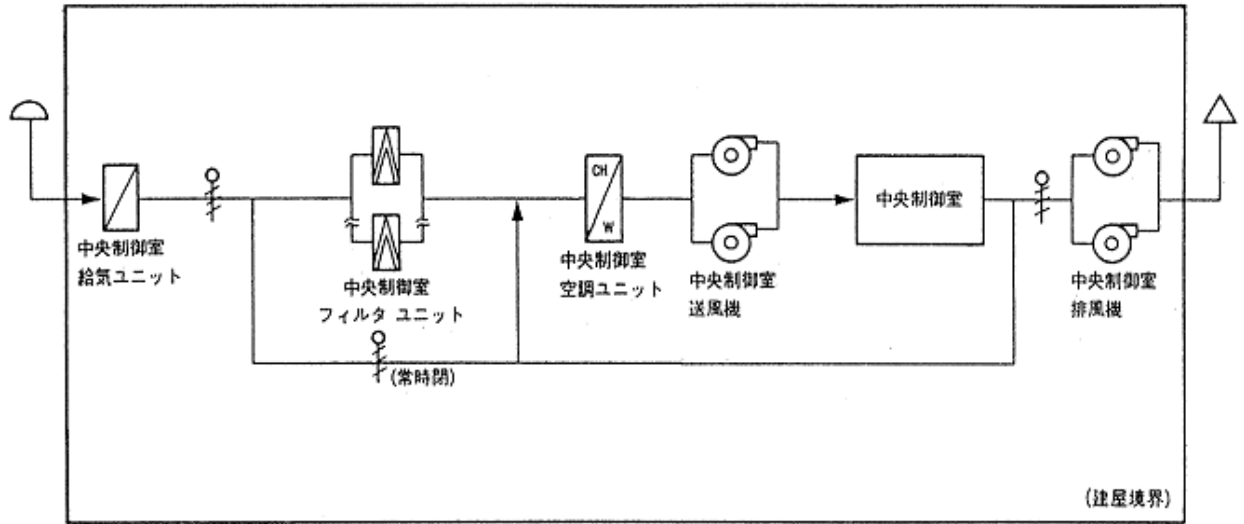
降下火砕物防護対象設備を収納する建屋は, 外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても, 降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備については, プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し, 建屋内部への降下火砕物の侵入を防止する。制御建屋中央制御室換気設備についてはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し, 中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防止する。

降下火砕物の特性として, 金属腐食研究の結果より, 降下火砕物により直ちに金属腐食を生じさせることはないが, 建屋内に収納されるが外気を直接取り込む降下火砕物防護対象設備及び屋外に設置する降下火砕物防護対象設備は, 塗装, 腐食し難い金属又は防食処理 (アルミニウム溶射) を施した炭素鋼を用いることにより, 安全機能を損なわない設計とする。

また, 長期的な影響については, 保守及び修理により安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋は外壁塗装及び屋上防水がなされていることから, 降下火砕物による化学的腐食により短期的に影響を及ぼすことはない。

また，降下火砕物堆積後の長期的な腐食の影響については，堆積した降下火砕物を除去し，除去後の点検等において，必要に応じて補修作業を実施する。



第 1 図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図





令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 8 - 5 - 1 ( 9 条 火山 )



## 再処理施設で使用する塗料について

屋内外の機器・機械類，配管及びダクト（亜鉛めっき部を除く），屋外に設置するステンレス鋼の機器・機械類及び配管のうち塩害による腐食のおそれがある範囲並びに排気筒等の屋外設備の外表面に対する塗装には，耐食性等を考慮した塗料を使用している。

屋外設備については，海塩粒子等の腐食性有害物質が付着しやすく，厳しい腐食環境にさらされるため，エポキシ樹脂系等の塗料が複数層で塗布されている。エポキシ樹脂系は，耐薬品性\*が強く，酸性物質を帯びた降下火砕物が付着，堆積したとしても，直ちに金属表面等の腐食が進むことはない。

また，高レベル廃液ガラス建屋及び第1ガラス固化体貯蔵建屋の収納管及び通風管については，炭素鋼にアルミニウム溶射が施されている。

したがって，降下火砕物の屋外設備への付着や堆積により，直ちに金属表面の腐食が進むことはない。

なお，建屋外壁については，弾性アクリルゴム系吹付タイルを使用するとともに，屋根はアスファルト防水を施すことにより，直ちに腐食の影響を受けることはない。

※ 塗装ハンドブック（石塚末豊，中道敏彦 編集）によると，「酸，アルカリなどに水分の加わった強度腐食環境での塗装には，フェノール樹脂塗料，塩化ゴム系塗料，エポキシ樹脂塗料，タールエポキシ樹脂塗料，ウレタン樹脂塗料，シリコーンアルキド樹脂塗料，フッ素樹脂塗料などの耐薬品性のある塗料が使用される。」と記載あり。



令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 8 - 5 - 2 ( 9 条 火山 )



## 降下火砕物の金属腐食研究について

桜島降下火砕物による金属腐食研究成果を降下火砕物による金属腐食の影響評価に適用する考え方について、以下に示す。

### 1. 適用の考え方

降下火砕物による金属腐食については、主として火山ガス（ $\text{SO}_2$ ）が付着した降下火砕物の影響によるものである。

降下火砕物による腐食影響において引用した研究文献「火山環境における金属材料の腐食」では、実降下火砕物である桜島降下火砕物を用いて、実際の火山環境に近い状態を模擬するため、高濃度の亜硫酸ガス（ $\text{SO}_2$ ）雰囲気を保った状態で金属腐食試験を行なったものであり、降下火砕物の腐食成分濃度を高濃度で模擬した腐食試験結果であることから、再処理施設で考慮する火山についても本研究結果が十分適用可能と考える。

### 2. 研究文献「火山環境における金属材料の腐食」の概要

#### (1) 試験概要

「火山環境における金属材料の腐食（出雲茂人，末吉秀一他），防食技術 Vol. 39, pp. 247-253, 1990」によると、降下火砕物を水で洗浄し、可溶性の成分を除去した後、金属試験片に堆積させ、高濃度の  $\text{SO}_2$  ガス雰囲気（150ppm～200ppm）で、加熱（温度 40℃，湿度 95%を 4 時間）、冷却（温度 20℃，湿度 80%を 2 時間）を最大 18 回繰り返すことにより、結露，蒸発を繰り返し金属試験片の腐食を観察している。

## (2) 試験結果

第1図に示すとおり，降下火砕物の堆積量が多い場合は，降下火砕物の堆積なし又は堆積量が少ない場合と比較して，金属試験片の腐食が促進されるが，腐食量は表面厚さにして十数 $\mu\text{m}$ 程度との結果が得られ，降下火砕物層では結露しやすいこと並びに保水効果が大きいことにより腐食が促進されると結論づけられている。

## (3) 試験結果からの考察

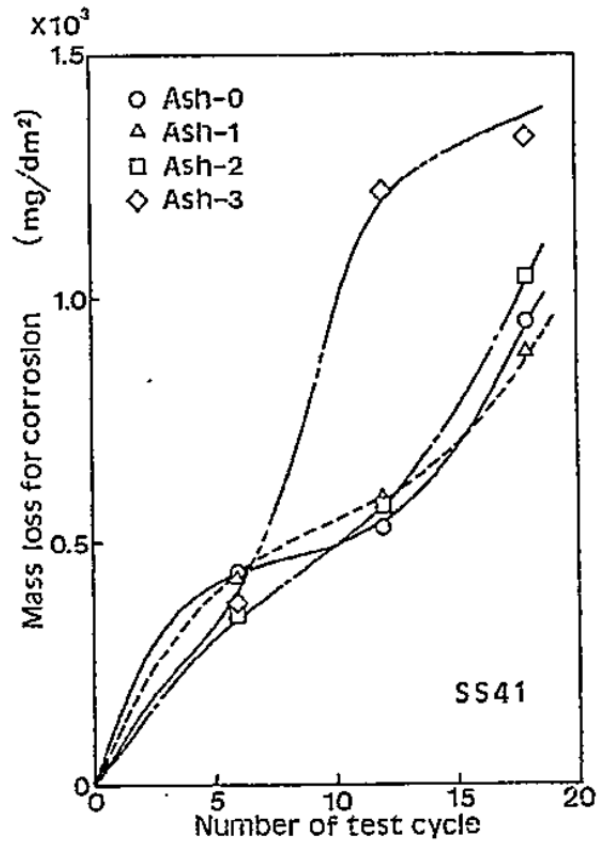
降下火砕物による腐食については，主として火山ガスが付着した降下火砕物の影響によるものであり，本研究においては，金属試験片の表面に降下火砕物を堆積させ，実際の火山環境を模擬して高濃度の $\text{SO}_2$ 雰囲気中で暴露し，腐食実験を行っている。

腐食の要因となる火山ガスを常に高濃度の雰囲気に保った状態で行っている試験であり，自然環境に存在する降下火砕物よりも高い腐食条件\*で金属腐食量を求めており，再処理施設で考慮する降下火砕物についても十分適用可能である。

※・三宅島火山の噴火口付近の観測記：20～30ppm（「三宅島火山ガスに関する検討会報告書」より）

・桜島火山上空の噴煙中火山ガスの観測記録：17～68ppm（「京大防災研究年報」より）





Ash-0 : 降下火砕物のない状態

Ash-1 : 表面が見える程度に積もった状態

Ash-2 : 表面が見えなくなる程度に積もった状態

Ash-3 : 約 0.8mm の厚さに積もった状態

第1図 SS41 の腐食による質量変化

令和元年 11 月 6 日 R0

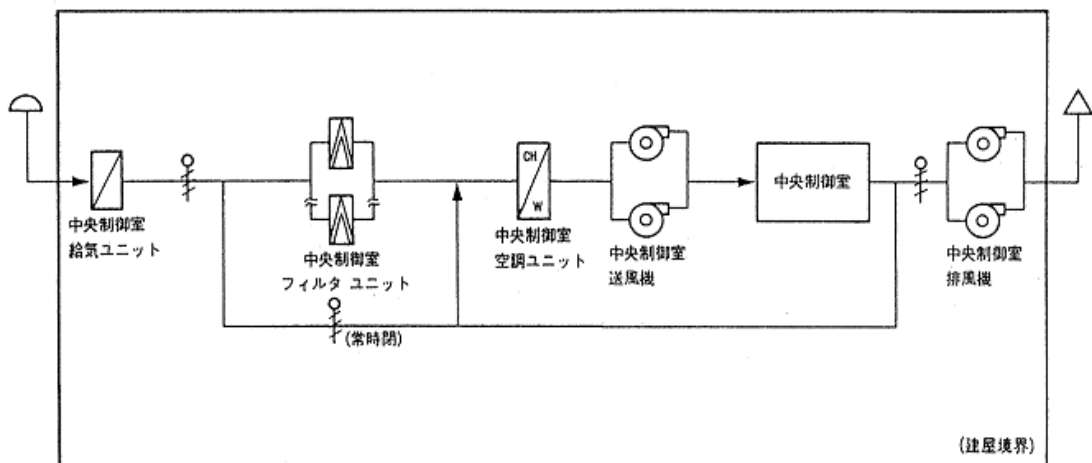
補足説明資料 8 - 6 ( 9 条 火山 )

## 降下火砕物防護施設の設計方針 (中央制御室の大気汚染)

降下火砕物防護施設のうち、制御建屋の中央制御室は、降下火砕物による大気汚染により、運転員の居住性を損わない設計とする。

中央制御室の大気汚染は降下火砕物が中央制御室内に侵入することで生じるが、制御建屋中央制御室換気設備の外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物が取り込まれたとしても、制御建屋中央制御室換気設備にはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内への降下火砕物の侵入を防止することで、運転員の居住性を確保する設計とする。

さらに、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することで、腐食性ガスの侵入を防止し、運転員の作業環境を確保する設計とする。再循環運転時の居住性については、参考資料 8-3-5 に示す。



第 1 図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図

令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 7 (9 条 火山)

## 降下火砕物防護施設の設計方針

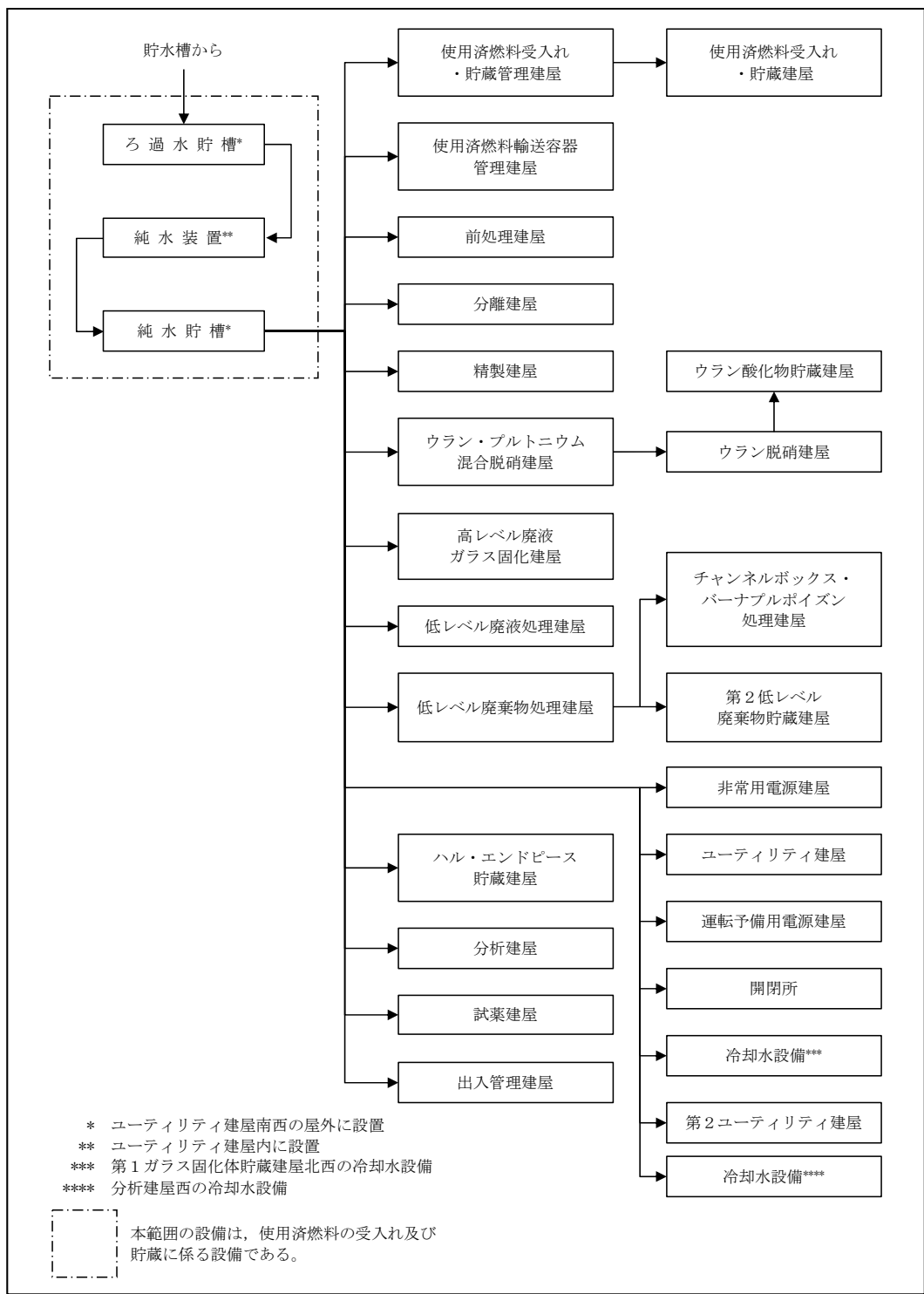
### (取水源の水質汚染)

水質汚染については、河川水に降下火砕物が混入することによる汚染が考えられるが、建屋に収納される降下火砕物防護対象設備及び安全冷却水系の冷却塔は、降下火砕物の水質汚染の影響により安全機能を損なわない設計とする。

第1図に示すとおり、純水を使用する降下火砕物防護対象設備は、二又川河川水を除濁ろ過したろ過水から製造した純水を、純水貯槽から供給を受ける設計とすることで、水質汚染により安全機能を損なわない設計とする。

常設重大事故等対処設備の第1貯水槽及び第2貯水槽は、水質汚染の影響を受ける可能性のない貯水槽であり、対処時に必要となる水の供給に影響を与えることはない。

なお、再処理施設においては、二又川河川水を除濁ろ過したろ過水をろ過水貯槽へ受入れ、さらに純水装置へ移送し、純水貯槽に貯留され、各使用先に供給される。また、河川水が汚染された場合には、取水を停止する手順となっているが、ろ過水貯槽及び純水貯槽内に水が貯留されているため、7日間程度取水が停止しても影響はない。



第1図 純水供給系統概要図

令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 8 (9 条 火山)



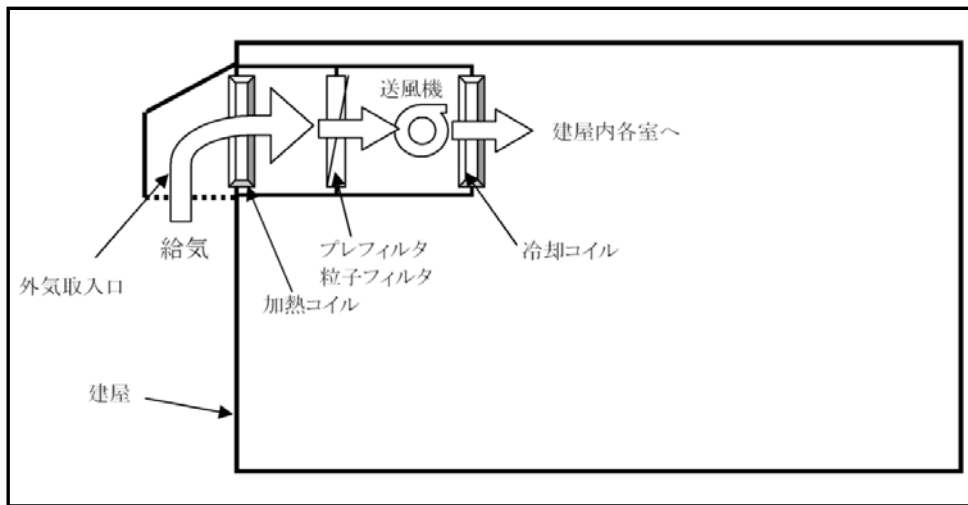


## 降下火砕物防護施設的设计方針

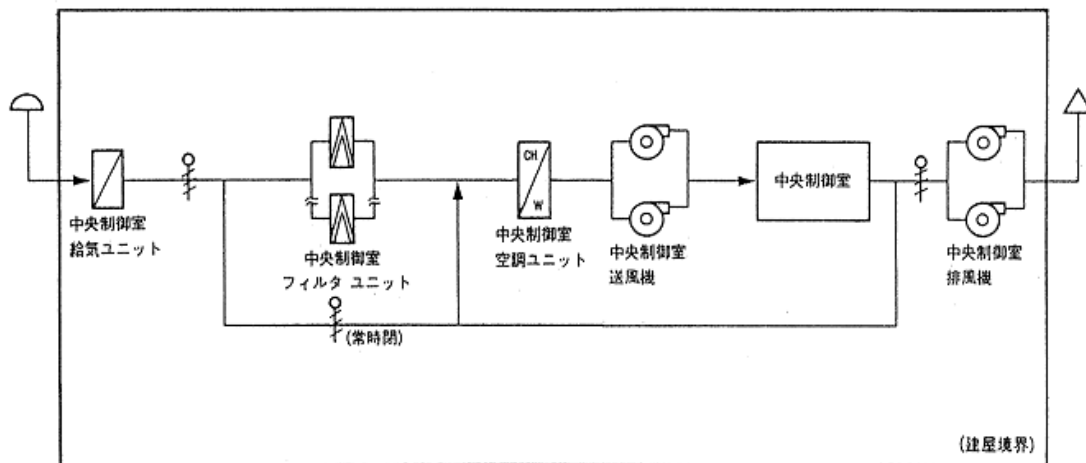
### (盤の絶縁低下)

建屋に収納される降下火砕物防護対象設備は、降下火砕物による絶縁低下の影響により、安全機能を損なわない設計とする。

降下火砕物防護対象設備を収納する建屋及び制御建屋中央制御室換気設備は、外気取入口に防雪フードを設け降下火砕物が侵入し難い構造とする。降下火砕物を取り込まれたとしても、降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備については、プレフィルタ及び粒子フィルタ又は中性能フィルタを設置し、建屋内部への降下火砕物の侵入を防ぐことで絶縁低下を防止する。制御建屋中央制御室換気設備についてはプレフィルタ及び高性能粒子フィルタを設置し、中央制御室内部への降下火砕物の侵入を防ぐことで絶縁低下を防止する。



第1図 建屋換気設備概要図



第2図 制御建屋中央制御室換気設備系統概要図

令和元年 11 月 6 日 R0

補足説明資料 8 - 9 ( 9 条 火山 )



## 降下火砕物防護施設の設計方針 (外部電源喪失, アクセス制限)

### 1. 外部電源喪失

送電網への降下火砕物の影響により, 長期的に外部電源が喪失した場合に対し, 第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機を各々2系統設置する設計とし, 外部電源喪失により安全機能を損なわない設計とする。

また, 再処理施設内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料を貯蔵する設計とし, 安全機能を損なわない設計とする。

### 2. アクセス制限

敷地外で交通の途絶が発生した場合, 水素掃気及び崩壊熱除去等の安全機能を確保するために電力を供給する第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の燃料の供給が外部から受けられないが, 敷地内に第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機が7日間以上連続で運転できる燃料を貯蔵する設計とし, 安全機能を損なわない設計とする。

敷地内において交通の途絶が発生した場合でも, 水素掃気及び崩壊熱除去等の安全機能は敷地内を車両で運搬する等の必要がないよう系統で接続することで, 交通の途絶の影響を受けない設計とし, 安全機能を損なわない設計とする。

また, 敷地内の道路において降下火砕物が堆積した場合には, 降灰後に除灰作業を実施し復旧することを手順等に定める。



令和元年 11 月 6 日 R1

補足説明資料 10 - 1 (9 条 火山)





# 再処理施設

## 運用，手順説明資料

外部からの衝撃による損傷の防止

(火山)

(第九条 火山)

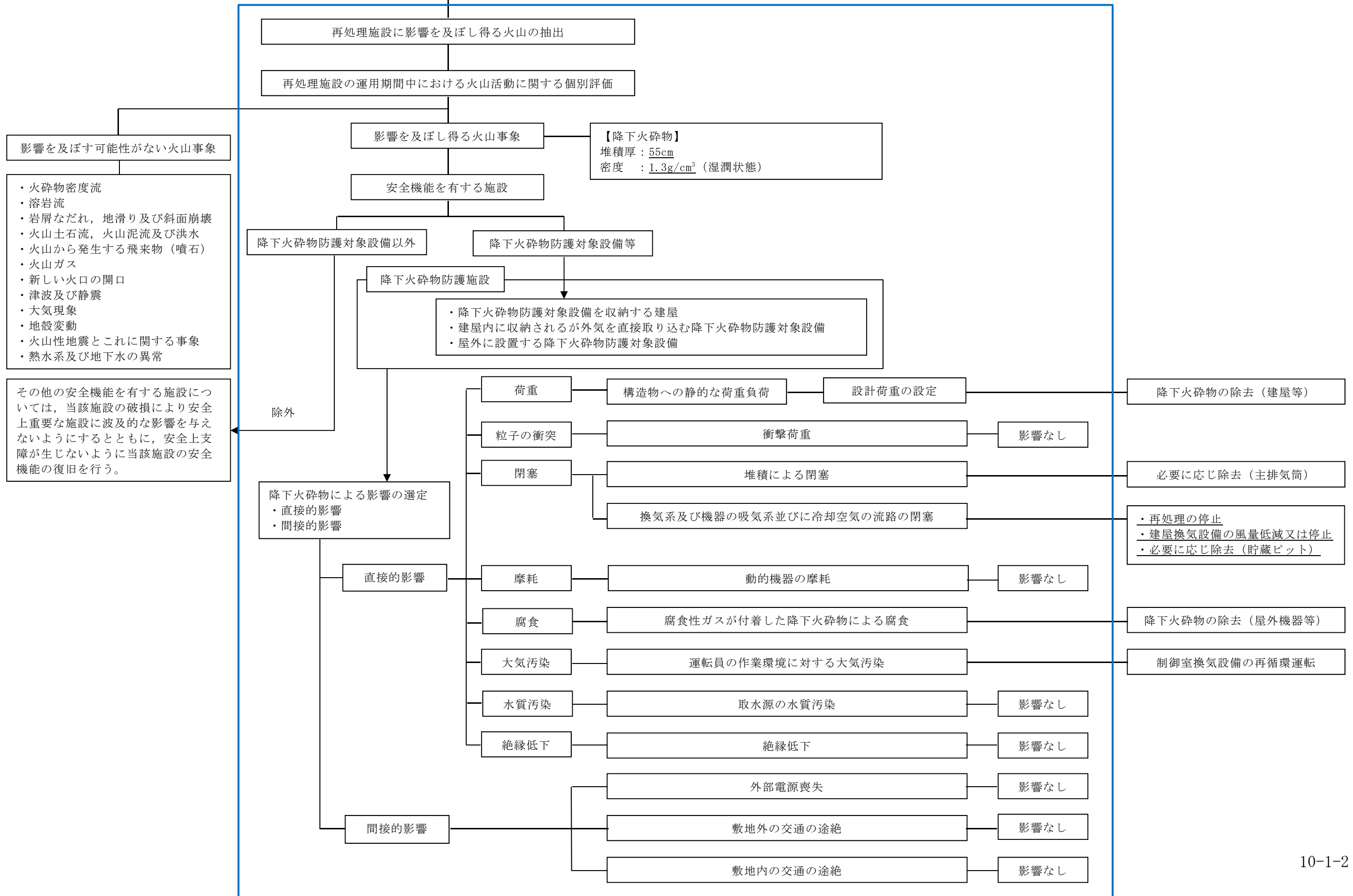
安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震、津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

- 2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

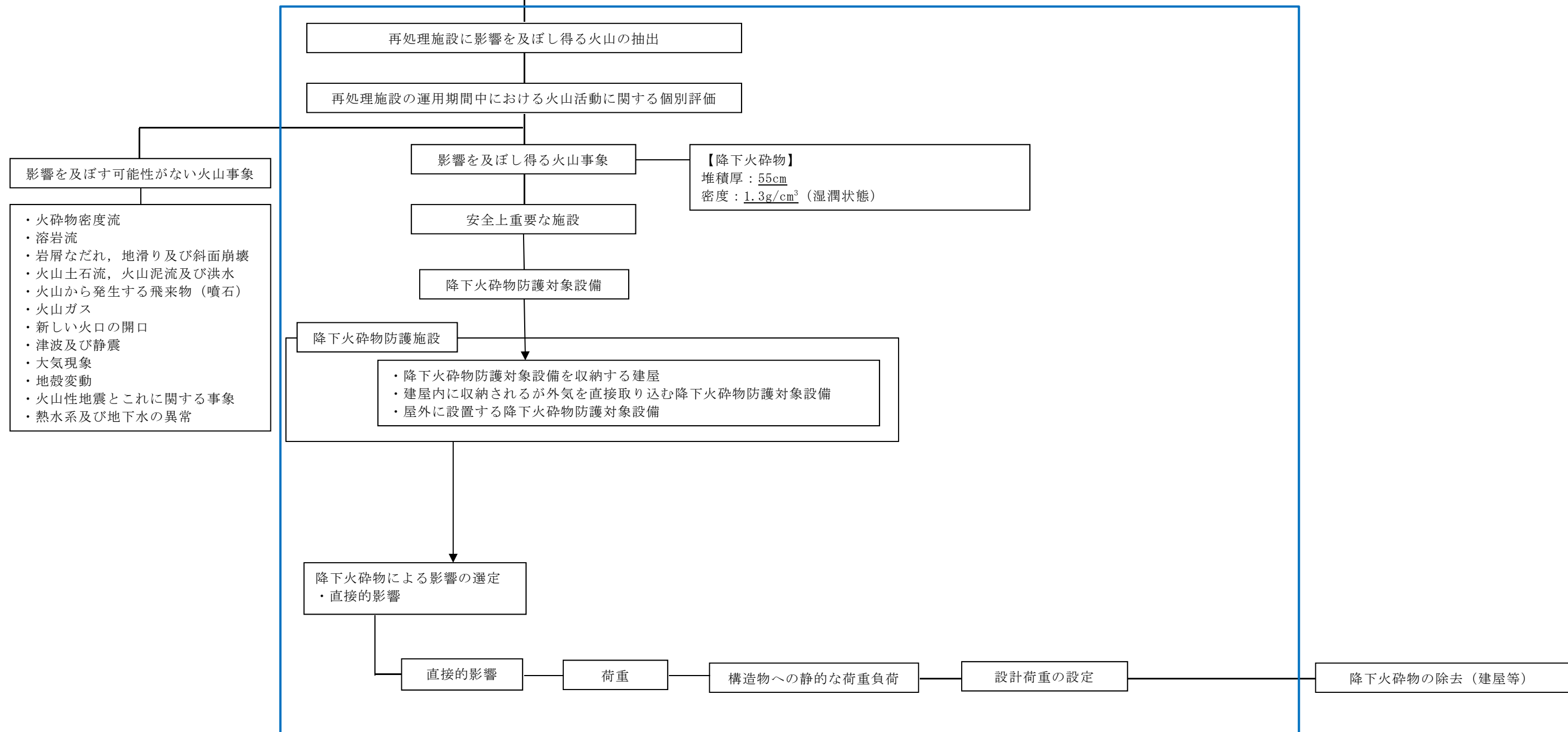
安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震、津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震、津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。



安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。



再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	対象項目	区分	運用対策等
第9条 外部からの衝撃による損傷の防止	降下火砕物の除去作業及び除去後における降下火砕物による静的荷重や腐食等の影響に対する保守管理	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>降下火砕物が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、評価対象施設等に堆積した降下火砕物の除去を実施する。</li> <li>降下火砕物による影響がみられた場合、必要に応じて保守及び修理を行う。</li> </ul>
		体制	(担当課による保守・点検の体制) (降下火砕物確認時の体制)
		保守・点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常点検</li> <li>定期点検</li> <li>火山事象時及び火山事象後の巡視点検</li> </ul>
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用・手順・保守・点検に関する教育</li> </ul>
	再処理の停止，建屋換気設備の風量低減又は停止及び制御室換気設備の再循環運転	運用・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象設備を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講ずる。建屋換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</li> <li>降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講ずる。制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃や交換を実施する。</li> <li>第1非常用ディーゼル発電機及び第2非常用ディーゼル発電機の運転時には、フィルタの状況を確認し、状況に応じてフィルタの清掃や交換を実施する。</li> </ul>
		体制	(運転員の当直体制) (降下火砕物確認時の体制)
		保守・点検	—
		教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用・手順・保守・点検に関する教育</li> </ul>



令和元年 11 月 6 日 R1

補足説明資料 10 - 2 (9 条 火山)





## 降下火砕物の除去に要する時間及び灰置場について

### 1. 降下火砕物の除去に要する時間

降下火砕物の除去に要する時間について、土木工事の人力掘削作業を参考に評価した結果を以下に示す。

#### (1) 評価条件

堆積面積  $1 \text{ m}^2$ あたりの作業人工等の評価条件を第1表に示す。

第1表 降下火砕物の除去に要する時間の評価条件

項目		評価値
①堆積面積 ( $\text{m}^2$ )	建屋	約 158,280
	屋外設備	約 3,490
	合計	約 161,770
②堆積厚さ (m)		0.55
③堆積量=①×② ( $\text{m}^3$ )		約 88,970
④ $1 \text{ m}^3$ あたりの作業人工*		0.39

※ 「国土交通省土木工事積算基準 (H24)」における人力掘削での人工

**精査中**

#### (2) 評価結果

降下火砕物の除去に要する作業量は以下のとおり。

$$0.39 \text{ 人日} / \text{m}^3 \times 88,971 \text{ m}^3 = \text{約 } 34,700 \text{ 人日}$$

以上の結果から、降下火砕物の除去に人員を約 1160 人動員した場合、30 日程度で降下火砕物を除去できる。また、人員を増やすことによりさらに期間の短縮が可能である。

## 2. 灰置場について

灰置場については、積んだ降下火砕物が崩れることにより再処理施設の安全上重要な施設に想定外の荷重が負荷されないよう、また、重大事故等対応時に必要なアクセスルートの通行に影響を及ぼすことがないよう、それらから十分に離れた場所に降下火砕物を集積する運用とする。

仮に、一時的に再処理施設の近傍に降下火砕物を積む場合は、降下火砕物が崩れることにより安全上重要な施設に想定外の荷重が負荷されないよう、また、重大事故等対応時に必要なアクセスルートの通行に影響を及ぼさない離隔距離を確保する運用とする。

令和元年 11 月 6 日 R1

参考資料 1 0 - 2 - 1 ( 9 条 火山 )



## 除灰時の人員荷重の考え方について

降下火砕物を除灰する際の人員の荷重については、建屋健全性評価において「建築構造設計基準の資料」（国土交通省 平成 30 年版）に示される屋上の通常人が使用しない場合の床版計算用積載荷重  $980\text{N/m}^2$  を包絡するよう、除灰時人員荷重として  $1000\text{N/m}^2$  ※<sup>1</sup> を考慮し、健全性評価を行う。

なお、建屋屋上の除灰時はスコップ、土のう袋、集じんマスク、ゴーグル、ほうき等軽量の資機材を使用し、重機等の大きな荷重を伴う資機材は使用しない。

※<sup>1</sup> 約  $100\text{kg}$  の人員が、 $1\text{m}^2$  毎に配置されているのと同様な荷重状態となる。

第 1 表 積載荷重※<sup>2</sup> （単位： $\text{N/m}^2$ ）

室名等		床版又は小梁計算用	大梁、柱又は基礎計算用	地震力計算用	備考
屋上	常時人が使用する場合 （学校、百貨店の類を除く）	1800	1300	600	「令」第 85 条の屋上広場を準用。
	〃 （学校、百貨店の類）	2900	2400	1300	
	通常人が使用しない場合	<u>980</u>	600	400	
	鉄骨造体育館、武道場等	980	0	0	短期荷重とする（作業荷重を考慮）。積雪荷重及び風荷重との組合せは行わない。

※<sup>2</sup> 「建築構造設計基準の資料」（平成 30 年版） 平成 30 年 4 月 25 日国営整第 25 号 表 4.2 積載荷重より抜粋。

